

# 平成 19 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 3 月 5 日第 2 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之  
議事調査係長 佐藤 正之

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	助役	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	須田 正彦	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	高橋 誠
総務部総務課長	齋藤 隆一	企画課長	竹内 規悦
財政課長	佐藤 好文	収入役室長	齋藤 乃里子
市民課長	木内 利雄	生活環境課長	佐藤 秀男
いきいき長寿支援課長	三浦 美江子	農漁村整備課長	伊藤 賢二
観光課長	長谷山 良	下水道課長	佐々木 義明
教育委員会総務課長	佐藤 文一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成19年3月5日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政の基本方針説明
- 第4 議案第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第5 議案第3号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第6 議案第4号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第7 議案第5号 にかほ市副市長定数条例制定について
- 第8 議案第6号 にかほ市犯罪被害者等基本条例制定について
- 第9 議案第7号 にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定について
- 第10 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第11 議案第9号 にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第10号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第11号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第12号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

- の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第13号 にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第14号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第15号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第16号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第17号 にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第18号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第19号 にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第20号 にかほ市安全・安心まちづくり条例制定について
- 第23 議案第21号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第22号 にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第23号 にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止する条例制定について
- 第26 議案第24号 にかほ市中島台レクリエーションの森条例を廃止する条例制定について
- 第27 議案第25号 にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第26号 にかほ市鉾立集団施設に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第29 議案第27号 にかほ市立学校給食共同調理場建設基金条例を廃止する条例制定について
- 第30 議案第28号 にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 第31 議案第29号 にかほ市水道水源保護条例制定について
- 第32 議案第30号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第33 議案第31号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第34 議案第32号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第35 議案第33号 本荘由利広域市町村圏組合同規約の一部変更について
- 第36 議案第34号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第37 議案第35号 にかほ市国土利用計画の策定について
- 第38 議案第36号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて

- 第39 議案第37号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第40 議案第38号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第41 議案第39号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)
- 第42 議案第40号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)
- 第43 議案第41号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第3号)
- 第44 議案第42号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第45 議案第43号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 第46 議案第44号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第47 議案第45号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 第48 議案第46号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算(第1号)
- 第49 議案第47号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第50 議案第48号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第51 議案第49号 平成19年度にかほ市一般会計予算
- 第52 議案第50号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第53 議案第51号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第54 議案第52号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第55 議案第53号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第56 議案第54号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第57 議案第55号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第58 議案第56号 平成19年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第59 議案第57号 平成19年度にかほ市水道事業会計予算

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時02分 開 会

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成19年第2回にかほ市議会定例会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、13番菊地衛議員、14番佐々木清勝議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。3番市川雄次議員。

【議会運営委員長（3番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

では、去る2月26日月曜日に開かれました議会運営委員会についての会期日程に関する御報告を申し上げます。

お手元に配付の平成19年第2回にかほ市議会定例会会期日程(案)をごらんいただきたいと思います。

3月5日より3月22日までの18日間としております。

3月5日、本日は本会議、6日を休会、7日、8日を一般質問の本会議としております。今回の一般質問者が11名ということで、当初3日間を予定しておりましたが、2日で事足りるだろうということで2日にしております。

3月9日、中学校の卒業式、午前、午後と分かれておまして、この日を休会にしております。そうしまして、3月13日が本会議の議案質疑と委員会付託等が含まれております。

3月14日より、14日、15日、16日、19日、20日というふうに、ここで委員会をとっております。

3月22日の本会議で採決等を予定しております。

なお、3月8日の本会議終了後、一般質問の終了後になりますけれども、本会議においてです、すみません。3月8日の一般質問終了後の本会議において、皆さんに郵送されております秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について、この日に実施したいということで話されております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。 — 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 質問します。議会運営委員会で会期日程を審議され、案を提出されておりますけれども、今回の議運の中で、この会期日程の審査とともに、何かそのほかに議会運営上の諸課題、あるいはまた、いろいろな過去の議会運営を踏まえて、いろいろ直すべき点はあるののかというような、日程以外の件について、何か審議、あるいはまたテーマがございましたら報告願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（市川雄次君） 今回の議会運営委員会においては、そのことについては話し合いはされておませんが、通常の議会運営委員会においては必ず、これまでの議会運営についての諸問題や今後の課題については話し合いはしております。前の議会運営委員会においても、まず今年度いっぱい終わったら、やはり総括をして、議会運営において改善されるべきところ、修正されるべきところ、あるいは、これまで、従前の中での、もう一回取り戻すべきところ等々をもう一度話し合わなければならないということでの申し合わせはしておりますので、今回の定例会が終わった後、議会運営委員会をさらに開いて、その点について総括をしたいなということは以前から話しております。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） そうしますと、議会運営委員会の中で、定例会、臨時会、あるいはまたさまざまな議員が関連します諸会議について、いわゆる多々問題点があると、改革すべき点があるという判断は常にお持ちなんですか。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（市川雄次君） 議会運営委員会の総意としましては、その点については皆さん理解の上だと思います。理解しております。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今、日程を説明いただきましたが、今回の議会は、基本構想が策定をされて初めて迎える、いわゆる大きな節目の議会だと理解をしています。そういう意味合いからいって、今回の議案内容を見ても、安全・安心まちづくり条例とか、あるいは水道水源保護条例とか、国土利用計画とか、これからのにかほ市のあり方について、非常なウエートある議案が提出されています。確かに1週間前に議案は私たちに配付をされておりますけれども、本日説明がされて、そして明日と明後日は一般質問、そういう形になります。 — 明日じゃなくて、7日、8日です。6日の1日しか休みがないと。休みという言い方はない。休会。それで検討をして、8日に議案質疑通告書を提出すると、そういう形になっています。

できれば、私の考え方ですけれども、2日、3日の休会を置いて、そして、じっくり検討をした上で、議案に対して質疑通告書を出したいと、そういう考え方を持ってきたんですけれども、議運委員会として、それらについての意見交換というか、検討というのは、どういうされ方をしてこの日程になったのか、1点お伺いをしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（市川雄次君） 今のお話については、私ども議会運営委員会では、逆に、余り会期を長く取るということに関しては好ましくないだろうと。一つには、やはり施行する段階において、余り時期が遅くなるとその施行がおくれるということもあって、一つには、余り会期を長く取るべきではないというのが議会運営委員会の全体的な意見、一致した意見です。

今おっしゃられる、議案質疑のためにももう少し休会を置いてくれというような質問だったと思うんですが、そのことに関しましても、3月9日の午前9時までに議案質疑通告書を出してくれということになっておりますので、この日程の中でいくと、きょうから数えれば4日間の時間はあるというふうに考えれば、それほどせっぱ詰まった時間ではないだろうという判断のもとに今回は、竹内議員のおっしゃることについても十分話し合いされた上でこのような会期日程になっております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの18日間と決定しました。

日程第3、市政の基本方針説明を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの3月定例会市議会、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、市政報告をいたします。

新年度に臨む市政運営の基本方針を申し上げます。

初めに、19年度の予算編成であります。

予算編成に当たっては、地方財政計画の歳出規模抑制の方針を踏まえて、地方交付税の減少、国庫補助金・負担金の縮減など、非常に厳しい財政環境の中で、行財政改革の推進と健全財政の維持を基本姿勢として、にかほ市行政改革大綱、集中改革プランに基づいた歳出削減や事務事業の見直しなどを積極的に行い、限られた財源の中で最良の効果が期待できるものに重点化し、真に市民が必要とするサービスを提供するための予算編成を行ったつもりでございます。

事務事業の見直しに当たっては、長寿祝い金の減額や補助金・負担金の削減など、市民の皆さんに直接痛みが伴う見直しもさせていただきました。市民に痛みを求める以上、職員が率先して痛みを負い、徹底した歳出削減を行うのは当然のことであり、特別職報酬等審議会の答申に基づく常勤特別職の給料の減額や管理職手当の減額、特殊勤務手当の見直し、時間外手当の抑制、職員互助会への補助金の廃止などを行い、経費の削減に努めたところであります。

また、広報誌や封筒などへの有料広告の掲載など、新たな収入の確保にも取り組みました。

19年度は、にかほ市総合発展計画のスタートの年であります。まちづくりの基本理念である「「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」～住みたいまち にかほ～」を築くことを念頭に、総合発展計画に基づく諸施策を確実に推進するための予算編成を行ったところであります。

次に、予算であります。

19年度一般会計予算の総額を136億2,500万円と決めました。18年度当初予算と比較して3.2%の増となっております。

歳入では、市税を32億8,833万円、対前年度比11.1%の増、国県支出金を19億5,166万円、対前年度比9.1%の増、地方交付税を40億5,000万円、対前年度比10%の減と見込んでおります。また、歳入の不足分を補う臨時財政対策債は4億4,090万円、財政調整基金などを取り崩した繰入額は8億3,810万円となっております。これにより、19年度末における基金の残高見込額は、16基金で約27億9,088万円となります。

歳出では、人件費が28億6,252万円で、これは18年度当初予算における人件費に比較し、1.5%の減となっております。扶助費は19億7,795万円、対前年度比1.6%の増、公債費は22億9,094万円、対前年度比3.3%の増で、義務的経費が52.3%を占めております。投資的経費は20億1,204万円、対前年度比32.5%の増となっております。

一般会計、特別会計、企業会計の各会計を合わせた予算総額は237億9,667万1,000円で、18年度当初予算総額と比較して3%の減となっております。

次に、にかほ市総合発展計画に基づく施策についてであります。

「安心して暮らせる福祉のまちづくり」については、にかほ市地域福祉計画を策定しました。その概要については、広報2月15日号及び市のホームページで紹介したとおりであります。今後、機会あるごとに計画内容を周知するとともに、安心して暮らせるまちづくりに向けて、市民、事業者等団体、行政が一体となって取り組んでまいります。

19年度は、計画に基づいて、子育て支援、高齢者支援、障害者支援などを計画的に進め、豊かな福祉のまちをつくるために、児童福祉費、老人福祉費、介護支援事業費、障害者福祉費、保健医療費などに所要の予算を配分いたしました。特に、児童福祉費については、総予算額の9.6%を配分し、保護者負担の軽減など、子育て支援に積極的に取り組んでまいります。

また、障害者自立支援法については、さまざまな意見に対応するため、法律の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置として、1、利用者負担のさらなる軽減、2、事業者に対する激変緩和措置、3、新法への移行等のための緊急的な経過措置の3つの柱から成る改善策が講じられることになりました。

このうち、利用者負担のさらなる軽減では、負担感の大きい通所・在宅者の1割負担の上限額を4分の1まで引き下げるとともに、軽減対象を収入ベースでおおむね600万円まで拡大するなどの内容となっております。

市としては、今回の改善策の対象とならない通所・在宅者の収入600万円以上の人、居宅介護、短期入所、補装具給付利用者及び市が実施主体となって提供する日常生活用具給付、日中一時支援、デイサービスの利用者に対し、1割負担の半額を独自に軽減することといたしました。新年度予算に盛り込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

また、健康にかほ21計画に基づき、生活習慣病の予防、早期発見など、総合的な健康づくりを進めるために、国保ヘルスアップ事業などを初めとする健康教育や各種健康診査の充実を図ってまいります。

「自然豊かで住みよいまちづくり」については、快適な生活環境、環境に優しいまちをつくるために、まちづくり交付金事業として、金浦地区のまちづくり計画を進めてまいります。

また、道路、公園、上下水道など、生活基盤の整備を計画的に進めるための予算を各事業ごとに措置しております。

特に、水道は、市民の日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであることから、安全で安心して飲める水を確保するために、水源の保護、水質の保全、水量の確保を図り、将来にわたり市民の生命及び健康を守ることを目的として、にかほ市水源保護条例を制定することといたしました。今定例会に条例案を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

ごみの減量化を図り、分別収集によるリサイクルなど、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを進めるために、一般廃棄物処理計画と循環型社会形成推進地域計画を策定してまいります。

災害に強いまちをつくるために、地域防災計画を策定します。18年度は、市民会議を設置し、市



民の皆さんの声を聞かせていただきました。19年度は、法律に基づく防災会議を設置し、策定作業に入っております。

安全で安心のできるまちづくりを進めるために、にかほ市安全・安心まちづくり条例を制定することといたしました。地域社会で発生する犯罪が多様化・複雑化する近年において、犯罪のない、安全で安心のできるまちをつくるために、行政、市民、事業者等の役割を明確にし、それぞれが対等の立場で、情報を共有しながら推進していくものであります。

また、不幸にして犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者となった市民を支援し、被害の軽減や回復を図ることを目的として、にかほ市犯罪被害者等基本条例と、にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例を制定することといたしました。今定例会に条例案を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

国民保護法第35条の規定を受け、にかほ市国民保護計画を策定しております。計画の策定に当たっては、国が作成したモデル計画を参考とし、秋田県国民保護計画、及び現在策定中のかかほ市地域防災計画との整合性を図りながら策定をしております。広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントも実施いたしました。策定した計画素案をかかほ市国民保護協議会に諮問し、3回の協議を経て、お配りしている最終案に至っております。今後、知事との協議を行い、正式決定となった場合は、議会にて報告をいたします。

交通ネットワークを整備するために、旧3町を結ぶ幹線道路整備のための測量と路線等の検討を行っております。

また、地域公共交通検討委員会を設置し、本市の今後の地域公共交通のあり方の検討を進めてまいります。

「人と文化を育むまちづくり」については、象潟中学校の建替事業費として、計画のとおり、本体工事やグラウンドを含む外構工事など、19年度事業分の予算を計上しております。

仁賀保中学校の建替事業費については、20・21年度の建てかえを目指し、耐力度調査や造成測量設計のための予算を計上いたしました。

両中学校の建替事業のために、総予算額の10.5%を配分しております。

また、国際理解教育を充実するために、ALTの配置や市内在住の外国人の活用、姉妹都市との交流などを継続して行っております。

社会教育施設の整備事業としては、仁賀保公民館のトイレの改修工事や白瀬南極探検隊記念館の改修工事を行います。

「活力ある産業のまちづくり」については、農林業の振興を図るために、新たに集落営農組織への支援事業や、農地・水・環境保全活動支援事業を実施するとともに、引き続き中山間地域直接支払事業、土づくり強化推進対策事業など、農業基盤の整備や担い手の育成などを支援してまいります。

また、森林資源の整備のために、森林環境保全整備事業、松くい虫防除対策事業、海岸林再生事業などを継続して実施してまいります。

水産業を推進するために、漁業経営構造改善事業や負担金事業の地域水産物供給基盤整備事業な

どを引き続き実施し、漁港の整備、漁場の造成、種苗の放流などを支援してまいります。

観光の振興については、観光検討委員会からの提案をもとに、年間交流人口 300 万人、宿泊者数 30 万人の目標に向けて、観光アクションプランを策定し、観光ルートの整備、特産品の開発などを進め、誘客活動を高めてまいります。

「人と情報が交流するまちづくり」については、これまでに培ってきた国際交流活動、国際理解活動の底辺拡大を図り、国際化時代にふさわしい、創造性豊かな人材の育成を進めるために、中学生の相互訪問交流、友好都市訪問のための旅費の助成、国際理解教育などの予算を計上しております。

また、男女共同参画社会を実現するために、にかほ市男女共同参画計画を策定いたしました。この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国や県の計画を踏まえ、市が今後 5 年間に取り組むべき事業を具体的に示したものであります。今後は、この計画に基づき、男女がお互いの人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力が発揮され、活力に満ちたまちづくりを進めるための諸施策や啓発活動を展開してまいります。

地域の情報化を推進するために、にかほ市・Bフレッツ誘致を進める会などと連携して、光通信サービス・Bフレッツの導入を、NTT東日本に対し、強力に働きかけを行ってまいります。

「協働と自立のまちづくり」については、市民参加による協働のまちづくりを進めるために、まちづくりの方向性や市民参加のあり方、市民、議会、行政の責務などを規定する自治基本条例（まちづくり基本条例）を制定してまいります。策定検討委員会を 18 年度中に立ち上げ、19 年度早々から議論・検討を進めてまいります。

また、町内会やボランティア団体などがみずから進んで取り組んでいただく地域づくり事業・夢いきいき 21 マイタウン事業を継続して実施し、地域の活性化や振興を図ってまいります。

真に市民が必要とするサービスを提供するために、職員の意識改革・能力向上への取り組みは、不断に続けてまいります。

以上、今年度進めてまいります施策の概要について申し上げましたが、合併によるスケールメリットを最大限に生かしながら、「「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」～住みたいまち にかほ～」を目指し、各施策の具現化に全力を傾注してまいりますので、議員各位を初め、市民の皆さんの御理解と御支援、御協力をお願いいたします。

最近の市政について御報告いたします。

国内経済は、戦後最長と言われるいざなぎ景気を超え、6 年にもわたる拡大基調を続けておりますが、地方においては、景気の回復傾向にあるとはいえ、全体的には景況感に乏しく、いまだに景気回復を実感できない状況にあります。今後の課題として、中央と地方を初めとする格差の是正がクローズアップされているところであります。

本市においては、電子部品関連を中心に、製造業の業績が好調を持続しております。

TDKでは、今年に入って、生産体制を増強する方針を打ち出しているほか、家電製品の新たな分野進出に向けた技術提携が進められるなど、好調を背景にした事業展開が図られております。

また、工場や生産設備の増設を図った事業所が 8 社に上り、全体的にも拡大傾向にあるものと判

断しております。

こうしたことから、本市の地域経済は、製造業の好調に支えられ、回復基調を強めているものと判断しております。

次に、雇用の状況であります。

今春、高校を卒業する見込みの管内子弟で、就職を希望している者は91名であります。1月末現在の就職内定者は86名、このうち市内企業への内定者は38名となっております。また、ハローワーク本荘管内における12月末現在の有効求人倍率は0.66倍で、対前年同月比で0.12ポイント上昇しております。県平均との比較においても、平均を下回っていた昨年から、本年は若干ながらオーバーに転じております。

なお、1月末現在、にかほ市民の求職登録者数は431人となっております。

次に、市税の状況について申し上げます。1月末における調定額は、個人市民税が8億8,858万円、法人市民税が3億6,506万円、固定資産税が16億9,857万円となっております。

次に、19年度の市税の見込みについてであります。個人市民税が11億204万円、法人市民税が4億2,721万円、固定資産税が15億2,440万円と見込んでおります。所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止に伴って、個人市民税は対前年度当初比で34.3%、2億8,171万円の増、市税全体では同じく11.1%、3億2,787万円増の32億8,833万円を見込んでおります。

税源移譲に伴う税率改正により、個人市民税は大幅な増収となりますが、自主財源である税収の確保が最も重要であり、引き続き県職員の短期派遣を要請するとともに、市県民税の共同催告や合同滞納整理など、県とのタイアップによる徴収体制をさらに強化し、滞納額の減少と徴収力の向上に努めてまいります。

予算の編成方針でも触れましたが、特別職報酬等審議会に市長・助役の給料の額及び市議会議員の報酬の額について諮問し、答申をいただきました。市長・助役の給料の額については、職員給与が引き下げられていること、市の財政状況が非常に厳しいことなどを考慮して、1、平均5.07%の引き下げ、2、3.05%の引き下げ、3、据え置き、4、それ以外の改定の4案を諮問したところ、3.05%引き下げることが適当であるとの答申がありました。答申どおりに実施することとし、今定例会に関係条例(案)を提案しておりますので、よろしく願いいたします。

また、正副議長を含む議員報酬については、県内他市との均衡などを考慮し、1、平均10.16%の引き上げ、2、5.08%の引き上げ、3、据え置き、4、それ以外の改定の4案を諮問したところ、据え置きが適当であるとの答申があったため、改定は見送りとさせていただいたところであります。

にかほ市民歌と市民憲章を決定いたしました。

市民歌については、1、歌詞の公募、2、市の象徴選定委員会による選考、3、作曲の依頼、4、CDの作成という手順を進めてまいりました。決定した歌詞と選考理由などについては、広報1月1日号でお知らせしたとおりであります。作曲は、秋田県出身で作曲家の小野崎孝輔氏にお願いをいたしました。最終的にお手元に配付したCDのとおり決定をしたところであります。

市民憲章については、1、市の象徴選定委員会による形式や憲章に盛り込むべき内容の検討、2、起草の依頼、3、草案の検討という手順で選定作業を進めてまいりました。起草は、詩や短歌に造詣

が深い、市民お2人をお願いをいたしました。最終的に、お手元に配付してある市民憲章のとおり決定をさせていただきました。

さきに決定した市の木、花、鳥、魚とともに、4月1日の告示をもって正式決定といたします。

地方分権の推進、地方公共団体の自主性・自律性の拡大を図ることを目的として、地方自治法の一部が改正されております。この中で、助役制度、収入役制度などが見直しとなり、4月1日からは、副市長、会計管理者が置かれることになりました。今定例会に係る条例(案)を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

19年度より新たに実施される市町村と秋田県の相互人事交流制度を活用して、市職員1名を県に派遣し、県職員1名を受け入れる人事交流を行います。市町村の職員は、より広域的な視点での地方行政を経験し、県職員は、住民に身近な行政サービス業務を経験することで、お互いが抱えるさまざまな課題を把握し、次代を担う管理職員に必要な課題解決能力や政策形成能力を身につけさせることを目的としております。交流期間は19年4月から2年間、給与等は原則として派遣元が負担することになります。派遣する市職員は健康福祉部門への配属を、県には都市計画部門の職員の派遣を要望し、調整中であります。

また、県の市町村職員実務研修制度によって、職員1名を研修職員として秋田県市町村課へ派遣します。県の実務を通じて、地方行政の運営に必要な知識や技術などを習得し、幅広い視野に立った判断力や分析力などを備えた人材の育成を目的としています。派遣期間は1年間、給与等は市が負担します。

後期高齢者医療広域連合からも職員の派遣要請があり、1名を派遣することとしております。派遣期間はおおむね3年間、給与等は最終的には広域連合の負担となります。

国際化時代に対応できる人材育成を目的に、1月11日から7泊8日の日程で、三浦教育長を団長とする金浦中学校・仁賀保中学校の生徒13名と引率者4名の17名が、親善大使としてニュージーランドを訪問しました。

にかほ市となって初めての訪問でしたが、姉妹館提携をしているカンタベリー博物館に永久貸し出しされた白瀬中尉のブロンズ像の除幕式に市を代表して列席するなど、交流を深めてまいりました。

今後の交流活動として、中学生を主体とした相互訪問交流を進めることについても、クライストチャーチ市の関係者と協議を行ってまいりました。

釜ヶ台地区で進めておりました移動通信用鉄塔施設整備事業については、大変御不便をおかけしておりましたが、光ケーブル回線の接続が完了し、NTTドコモの携帯電話についても、1月26日から使用できるようになりました。

また、本市では、光通信サービス・Bフレッツの導入が望まれているところですが、昨年11月に1,000件を超える要望書をNTT東日本に提出し、早期導入に対する市民の声を届けたところであります。これに対して、2月27日に秋田支店長が来庁した際には、旧3町の市街地区域については、19年6月ごろまでにはサービスを開始できるようにしたいとの回答をいただいたところであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合の設置については、全市町村議会で可決決定されたことから、1月16日に知事による設置の許可、2月1日には発足式が行われ、秋田市長が広域連合長となりました。

広域連合議員については、市長会、町村長会、市議会議長会、町村議会議長会からそれぞれ6名の推薦があり、また、ほかにも推薦を受けた候補者の届け出があったことから、全市町村の3月議会において、それぞれ区分ごとに選挙を行い、その結果で当選人が決まることとなります。広域連合議会は3月下旬に招集され、議長・副議長の決定、予算並びに条例案の審議がなされる予定となっております。

清掃センターについては、昭和56年に稼働を開始し、平成12年のダイオキシン対策工事を経て、26年を経過しておりますが、毎年、多額の費用をかけながら補修工事を行い、施設の維持に努めているところであります。

このたび、秋田県ごみ処理広域化計画に基づき、施設の有効利用と経費の軽減という面から、広域化に向けた取り組みを進めるために、由利本荘市と本荘由利ごみ処理広域化検討委員会を設置いたしました。今後、施設の整備などについて具体的に検討してまいります。

国保ヘルスアップ事業は、参加者の皆さんの協力により、順調に事業が展開し、2月21日には講座全体会と修了式を実施いたしました。メタボリックシンドロームを対象とした、この事業の実施により、市民の生活習慣病予防に対する意識が高まり、一人一人が健康になることを期待しているところであります。新年度には、対象者を60名ふやし、160名の方を対象として、また、健康情報紙の発行は全世帯を対象に、引き続きこの事業を実施してまいります。

秋田県は、11年連続で自殺率1位となっております。にかほ市も例外ではなく、17年には24人の方がとうとい命を失っています。

市では、19年度から21年度まで、秋田県の指定を受け、自殺予防対策モデル事業を実施することになりました。この事業は、精神科医、臨床心理士、精神保健ボランティアなどが連携し、相談事業、ボランティアの育成、ネットワークの構築、講演会、生きがいづくり事業などに取り組むこととなります。

また、秋田大学医学部の協力を受けて、「心の健康に関する住民意識調査」を実施し、調査結果に基づく自殺予防対策を進めてまいります。

日沿道の整備状況についてであります。

金浦 - 仁賀保IC間は、道路敷の幅杭の打設と用地測量をほぼ終了し、一部については用地買収が行われております。また、象潟 - 金浦IC間については、地質調査と基礎測量が行われております。今後も、この区間の一日も早い着工と、酒田みなと - 象潟IC間の整備区間への格上げを強力に推進するため、本市と遊佐町が主体となって、県境建設促進同盟会を立ち上げ、各期成同盟会や関係機関と連携しながら、国に強く要望してまいります。

昨年暮れ、横浜市内の市道において、占用許可基準を満たさない道路上の架空横断線に、走行中の車両の積載物が接触し、歩行者が死傷するという事故が発生しております。

本市においては、1月下旬から全路線について安全点検調査を実施したところ、電線、電話線、

集落有線など 181 件が許可基準である 4.8 メートルを満たしておりませんでした。ほとんどが各家庭への引き込み線でしたが、道路交通安全確保のため、各占有者へ是正措置を講ずるよう通知をしたところであります。

公共下水道事業の進捗状況についてであります。全体計画の 59.4%の整備が完了し、整備済み区域の水洗化率は 70%となっております。

なお、現在の全体計画については、19 年度に目標年度の延長や計画面積などの見直しを行い、20 年度に下水道法及び都市計画法上の手続を行って、21 年度から 7 年間の予定での認可を得ながら、事業を推進したいと考えております。

19 年度事業としては、館ヶ森地区の面整備工事、矢妻から久根添中継ポンプ場間の圧送管理設工事をを行います。下水道事業団への委託工事は、笹森処理場の処理池 3 系列と、久根添、黒川、芹田、鈴の中継ポンプ場の機械・電気・場内整備工事などを行うこととしております。

19 年産米の生産目標数量が配分されました。本市には、土づくり実証米に代表されるように、売れる米づくりへの取り組みが評価され、前年より 91 トン、率にして 0.7%増の 1 万 3,035 トンの配分となりました。これを受けて、にかほ市水田農業推進協議会を開催し、新たな需給調整システムに基づいて、各団体ごとに配分したところであります。各農家には、JA 等の関係団体を通じて配分されることとなります。

集落営農組織の設立状況ですが、これまで、仁賀保地域が石田、伊勢居地、畑、百目木・堺、院内、芹田、三日市、金浦地域が飛、象潟地域が大森、川袋、大須郷、横岡の 13 集落が 12 組織を立ち上げており、年度末までには計画の 20 程度の設立を見込んでおります。

設立の組織に対しては、経営基盤の安定及び稲作以外の作物推進のための施策を当初予算に盛り込み、側面からの支援を行ってまいります。

また、組織の設立が今すぐとはいかない地域においては、引き続き設立に向けた支援を行うとともに、4 ヘクタール以上の経営面積を持つ農業者及び要件に満たない認定農業者を対象に、対策に円滑に加入できるよう個別相談を実施しております。

女性農業者グループ・グリーンレディースが 18 年度農山漁村女性チャレンジ活動表彰の地域社会参画部門において、最優秀賞（農林水産大臣賞）を受賞することになりました。グリーンレディースは、直売所の運営や援農システムの構築など活動の輪を広げ、農家と非農家が手を取り合い、みんなで元気に暮らせる地域づくりに大きく貢献したことが認められて表彰されるものであります。表彰式は、「農山漁村・女性の日」を記念する集いで、3 月 7 日に東京で行われます。

19 年度から始まる農地・水・環境保全向上対策については、29 地区、1,686 ヘクタールの要望がありました。今後、活動組織と市が協定し、地域の環境保全の振興策として推進してまいります。

農業集落排水事業は、上浜中央地区を整備中でありますが、19 年度も引き続き大須郷地区において、管路・水道管それぞれ 1,200 メートル、中継ポンプ 3 基の設置を計画しております。これにより、にかほ市で計画している農業集落排水事業はすべて完成となります。

19 年度の漁港等の整備事業であります。

象潟漁港では、横の澗の防波堤の整備、漁港地先に八タ八タ藻場の整備、分港の防波堤の新設と

護岸の改良工事、泊地のしゅんせつを計画しております。

金浦漁港では、高潮対策として沖防波堤と臨港道路の整備、赤石川地先に築磯の漁場整備を計画しております。

平沢漁港では、引き続き防波堤の整備を計画しております。

漁業の状況ですが、18年の総漁獲量は2,895トン、漁獲高は13億600万円でありました。昨年に比較して239トンの増、1億3,700万円の増収となっております。ハタハタの漁獲量が270トンの増、カキ・アワビの漁獲量が25トンの増などが主な要因となっております。

観光検討委員会が、公募委員を含む27名の委員構成で、12月14日に発足いたしました。

委員会には、分野別に、グリーン・ツーリズム検討部会、観光商品開発検討部会、特産品開発検討部会、環境・体制整備検討部会の4つの部会が設置され、各部会では精力的な意見交換が行われております。委員のほか、アイベックスエアラインズ株式会社を初めとする旅行関連企業7社にもアドバイザーをお願いし、意見をいただくことになっております。年度末までには、さまざまな御提案をいただけるものと期待をしているところであります。

18年の観光客の入り込み状況は、前年度比0.8%増で、182万人となっております。4月の桜まつり、7月の海水浴シーズンに悪天候の日が多く、入り込みが伸び悩んでおりましたが、8月以降は好天に恵まれたこともあって、「三夜ものがたり」が大盛況、仁賀保高原や中島台レクリエーションの森は相変わらず人気が高く、また、TDK歴史館や赤石浜海水浴場のオープン等のおかげで、全体では昨年より1万2,000人の増となっております。宿泊者は1.7%減の9万人でありました。

第62回国民体育大会・秋田わか杉国体が9月29日から県内各地で開催されます。本市では、空手道競技の全種別が象潟体育館を会場に9月30日から10月2日まで、サッカー競技の少年男子・女子の種別が仁賀保運動公園多目的広場とTDK総合スポーツセンターを会場に9月30日から10月4日までの開催となります。

また、国体に引き続き、第7回全国障害者スポーツ大会・秋田わか杉大会のサッカー競技（知的障害者）がTDK総合スポーツセンターを会場に10月13日から15日まで開催されます。

開会に先立ち、9月2日には、道の駅ねむの丘において、市民の皆さんの参加と協力による「炬火の採火」を行い、市内全域で大会旗・炬火リレーを実施した後、隣接の由利本荘市に引き継ぎを行います。

開催まであと7ヵ月となりましたが、大会を盛り上げるために、さらなる市民の参加と協力を呼びかけてまいります。

象潟中学校建替事業については、体育館、武道場、給食共同調理場は、今月15日の工期に向けて、内外装の仕上げを行っているところです。校舎棟は、継続費を設定して事業を進めていますが、国からの内示がおくれたこと、また、建設地は転石などが多く埋没している地層であるため、杭打ち作業が難航したことなどから、継続費の年割額の変更などを3月補正に計上しておりますので、よろしく申し上げます。

仁賀保中学校建替事業については、15名で構成する建設検討委員会で、視察や意見交換など4回の協議を重ね、3月1日に検討結果の答申をいただいております。この答申を踏まえ、教育の場に

ふさわしい、豊かな環境を持つ学校建設を進めてまいります。

総合文化施設については、建設検討委員会を立ち上げ、先進施設の視察や意見交換などを重ねてまいりましたが、3月1日に検討結果の答申をいただきました。にかほ市の文化の拠点となる総合文化施設の整備計画は、この答申を踏まえながら、ランニングコストや財政状況なども勘案し、進めてまいります。

にかほ市成人式が1月7日に開催されました。旧3町の成人者が一堂に会し、市全体で一緒に開催した初めての成人式であります。参加対象者は、353人のうち287人、81.3%が参加し、厳粛に式典を終えることができました。成人者の皆さんには、大いなる夢と、何事にも果敢に挑戦する勇氣と、感受性豊かな心で、持てる力を思う存分発揮し、力強く人生を歩んでいただきたいと念願しております。

ガス事業につきましては、4年にわたる大事業でありました熱量変更作業が終了し、関連施設の13Aガスの製造所・供給所も完成し、稼働しており、にかほ市都市ガスの高カロリー化が完了いたしました。今後は、13Aガスの有為性を発揮し、需要拡大を図ってまいります。需要の動向によっては、製造所の増設も視野に入れております。ガス事業法の改正に伴う条例改正案を今定例会に提案しておりますので、よろしく願いいたします。

ガス器具による一酸化炭素中毒事故が大きく報道されております。ガス水道局では、昨年実施した熱量変更作業で、市内のすべてのガス器具について、一酸化炭素濃度を含めた安全確認を行ったところですが、再度所有器具の調査を行い、報道されている器具を使用しているお客様に対しては、希望があれば無料点検を実施する旨の御案内を行いました。現在まで20名のお客様から申し出があり、再度の安全確認を行ったところであります。

水道事業であります。16年度から建設中でありました桂坂・横森簡易水道統合整備事業と畑配水場建設工事が完成し、4月から供用開始となります。これにより、桂坂・横森地区が簡易水道から上水道となります。また、配水場の完成によって、小出・院内地区への安定供給がなお一層図られることとなります。

新年度は、現在策定中のかかほ市水道全体計画をもとに、年次計画を策定し、安全・安心な水の安定供給を図るために整備を行ってまいります。主な事業としては、旧3町間の配水管の接続、鳥屋森配水場の増設、老朽管の入れかえなどを予定しております。

消防団長の佐藤勝男氏が、一身上の都合によって1月31日をもって辞任いたしました。新団長には、副団長の板垣英雄氏を承認し、2月1日付で辞令を交付したところであります。

また、女性消防団員には9名の応募があり、4月初めに団長より辞令が交付される予定であります。

18年の火災件数は7件で、前年と比較し、5件の減となっております。また、救急件数は981件で、前年と比較し、5件の減となっております。急病が最も多く689件、一般負傷、転院搬送の順に続いています。

以上で市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで市政の基本方針の報告を終わります。



所用のため 11 時 15 分まで休憩します。

午前 11 時 02 分 休 憩

午前 11 時 15 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 4、議案第 2 号人権擁護委員候補者の推せんについてから、日程第 59、議案第 57 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計予算までの 56 件を一括議題とします。これの朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 2 号人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、引き続き、佐々木締子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

議案第 3 号、同じく人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、引き続き、佐藤稔美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

議案第 4 号、同じく人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、新たに、佐々木久美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

議案第 5 号にかほ市副市長定数条例制定についてでございます。地方自治法の一部改正に伴い、副市長の定数を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

議案第 6 号にかほ市犯罪被害者等基本条例制定についてでございます。犯罪被害者等基本法の施行に伴い、にかほ市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第 7 号にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定についてでございます。にかほ市における犯罪被害者等の支援施策の一環として、犯罪行為により不慮の被害を受けた人の遺族または傷害を受けた人に対し見舞金を支給し、生活の安定等の軽減を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第 8 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございます。地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備するため、条例を制定するものでございます。

議案第 9 号にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてでございます。行政手続法の一部改正に伴い、にかほ市行政手続条例の引用条項にずれが生じたため、条例の一部を改正する

ものでございます。

議案第 10 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてでございます。退職予定者と新規採用予定者の職員数で減員となる課が生じること、さらに、既存業務の見直しを行った結果、定数を改める必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 11 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。人事院規則の改正に伴い、国家公務員に準じて職員の休息時間を廃止するものでございます。

議案第 12 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。監査委員の報酬額改正と、母子自立支援員及び安全・安心まちづくり協議会、水道水源保護審議会の各委員の新設に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 13 号にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法の一部改正に伴い名称の変更を行うこと、また、地方自治法上により、出頭した関係人等に対する日当及び宿泊料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法の一部改正に伴い、「助役」を「副市長」に改め、「収入役」を廃止するとともに、特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び企業管理者の給料月額を減額改定するための条例の一部を改正するものでございます。

議案第 15 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。教育長と他の特別職との給与月額の均衡を考慮し、教育長の給与月額を減額するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 16 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国及び県人事委員会の勧告に準ずること、また、診療所長手当を新たに定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。単純な労務に雇用される職員の昇給等に関する基準を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 18 号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。現在、定率支給の「市税の賦課徴収手当」を日額単位の「市税の徴収手当」に改め、また、「検診、予防接種手当」及び「往診手当」を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 19 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。高齢化が進む社会状況にあって、各種事業の見直しを行い、総合的に判断し、条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号にかほ市安全・安心まちづくり条例制定についてでございます。市民生活に危害を及

ばす犯罪を未然に防止し、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進することにより、市民が安全に安心して生活することができるように条例を制定するものでございます。

議案第 21 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。象潟地区の簡易水道の供給区域を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 22 号にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定についてでございます。にかほ市観光施設整備特別会計の公営事業性がなくなったことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 23 号にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止する条例制定についてでございます。にかほ市観光施設整備特別会計を廃止することに伴い、条例を廃止するものでございます。

議案第 24 号にかほ市中島台レクリエーションの森条例を廃止する条例制定についてでございます。野営設備の廃止に伴い、にかほ市ふれあい自然公園条例に組み入れるため、条例を廃止するものであります。

議案第 25 号にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定についてでございます。前議案に関連して、にかほ市中島台レクリエーションの森条例の廃止に伴い、ふれあい自然公園条例に中島台レクリエーションの森を組み入れるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 26 号にかほ市鉾立集団施設に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。シャワーの整備に伴い、徴収する料金を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 27 号にかほ市立学校給食共同調理場建設基金条例を廃止する条例制定についてでございます。にかほ市立象潟学校給食共同調理場が今月中に完成することにより、基金条例の必要性がなくなったため条例を廃止するものであります。

議案第 28 号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定についてでございます。にかほ市立象潟学校給食共同調理場の移転に伴い、所在地を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 29 号にかほ市水道水源保護条例制定についてでございます。にかほ市の水道にかかわる水質の保全、水源の保護及び豊富な水量の確保を図り、将来にわたり市民の生命及び健康を守るため、条例を制定するものでございます。

議案第 30 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてでございます。ガス事業法施行規則の一部改正等に伴い、大口供給条件と選択供給条件を新たに制定するために条例の一部を改正するものでございます。

議案第 31 号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。消防団員の消防行政改革を推進するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 32 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行、及び秋田県後期高齢者医療広域連合が設立されたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を改める必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 33 号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についてでございます。地方自治法の一部

を改正する法律が施行されることに伴い、本荘由利広域市町村圏組合規約を改める必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 34 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてでございます。平成 18 年 4 月 1 日から介護保険事業として新たに実施された地域支援事業の見直しに伴い、介護保険者事務の事務委託に関する規約を改める必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 35 号にかほ市国土利用計画の策定についてでございます。この計画は、国土利用計画法第 8 条第 1 項の規定に基づき、にかほ市の区域における国土に関し、長期にわたり安定した均衡ある土地利用を確保することを目的に、平成 17 年を基準年次とし、平成 28 年を目標年次として策定したものであります。策定については、国土の利用に関する全国計画及び県計画を基本とし、去る 12 月定例会において議決いただいた、にかほ市基本構想にのっとり定めましたので、国土利用計画法第 8 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 36 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてでございます。簡易水道事業の運営のため、平成 19 年度一般会計から同特別会計に 1,100 万円を限度に繰り入れするものであります。

議案第 37 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてでございます。同じように、公共下水道事業の推進のため、平成 19 年度一般会計から同特別会計に 5 億 5,000 万円を限度に繰り入れするものであります。

議案第 38 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでございます。農業集落排水事業の推進のため、平成 19 年度一般会計から同特別会計に 2 億 3,700 万円を限度に繰り入れするものであります。

議案第 39 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6 億 2,850 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 5,686 万 2,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、市税の増収、地方交付税の調整額の追加交付、各種補助事業費等の確定見込みにより、国庫支出金や繰入金、市債の追加または減額を行ったものであります。

歳出の主なものとしては、生活バス路線運行費補助金、仁賀保中学校建設基金積立金などの追加、国保特別会計事業勘定繰出金及び老人保健特別会計外 3 特別会計への繰出金、継続費事業である象潟中学校建替事業の年度割の変更など、各事業等の精算見込みにより減額を行い、その歳入歳出予算の調整については、財政調整基金取り崩し額を 3 億 1,350 万 5,000 円減額して行うものでございます。

議案第 40 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,465 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 9,664 万 7,000 円と定めるものでございます。主な補正予算としては、国県等支出金の確定、並びに療養給付費等の精算見込みにより増額補正をお願いするものでございます。

議案第 41 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 829 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ1億5,972万3,000円と定めるものでございます。主な補正内容としては、老人保健診療報酬、検診報酬の減収に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

議案第42号平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,309万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,194万2,000円と定めるものでございます。主な補正内容としては、老人医療費の減少により減額補正をお願いするものでございます。

議案第43号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ241万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,823万円と定めるものでございます。主な補正内容としては、洗釜・砂山地区水道管入れかえ工事等の事業費の精算見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

議案第44号平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,715万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,430万3,000円と定めるものでございます。主な補正内容としては、公共下水道工事の事業費の精算見込み等により減額補正をお願いするものであります。また、繰越明許費の補正については、予定事業の年度内完成が見込めないことから、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

議案第45号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億889万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,484万8,000円と定めるものでございます。主な補正内容としては、上浜中央地区管路、水道施設等工事の事業費の精算見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

議案第46号平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,057万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,058万5,000円と定めるものであります。本案件は、議案第23号に関連して、本特別会計を精算するために歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

議案第47号平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)でございます。収益的収入及び支出について、ガス事業収益予定額から900万円を減額し、収益的収入の総額を3億5,790万6,000円とし、ガス事業費用予定額に780万3,000円を追加し、収益的支出の総額を4億5,691万円とするものでございます。また、資本的収入及び支出について、資本的収入予定額から2億1,300万円を減額し、資本的収入の総額を4億1,458万3,000円とし、資本的支出から8,450万円を減額し、資本的支出の総額を6億8,583万3,000円と定めるものであります。主な補正内容は、熱量変更業務終了に伴う企業債の確定による減額及び工事請負費の差額により減額を行うものでございます。

議案第48号平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第3号)についてでございます。収益的支出について、水道事業費用予定額に161万5,000円を追加し、収益的支出の総額を4億3,829万6,000円とするものでございます。また、資本的収入及び支出について、資本的収入予定額から2,073万4,000円を減額し、資本的収入の総額を1億1,930万4,000円とし、資本的支出から700万円を減額し、資本的支出の総額を4億7,342万6,000円と定めるものでございます。主な補正内

容は、工事請負費の差額による減額を行うものでございます。

議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を対前年度比 3.2%増の 136 億 2,500 万円と定めるものであります。予算総額が増額となりましたのは、秋田わか杉国体の開催、平成 18 年度及び 19 年度継続事業であります象潟中学校建替事業の年度事業割によることが主な要因でございます。また、地方債は、対前年度比 20.6%増の 19 億 8,910 万円といたしました。増額となりましたのは、象潟中学校建替事業の年度割の差が影響しているものでございます。

議案第 50 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算でございます。歳入歳出予算の総額を対前年度比 11.0%増の 30 億 6,490 万 7,000 円と定めるものでございます。加入世帯は 5,340 世帯、加入者数は 1 万 775 人を見込んでおります。

議案第 51 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算でございます。歳入歳出予算の総額を対前年度比 6.9%増の 1 億 7,666 万 7,000 円と定めるものでございます。

議案第 52 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を対前年度比 6.9%減の 30 億 1,634 万 8,000 円と定めるものでございます。

議案第 53 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を対前年度比 54.6%増の 8,546 万 4,000 円と定めるものでございます。増額となりましたのは、洗釜砂山地区の送水管布設・配水池築造工事予算の計上によるものでございます。

議案第 54 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を対前年度比 13.2%減の 18 億 5,307 万 8,000 円と定めるものでございます。債務負担行為は、新規分として、公共下水道根幹的施設の建設工事委託が限度額の 8 億 5,100 万円、その他 2 件を計上しております。

議案第 55 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を対前年度比 43.3%減の 5 億 2,602 万 2,000 円と定めるものでございます。大幅な減額となりましたのは、平成 19 年度をもって施設整備が終了するもので、これまでにコスト縮減を図り、年度事業を前倒しして実施してきたことによるものでございます。

議案第 56 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算でございます。供給戸数を 6,163 戸、年間総供給量を 222 万 1,986 立方と定め、収益的収入及び支出予定額については、ガス事業収益を 3 億 8,268 万 8,000 円、ガス事業費用を 6 億 401 万 8,000 円とし、資本的収入及び支出については、資本的収入を 1,893 万 8,000 円、資本的支出を 1 億 1,812 万 7,000 円と定めるものでございます。

議案第 57 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計予算でございます。供給戸数を 9,973 戸、年間総給水量を 436 万 7,700 立方メートルと定め、収益的収入及び支出予定額については、水道事業収益を 4 億 6,363 万 7,000 円、水道事業費用を 4 億 5,204 万 9,000 円とし、資本的収入及び支出予定額については、資本的収入を 3,094 万 1,000 円、資本的支出を 2 億 7,499 万 1,000 円と定めるものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長などが行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで市長からの提案説明を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 48 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、それぞれの議案に対する担当部課長の補足説明を行います。初めに、議案第 2 号から議案第 18 号までの補足説明を総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第 2 号から第 4 号までの人権擁護委員につきましては、特にございません。

議案第 5 号でございますけれども、にかほ市副市長定数条例制定についてでございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律に助役制度の見直しに関する事項がございます。その内容は、現在の助役にかえて副市長を置くこととされ、副市長の定数を 1 人または複数とする場合、副市長の定数を定める条例を定める必要があります。副市長の職務として、現行の助役の職務に加え、市長の命を受けて、政策及び企画をつかさどること、及び市長の権限に属する事務の一部について、その委任を受け、その事務を執行することが規定されております。このことによりまして、現行の助役に比べ、副市長の権限が強化されたものでございます。

続きまして、議案第 6 号でございます。にかほ市犯罪被害者等基本条例の制定についてでございます。昨今の犯罪情勢は、だれでも犯罪被害者等になるおそれがあり、不幸にも犯罪被害に遭われた方々が支援を必要としている以上、市として支援するための条例は必要であると考えております。市における総合的で安定的な被害者支援の実施や、予算的な裏づけのためにも、今回、条例を制定しようとするものでございます。

主な条項の説明をいたします。最初の第 1 条でございますけれども、犯罪被害者等の支援のための施策でございますけれども、本条例につきましては、目的に書かれているとおりでございます。これにつきましては、犯罪被害者等基本法は平成 17 年の 4 月 1 日に施行されており、基本法の第 5 条で地方公共団体の責務が明確化されたことにより、市において犯罪被害者等に対する支援は重要な責務であると言えます。

2 つ目の定義でございます。この第 2 条の定義でございますけれども、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるというふうになっておりますけれども、犯罪被害者等、並びに犯罪等ということで、この犯罪というのは、刑法、その他、我が国の刑罰法令に触れる行為を意味しております。加害者が責任能力がない者である場合であっても、当該行為が構成要件に該当する以上、ここに言う犯罪に含まれております。ストーカー行為等もこういう事例に当てはまる行為になっております。また、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、児童虐待の防止

等に関する法律の第2条の要項も、この条文に含まれる行為になっております。

第3条の市の責務でございます。これにつきましては、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、連携を密にし、施策を策定し実施するものとするというふうにうたわれております。これにつきましては、基本法の第5条と7条ということで、連携協力を準じて、市の責務を明確に明記したものでございます。

具体的な施策の主なものとしたしましては、被害回復、経済的支援ということで、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるように支援することが必要でございます。また、給付金の支給に係る制度の充実等、または賠償の請求についての援助等、そうしたことがこれに含まれております。

2つ目は、精神的・身体的被害の回復防止でございます。精神的・身体的被害の回復防止につきましては、犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるよう支援するだけでなく、その負担を軽減して、二次的被害を受けることを防止することもこの目的の中に含まれております。

第4条でございます。市民等の責務でございます。これにつきましては、基本法の第6条、第20条、国民の理解の増進に準じて、市民の責務を明記したものでございます。犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に暮らせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の人々から理解と配慮、そして、それに基づく協力が重要であるということで、市民等の責務をうたっております。

第5条では、窓口の設置等でございます。市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図り、犯罪被害者等からということであってありますけれども、市におきましては、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等を行う総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者等の相談に応じ、支援のための部内調整、関係機関、団体との相互的な調整を行うものということで、窓口の設置等を第5条にうたっております。

それから、第6条につきましては、日常生活の支援でございます。犯罪等により日常生活が困難となった市内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービス提供等必要な支援を行うものとするということであってあります。

例えば、情報の提供の内容ということで、どういうことかということでございますけれども、例えば、どこに行けばどのような支援が受けられるのかの情報の提供等を市役所の中で行うというふうに考えております。また、訪問介護員の派遣その他の福祉サービスの提供の内容は、例えば、犯罪被害者等は犯罪被害によってこうむった著しい損害のため、または、その治療やリハビリ等のため家事や育児が手につかないことがあるというふうなうたわれております。そうした場合に、家族や親戚、友人などから支援を受けることができればよいのですが、こうした支援を受けることができない犯罪被害者等も見受けられていることから、こうした方々に市がホームヘルパーによる生活支援を提供することもこの条文の中に含まれております。

それから、安全の確保でございます。第7条は安全の確保ですけれども、犯罪被害者等がさらなる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するというふうな条文になっておりま



す。犯罪被害者等は、暴力団によるいわゆるお礼参りや、児童虐待、ストーカー行為、及び配偶者による暴力の反復など、限られるものでなく、犯罪等により被害を受けた場合、犯罪被害者等の多くが再び危害を加えられることに対し不安を抱いているような状況でございます。特に、児童虐待、ストーカー事案、DV事案のように、特定の者に対して繰り返して行われ、次第にエスカレートして身体等に危害が及ぶおそれがあるものについては、これを未然に防ぎ、被害者の安全を確保する必要がございます。そこで、市においては、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保を図る必要がございます。例えば、DV、ストーカー行為の被害者の住民票の写し及び戸籍の付表の交付や閲覧の制限等が考えられるというふうに考えております。

第8条は、就業の支援等でございます。市内に住所を有する犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援を行うというふうにならわれておりますけれども、犯罪等による心身の被害により職を失った者や、DV被害者等で離婚後の生計を維持するために就職を希望する者については、職業訓練などを行うなどして、その就業を支援することが今後考えられるというふうに条文では考えております。

以上で概略、簡単ですけれども、第6号の犯罪被害者等基本条例制定については、そのような条文の考え方で、今回条例の制定をお願いしているものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定でございます。これにつきましては、第4条では、見舞金の種類ということで、遺族見舞金、そして傷害見舞金ということで、第7条におきましては、見舞金の額として、遺族見舞金として、死亡した場合は30万円、そして傷害があった場合は10万円ということで、今回、見舞金の支給条例の制定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第8号でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定でございます。地方自治法の一部を改正する法律が19年の4月1日から施行されることに伴いまして、現行の助役制度が副市長制度に、収入役制度が一般職の会計管理者制度に改められること、及び職員等の名称が「吏員」から「職員」に改められるほか、用語等の整理を行う必要が生じたことによりまして関係条例の一部改正が必要となりましたので、今回お願いするものでございます。

議案第9号でございます。にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてでございます。行政手続法の一部を改正する法律が18年4月1日に施行されたことに伴いまして、同法からにかほ市行政手続条例の第1条へ引用している条文が第38条から第46条に移動したために、条ずれが生じたもので、今回一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第10号でございます。にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてでございます。にかほ市職員定数条例の一部改正については、職員数の削減及び熱量変更事業の終了等による部局間の異動により職員定数の変動が生じるためでございます。

今回の定数の見直しで変更になった部局は、市長部局の一般職で、現在の215人を1人減の214人といたしております。教育委員会では、現在の69人を3人減の66人に、公営企業では、現在の30人を3人減の27人に、合計で、現在の390人を7人減の383人に変更するものでございます。

続きまして、議案第 11 号でございます。にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成 18 年 3 月 3 日に人事院規則が改正され、休息時間の見直し等が、国家公務員については平成 18 年の 4 月 1 日から施行されております。それに伴いまして、秋田県市町村課より人事院規則の改正通知等がありまして、今回、条例の規則の改正と必要な措置を講ずるようとの通知がありましたので、今回、人事院規則に準じて改正するものでございます。改正内容は、第 7 条の休息時間を削除するものであります。その結果、現在、午後 0 時から 15 分間、午後 3 時から 15 分間、合わせて 30 分間の休息時間がありましたが、これを廃止するものでございます。

続きまして、議案第 12 号でございます。にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。福祉事務所は、母子家庭及び寡婦福祉法第 8 条の規定により母子自立支援員を委嘱すること、同支援員は非常勤とすることが定められております。また、同法による母子自立支援員の設置要項で、母子自立支援員は非常勤の特別職とすることが規定されております。このため、家庭児童相談員と同額として位置づけるものでございます。

続いて、監査委員の報酬額の改定でございます。識見を有する者のうちから選任された者は、現在の 2 万 7,000 円を 5 万円に、議会の議員のうちから選任された者は、現在の 2 万 1,000 円を 2 万 5,000 円にそれぞれ改定するものでございます。

また、今回定例議会に、にかほ市安全・安心まちづくり条例及びにかほ市水道水源保護条例の制定について提案しておりますが、これらの協議会及び審議会の委員について、非常勤の特別職として当該条例に追加するものでございます。

続きまして、議案第 13 号でございます。にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。地方自治法の一部を改正する法律によりまして、地方自治法の本則の規定中、「吏員」は「職員」の用語に改められます。また、地方自治法等により出頭した関係人等の日当、宿泊料は、要した日数、夜数に応じて定額により支給することになっておりますが、それに対応する別表を今回追加したものでございます。

続きまして、議案第 14 号でございます。にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。本議案は、平成 19 年の 1 月 19 日に、にかほ市特別職報酬等審議会に対し諮問を行い、同審議会より答申を受けましたので、この答申を尊重し、条例を改正するものでございます。改正の内容は、市長については、現行の 81 万 6,000 円を 3%減の 79 万 1,000 円に、助役については、現行の 62 万 5,000 円を 3%減の 60 万 6,000 円にそれぞれ改定するものでございます。企業管理者につきましては、市長、助役の減額改定との均衡を考慮いたしまして、現行の 55 万円を 2%減の 53 万 9,000 円に改定するものでございます。

続きまして、議案第 15 号でございます。にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。教育長につきましては、市長、助役の減額改定との均衡を考慮して、現行の 55 万 7,000 円を 2%減の 54 万 5,000 円に改定するものでございます。

引き続きまして、議案第 16 号でございます。にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例制定についてでございます。平成 18 年人事院勧告に準じて、管理職手当の定額化、扶養手当の額の改定を行うものでございます。管理職手当の定額化につきましては、従来、にかほ市は定率性で支給しておりました管理職手当を、役職ごとの定額制に移行するものでございます。また、扶養手当の額の改定につきましては、人事院勧告の内容に準じて、3 人目以降の子に係る扶養手当の支給額を 1,000 円引き上げ、2 人目までの子の額と同額の 6,000 円とするものでございます。また、新たに医師確保の観点から、医師の収入が大幅に変動しないように、将来にわたって安定した収入の確保のため、診療所長手当 65 万円を設けるものでございます。

なお、管理職手当の定額化につきましては、現在、定率性でございましたけれども、定額ということで、部長職につきましては 4 万 8,000 円、主幹につきましては 3 万 8,000 円、そして課長等につきましては 3 万 3,000 円、参事は 2 万 5,000 円、主席は 2 万 1,000 円ということで、定額制に改めております。

続きまして、議案第 17 号ですけれども、にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定でございます。今回の改正は、一般職の昇給の基準との均衡を図るため、昇給に関し必要な事項を定めたものでございます。これにつきましては、4 条から 7 条までの一部改正ということになっております。

議案第 18 号でございます。にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。1 つは、定率で支給されている、月額で定められているもの、1 万円を 8,000 円にということで、市税の賦課徴収手当を、徴収及び滞納処分に従事した日額に応じて支給する市税の徴収手当に改定しようとするものでございます。また、医師の収入が大幅に変動しないよう、将来にわたって安定した収入の確保のため、診療所長手当を設ける観点から、収入の不安定要素がある検診、予防接種手当及び往診手当を廃止するものでございます。また、「市税の賦課又は徴収事務に従事するとき。」を、「庁外で行う市税の徴収及び滞納処分に従事するとき。」というふうに変更しております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 19 号に関する補足説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、議案第 19 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

この条例は、郷土の発展に貢献されたお年寄りを敬愛して長寿を祝うということを目的に生まれた制度であります。旧仁賀保町においては平成 14 年に全部改正してございますが、平成 2 年に制定しております。また、旧金浦町につきましては、昭和 33 年に敬老年金条例として制定いたしまして、その後に平成 9 年に百歳長寿祝金条例を制定しまして施行してございました。また、旧象潟町においては、昭和 63 年に長寿祝金条例として制定いたしております。しかし、現在は、この制度につきましては、制定当時とは社会情勢等も変化しておりまして、当時の考え方でこのまま踏襲できない状況にあるのではないかという考えから、総合的に判断いたしまして、祝金の額の改正をお願いするものであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 20 号から議案第 21 号に関する説明を市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第 20 号にかほ市安全・安心まちづくり条例制定についての補足説明をいたします。

最近、少子化問題が論じられる一方で、全国的に子供が被害者となる事件が多く報道され、特に県内でも、御承知のとおり痛ましい事件が発生してしまいました。このことを受け、市内においても、多くの団体が見守り活動を展開しているところでございますが、子供を対象とした犯罪にとどまらず、高齢者や障害を持つ人など、いわゆる社会的弱者と言われる皆さんも含めた市民全体が犯罪に巻き込まれない、安全で安心な地域社会を構築するにはどうあればよいかということで、公募も含めた 7 名の検討委員の皆さんから検討していただいたところでございます。

その結果、市民の安全・安心について規範となるような条例を制定すべきという結論に達しまして、それぞれの立場での役割の明確化、情報を共有化するための組織の設置、さらには、さまざまな立場の人から理解していただくために、わかりやすい条文にというような検討委員の皆さんからの提言がございました。これらの提言を受けまして、第 3 条で基本理念を定めるとともに、第 4 条から第 6 条までの間にそれぞれの立場の役割を明確にしまして、さらには、第 7 条で協議会の設置を盛り込んだ内容となっております。以上でございます。

次に、議案第 21 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。上浜簡易水道は、平成 15 年 3 月に事業認可を受けまして、上浜中央地区農業集落排水資源循環統合補助事業と並行して整備を行ってきました。川袋、大砂川、大須郷地区の送排水管及びポンプ室、それから、大砂川・大須郷配水池が昨年 12 月末に完成しまして、本年 1 月の竣工検査を経て、現在、試験給水を行っているところでございます。以上のような経緯を踏まえまして、平成 19 年 4 月から上浜簡易水道としての給水が始まる計画ですので、このたび、給水区域と料金の設定などについて条例改正を行うものであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 22 号から議案第 26 号までの補足説明を産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の補足説明を申し上げます。

最初に、議案第 22 号にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定についてであります。稲倉山荘に関する特別会計でありますけれども、さきの臨時議会で御説明申し上げているとおり、鉾立地区の観光施設の拠点として、長い間、観光客の利便性を図ってまいりました稲倉山荘は、長年の風雪のため老朽化が著しく、一般観光客からの施設利用料金の収入もなく、同特別会計においては、建物共済保険のみの支払いをしている特別会計であることから、公営事業性が失われているものと判断をして、同条例の第 1 条第 4 号の鉾立地区観光施設整備特別会計、鉾立地区観光施設整備事業を削除し、同特別会計を廃止いたしたいものであります。

なお、今後、建てかえを行って、新たな施設展開を図ってまいりますけれども、建てかえ後の施設は一般的な行政財産として一般会計から維持管理費用を支出し、施設を使用する営業者からは施設使用料金を納めていただくことが適当と考えております。

次に、議案第 23 号ですが、議案第 22 号の特別会計条例の一部を改正する条例制定についてと、

また、この後出てきますけれども、議案第 46 号の平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算とも関連いたしますけれども、議案第 22 号の銚立地区観光施設整備特別会計の廃止によりまして、同特別会計において積み立てることとしている、にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第 24 号であります、最初に御説明いたしますが、中島台レクリエーションの森キャンプ場とは、県道 58 号の象潟矢島線、通称中島台林道と呼んでいますけれども、旧仁賀保町と旧象潟町の町境の付近から、獅子が鼻湿原へ入山する散策道に当たる手前の公衆トイレ、それと管理棟、駐車場、芝生広場などで、道路側に面している場所でありまして、面積にして約 1.6 ヘクタールに当たる部分であります。

元の営林署であります森林管理署は、昭和 54 年に同地域を中島台開設野営場としてキャンプ場の整備を行っておりまして、旧象潟町と管理委託契約を締結し、受託した象潟町では、同条例を制定して維持管理を行い、新市に引き継いでおります。昨年 8 月、由利森林管理署では、中島台レクリエーションの森キャンプ場の利用者が、近年、皆無の状況であることや、今後も利用者が見込めないこと、また、キャンプ場の鉄骨づくり炊事場やブロック製のトイレが老朽化していることなどにより、各施設を撤去しておりまして、市との管理委託契約期間が終了する 3 月末日をもって委託契約を解消したいとの申し入れが出てきております。近年の観光客や市民の志向傾向からして、同施設の設置目的は終了したものと判断をして同条例を廃止し、議案第 25 号にかほ市ふれあい自然公園条例に追加いたしたいというものであります。

次に、議案第 25 号であります、議案第 24 号の廃止に伴いまして、にかほ市ふれあい自然公園条例に中島台レクリエーションの森を追加いたしたいものであります。議案第 24 号で中島台レクリエーションの森条例を廃止いたしたいと考えておりますけれども、同地域は、自然景観とか、植生物の環境保護・保全に努める必要があり、今後も管理が必要と考えておりますので、同条例の第 2 条の表の中島台レクリエーションの森を追加して、同地域を他のふれあい自然公園と同じように、通常業務、管理を行いたく条例の一部改正をするものであります。

次の議案第 26 号であります、銚立山荘でありますけれども、これは県が設置いたしまして市が管理委託を受けている宿泊施設で、これらを含む銚立周辺の各施設では、飲料水等の確保に非常に苦労している状況であります。銚立山荘にはふるが設置されておりますけれども、シーズン中の水不足からくる節水のために、これまでふるの使用を中止しておりました。しかしながら、これまでも宿泊客からシャワー程度は欲しいというような要望から、昨年 7 月、ふる場にシャワーを取りつけ、その利用状況を見守っておりましたが、ふるに比べて利用する水量も少なく、今後も引き続き利用が可能と判断をし、新年度から使用料を正規に徴収いたしたく、第 4 条関係の別表にシャワー使用料を追加するものであります。

使用料金の 200 円については、にかほ市仁賀保高原施設条例第 6 条関係の別表、使用料金表のキャンプ場におけるコインシャワー料金と同額に設定をしております、また、その利用時間は、節水のために 5 分以内としております。

なお、昨年 7 月から 9 月までの約 3 ヶ月間、宿泊者の約 22% に当たる 158 人の観光客が利用さ

れておりますが、期間中、水量が不足する状況には至りませんでした。

以上で産業部関係の議案の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 27 号から 28 号についての補足説明を教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 議案第 27 号、28 号とも先ほど市長が説明しましたとおり、にかほ市立学校給食共同調理場の完成に伴う条例制定でございますので、特に補足説明はございません。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 29 号から第 30 号に対する説明をガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 29 号にかほ市水道水源保護条例の制定について補足をいたします。

本条例につきましては、市長のほうからも目的にありましたけれども、本市の水道に係る水源を保護することにより、安全で安心して飲める水を確保するとともに、美しい緑を守り、河川水及び地下水の水質汚染、もしくは汚濁を防止することにより、清らかで豊富な水を保全し、現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守るため、この条例をつくるものでございます。

方法といたしましては、水源保護地域を指定いたしまして、水質に悪影響を及ぼす汚染もしくは汚濁等、水位の低下というものを及ぼすおそれのある事業というものを水源保護地域には建設させないと、してはならないというふうな規制をするものでございます。

中身について説明します。

第 2 条のほう、60 ページですが、第 2 条 2 項水源保護地域ということで、水源地域を含む地域で、水源を保護するために保全する必要があるものとして市長が指定する区域をいうということであってあります。

それから、4 番、対象事業場、別表に掲げる事業場をいうということで、67 ページのほうに対象事業場ということで記載してございます。1 番から 8 番まであります。これらのものが対象となる事業場であるということで、規制対象ではありませんけれども、これらが対象事業となるというものでございます。

規制対象事業ということで 60 ページの 5 番のほうに載っております。対象事業場のうち、水質汚染、汚濁、もしくは枯渇をもたらすおそれのあるもので、第 22 条の第 1 項の規定により規制対象事業場と認定し、告示されたものをいうということで、対象事業場のうち水源に影響を与えるというものについては規制対象事業として認定し、告示するものでございます。こういったものにつきましては、先ほど言ったように水源保護地域には建設してはならないというふうなものでございます。

それから、水源保護地域の指定について、あるいは規制対象事業場の認定でございますけれども、これにつきましては審議会をもって行うということで 62 ページから書いてあります。

第 12 条、本市の水資源の保全・確保に関する重要な事項について調査審議するために、にかほ市水道水源保護審議会を設置するということになっております。

審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱をするということで、学識経験を有する者、その他市長が相当と認める者、これらの中で 12 人以内をもって構成するというものでございます。学識経験を有する者ということでは、ある程度水の専門家というふうなことで大学の教授やらその

辺のところを想定してございます。

水源保護地域の指定、18条になります。市長は、水源を保護するため、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ、20日の期間を定め、水源保護地域を示す図書を縦覧しなければならない。

市長は、縦覧の場所及び前項に規定する期間を告示しなければならない。

市長は、第1項に規定する縦覧期間経過後、審議会の意見を聴かななければならない。

市長は、審議会の意見を踏まえ、水源保護地域を指定するとともに、水源保護地域を告示しなければならない。審議会にかける前に水源保護地域の図書を縦覧いたし、その縦覧が終わった後に審議会に諮問し意見を聞くということでございます。その間、縦覧期間にいろいろ市民の意見を伺うというふうなことでございます。

また、5項といたしまして、水源保護地域を変更又は解除しようとする場合の手続は、今言ったように同じようなことの繰り返しというふうなことでございます。

第5章の、63ページですが、水源保護地域における規制、第20条、対象事業者は、あらかじめ市長に対し、規則で定める図書を添付した事前協議書を提出しなければならない。これは水源保護地域に指定された地域に構築物、あるいはそういうものを建てようとする場合、対象事業場をつくらうとした場合には事前協議書が必要であるということでございます。

計画の公開、21条ですが、前条の規定により事前協議書を受理したときは、その事前協議書及び添付図書を20日の期間を定め、縦覧に供しなければならない。ただし、添付図書中、企業秘密に属するものであって、かつ、公開することによって著しく対象事業者に不利益を与えると認める部分については非公開とすることができる。このような対象事業場が建設計画がありますよということ縦覧するものでございます。

規制対象事業場の認定、22条です。市長は、第20条の規定による協議の申し出があった場合には、40日以内に審議会に諮問し、その意見を踏まえて、諮問による意見が出てから30日以内に規制対象事業場の認定の有無を決定し、その旨を告示するとともに、対象事業者に通知しなければならない。21条の20日間の縦覧期間がございまして、これが終わった後に審議会に諮問するというふうなことでございます。

前項の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとするということで、(1)対象事業場の設置により、水源保護地域に係る水質を汚染若しくは汚濁させ又は水源の枯渇をもたらすおそれがあること。

(2)対象事業場の設置により、水源保護地域の土壌を汚染するおそれがあること。

(3)対象事業場の資力若しくは信用等から、当該事業遂行に支障があると認められる場合。

(4)対象事業者が対象事業場を管理運営するにあたり不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある場合。これらの場合は前項に規定することで規制対象事業場となり得るというふうなことでございます。

23条からは、それらの事業者からの申し出を受けるというふうなことでございます。1号から3号について、自分はこういう事業者ではありませんよということの証明をする義務を持つということ

とでございます。

事業計画の変更等の取扱いですが、第 24 条、対象事業者が、事前協議書に記載した対象事業場の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとする場合は、第 20 条から第 23 条までの規定に準じた手続きをとらなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認める場合はこの限りではないということで、計画が大きく変わった場合にはもう一度最初からやり直しですよというふうなことでございます。

第 25 条、事業場の変更等の取扱いでございます。水源保護地域内の事業場を設置する事業者、若しくは附則第 2 号の規定により第 20 条から第 23 条までの適用を免れた者は、その管理運営する事業場の構造若しくは規模又は事業の範囲の変更をする場合において、その変更後の事業場が対象事業場に該当するものである場合は、第 20 条から第 23 条までの規定に準じた手続きをとらなければならない。これは現実に事業は行っているというふうなことで経過措置として適用を免れていた人方でございますけれども、その後事業を変更しようというふうな場合には改めて今までと違う事業経営になりますので再度協議を必要とするということで、それまでには経過措置のままでいいということでございます。

第 26 条は、事前協議終了前の着工の禁止ということで、審議会にかけて市長から通知があるまでは規定事業場か対象事業場か判断つかないうちにまだ勝手に工事をしてはいけませんよということでございます。

そうした事業をやった場合には 27 条で中止命令をかけることができるというふうになっております。

それから、28 条では、市長のほうから、規制対象事業場ですよということを言われた人については、もうその地域には建設してはならないということでございます。

29 条は、それにもかかわらず事業に着工した者というものに対しては中止命令をかける、または原状回復を命ずることができるということでございます。

30 条からは事故時の措置ということでございますが、これは規制対象事業場だけではなくて、すべての事業者が水資源に影響を与えるような何か事故があった場合には、速やかに報告し、応急措置を講じてくださいというふうなものでございます。

31 条ですが、地位の継承、これは対象事業場ですから、規制対象になっていないわけですけども、それらの事業が、経営内容、あるいは経営者、そういうものが変わった場合には届け出をしてくださいということでございます。

それから、32 条のほうでは、既存の事業場、経過措置によってやっていた人方についても、経営者が変わった場合については、その事業内容が変わる場合は届け出してくださいということでございます。

それから、附則の第 2 項でございますが、経過措置、第 18 条第 4 項の水源保護地域の指定の告示の日において、現に当該地域に対象事業場が設置されている場合は、第 20 条から 24 条まで、26 条及び 27 条を適用しないものとする。いろいろ協議とかそういうものは要らないと、現状のままではいいですよということでございます。



26条としては、67ページには別表、先ほど言いましたけれども、これらのものが規制対象事業場となり得るということで対象事業場というふうに書いてあります。これのすべてが規制対象というふうなものではございません。あくまでも審議会において判断するものでございますけれども、これらに例えば面積規模だとか、あるいはそういうものの判断基準、そういうものもある程度規則のほうで定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

続きまして、議案第30号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例でございます。

第30条、本市は、法第17条の規定に基づき、ガス事業の用に供する設備の効率的な使用、その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、東北経済産業局長に届け出をし、この条例に定める供給条件以外の条件によりガスを供給することができるということでございますけれども、これは、通常、選択約款ということでございます。このものそのものは前からありましたけれども、通常の供給の形態ではなく、例えば、ほかのほうでやっている事業者でやっているのを見ますと、オールガス化住宅ですとか、あるいは夏場にガスを使っただくお客様ですとか、そういうものに関しては今の供給条例以外の条例、選択約款ということで、選択条例ということで、そういうものの用の料金を設定してお客様に提供してもよろしいということでございます。これはほかの事業者ではほとんど皆やっております。

旧仁賀保地区3町においてはそういうものに該当するものがなかなかなかったために、これまで制定はしていなかったものでございますけれども、このたび、にかほ市として合併し、また、熱量変更も終わって1万指定となったということで、ある程度お客様のほうからも、そういう料金制度はないのかというふうな引き合いも来ておりますし、このたびそういうふうな制度を制定しようとするものでございます。これは経済産業局のほうからも早くつくるようにというふうな指導も受けておりますので、これを条例によってつくっていききたいというふうに考えているものでございます。

それから、31条の大口供給条件でございますけれども、これは前から制度としてはあったものでございますけれども、都市ガスの事業の自由化、あるいは規制緩和というふうなことで始まったものでございます。これまで平成7年には、ある大口の起業家に対しては、その大口需要に対してのみの料金で設定してやってもいいということございましたけれども、平成7年の段階では、年間に200万立方以上使うお客様に対してはこれを使ってもいいというようなものに制定されました。その後、平成11年には100万立方まで落ちてきまして、平成16年4月には50万立方まで落ちたわけでございますけれども、このたび4月1日からこれが10万立方まで規模拡大されるということになります。その50万立方までは、にかほ市には該当する事業者もいなかったわけなんですけれども、この10万立方ということになりますと、にかほ市にもそれに該当する事業者が想定できるということでございますので、新たに大口の供給条件ということで大口約款をつくりまして、これらの事業者と相対で契約し、特別に供給ができるということでございます。事業者によっては、一般のお客様よりも、この大口様向けのほうが量が余計だというふうな事業者もございまして、これらが今後大きな課題となってくるのではないかなと思っております。あくまでも一般のお客様には迷惑をかけないという範囲内の要件がついておりますので、今後これらを制定しようとするものでござい

す。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 31 号に対する説明を消防長。

消防長（高橋誠君） 議案第 31 号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明をさせていただきます。

消防団は地域防災体制の中核的存在として今後も大きな役割を果たすことが期待されておりますが、消防団員を確保する地域防災体制を充実・強化するためには、住民の幅広い層から団員の確保をすることが望ましく、地域住民が参加しやすい消防団の活動環境の整備が必要となっておりまして。

今後、消防団員の入団条件を緩和し、にかほ市に居住する者以外に、にかほ市に勤務する者も消防団員の入団できるようにしたいと考えております。また、各部・班で極端に消防団員が少なくなる場合、退職した消防団員にもう一度入団してもらい、消防団OBとして、すべての消防活動に従事するのではなく、基本的にはその集落周辺の災害または災害予防活動を主として活動する消防団員を支援する支援消防団員を編成したいと考えております。

今回の条例改正につきましては、その条例の中に支援消防団員の字句を挿入するというものでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 32 号から第 33 号に対する説明を総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第 32 号の補足説明を行います。

地方自治法の一部を改正する法律が平成 19 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、秋田県市町村総合事務組合に会計管理者を置くことが成立したこと、また、秋田県後期高齢者医療広域連合を秋田県市町村総合事務組合に加入させることにより、同組合の規約を改める必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、今回規約の変更をするものでございます。

続きまして、議案第 33 号について補足説明をいたします。地方自治法の一部を改正する法律が平成 19 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本荘由利広域市町村圏組合の規約中、助役を副市長に改める必要があります。また、収入役を削る必要が生じたことにより、同規約を改める必要があるため今回一部変更するものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 34 号に対する説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、議案第 34 号について補足説明いたします。

現在、本荘由利広域市町村圏組合で行っております介護保険者の事務のうち、別表第 1 条関係の地域支援事業に関する事務の委託事務内容の表の中を整理したものであります。事務内容については変更ございません。

それと、広域組合管理者と受託者が協議して定めれば事業を実施できるようにするという内容を追加した内容のものでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 35 号に対する説明を総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第 35 号にかほ市国土利用計画の策定について補足説明をいたします。

議案第 35 号にかほ市国土利用計画の策定についてでございます。この計画は、国土利用計画法の第 8 条に基づき策定するものでございます。国土利用計画は、国土利用に関する行政上の諸計画の基本となります。それから、民間の諸活動の指針となるマスタープランでございます。

関係法令といたしましては、都市計画法、農振法、森林法、自然公園法などがございます。この計画を作成するに当たりまして庁内関係課との調整、現況調査、土地利用の転換等の実態調査、そして、それから市にかかわる今後の総合発展計画に沿った土地利用の分析、将来フレーム等を検討して今回策定いたしましたところでございます。

国土利用計画は、県は国を、市は県の計画を基本として策定することになっておりますので、相互に調整を図りながら今回進めてきております。したがって、県計画との考え方については矛盾のないように計画を定め、整合性を図るため事前調整は既に今回県のほうと協議し終了いたしているところでございます。県のほうからは特に意見はないとの回答を得ております。

計画の内容ですが、市土の利用に関する基本構想では、市の社会経済情勢・状況、土地利用の全般の基本方針、それから農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の利用区分の基本方針を定めたものでございます。

それから、土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標では、目標年次を平成 28 年、基準年次を平成 17 年にしております。目標の年次の人口は、総合発展計画の基本構想と同様に 2 万 8,000 人、世帯数を 9,150 世帯に推計いたしております。

利用区分ごとの目標は、6 ページの市土の利用区分ごとの規模の目標に定めたとおりでございます。

それから、目標達成のために必要な措置の概要では、公共福祉の優先、そして法律等の適切な運用、地域整備施策の推進、市土の保全及び安全の確保などについて具体的な表現で定めております。

それでは、皆様のほうに配付しております国土利用計画（案）の別冊のつづりがございますので、そこで若干の補足説明もいたしたいと思っております。

ページ 8 ページをお開きいただきたいと思います。農用地については、宅地への転換、道路の新設・改良などにより、4,513 ヘクタールから 64 ヘクタールほど減少し、4,449 ヘクタール程度と見込んでおります。農用地から道路や宅地などに転換させる 64 ヘクタールの内訳を次のように考えております。道路敷地といたしましては、高速道路で約 27 ヘクタールほど、県道象潟南環状線では 2 ヘクタールほど、市道では 14 ヘクタールを見込んでおります。市道の内訳といたしましては、仁賀保幹線や象潟大滝線、平沢小出線など 10 路線で 10 ヘクタール、そして過去の実績から宅地開発に伴う宅内道路などとして 4 ヘクタールを見込んでおります。全体としましては、43 ヘクタールが道路敷地に転換されるものと見込んでおります。また、農用地から宅地のほうへ転換でございますけれども、宅地の転換は過去の実績から 16 ヘクタールほどを見込んでおります。宅地は過去の実績計

算してみますと、大体 25 ヘクタールほど増加しておりますけれども、宅地は農地と民有林から転換されるものとして、農地と民有林の割合を 2 対 1 に仮定し計算した結果、農地より宅地に転換される面積は 16 ヘクタールというふうに考えているところでございます。また、農用地から原野のほうですけれども、原野への転換は 2 ヘクタールを見込んでおります。これは過去の趨勢や各事業などにより農地から転換が見込まれる傾向から、道路や宅地などを差し引いたもので原野に転換されるというふうに考えて計算をいたして見込んでいるところでございます。

2 つ目のイです。森林。森林については、道路の新設・改良などにより 1 万 5,127 ヘクタールから 38 ヘクタールほどの減少ということで、1 万 5,089 ヘクタールを見込んでおります。森林減少の内訳といたしましては、道路や宅地などに転換を想定しております 38 ヘクタールの内訳でございますけれども、道路敷地として高速道路では 16 ヘクタール、県道象潟南環状線では 1 ヘクタール、市道では 10 ヘクタールを見込んでおります。市道の内訳としましては、先ほど申し上げましたように、仁賀保幹線や象潟大滝線、平沢小出線などの 10 路線を見込んでおります。宅地につきましては、過去の実績から 7 ヘクタールを見込んでおります。農用地で御説明申し上げましたように、過去の趨勢から計算しますと、民有林から宅地に転換される面積は約 7 ヘクタールほどということで見ております。また、その他のほうへは総合文化施設の敷地、また、仁賀保中学校敷地として 1 ヘクタールほどを森林からの転換ということで見込んでおります。

ウの原野でございますけれども、原野については大きな変動はなく、現状と同じような考え方でございます。農地から計算上 2 ヘクタール転換なりますが、それが高速道路に転換されるため、差し引きゼロという形になるかというふうに思っているところでございます。

エの水面・河川・水路でございますけれども、水面・河川・水路については、水面及び水路は現況で推移しておりますけれども、河川改修が現在行われているところでありまして、1 ヘクタールほど増加し、619 ヘクタール程度となる見込みでございます。これにつきましては大沢川の河川改修を想定いたしているところでございます。

オの道路でございますけれども、一般道路については、日本海沿岸東北自動車道の建設、その他県道や市道の建設・新設・改良を含めて、道路といたしましては 80 ヘクタールほど増加するものと見込んでおります。総体で 845 ヘクタール程度になるというふうに想定をいたしているところでございます。農林道につきましては、林道整備により 3 ヘクタールほど、そして道路全体の合計では 1,080 ヘクタール程度というふうに想定をしております。道路の増加の内訳でございますけれども、農用地や山林からの道路に転換される 80 ヘクタールの内訳は次のとおりでございます。道路で一番面積が多いのは日本海沿岸東北自動車道で、延長が 1 万 5,162 メートル、道路幅員は 23.5 メートルで、それにのり面やインターチェンジなどの面積を含め、全体では 57 ヘクタールほどを見込んでおります。次に、県道関係では象潟南環状線で、この道路は高速道路終点から国道 7 号までのアクセス道路として秋田県で施行することになっております。延長が 2,850 メートルほど、幅員は 12 メートル、面積は約 4 ヘクタールほどを見込んでおります。また、市道関係では、仁賀保幹線道路として仁賀保地域から象潟地域までを結ぶ道路として、延長が 1 万 2,700 メートルほど、幅員 12 メートル、面積といたしまして 8 ヘクタールほどを見込んでおります。なお、このほかに宅地開発に伴う

道路が約7ヘクタールほどを今回見込んでおります。また、林道関係の太郎が台林道整備では3ヘクタールふえ、道路全体で83ヘクタールほどを見込んでおります。

力の宅地でございますけれども、住宅地については、市内の住みかえ需要や世帯分離、あるいは地域産業の発展による市外からの定住者の新築需要などから9ヘクタールほどの増加を見込んでおります。全体で444ヘクタール程度というふうに想定をいたしております。また、工業用地については、基幹産業である工業の発展により8ヘクタールほど、その他の宅地ということで事務所・店舗等でございますけれども、6ヘクタールほど増加し、宅地合計は23ヘクタール増加し、全体で789程度というふうに考えているところでございます。

主な土地利用の増減でございますけれども、以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第36号に対して補足説明、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 議案第36号です。一般会計から簡易水道特別会計への繰入れについてでございます。起債の償還、あるいは人件費の一部等、簡易水道特別会計で要する費用の一部を一般会計から繰り入れる限度額を定めるものでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第37号に関することは建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第37号について補足説明をいたします。

繰り出しは一般会計の都市計画総務費からで、事業推進のため、下水道事業費、公債費償還金へ主に繰り入れすることとして予算編成しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第38号に関する説明を産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第38号の補足説明をいたします。

この繰り入れにつきましては、事業推進のために一般会計予算の農村整備総務費の28節繰出金から繰り出しするものでありまして、内訳としましては、一般管理費、公債費のうち元金、そして利子、予備費等であります。

議長（竹内睦夫君） 所用のため2時20分まで休憩します。

午後2時08分 休 憩

午後2時20分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

暖房で少々暑くなっているようですので、上衣を脱ぐことを許可します。

次に、議案第39号平成18年度にかほ市一般会計補正予算、これに関して総務部に関することは総務部長より補足説明をお願いします。総務部長。

総務部長（須田正彦君） それでは、平成18年度の3月補正の総務部関係の補正予算を御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。継続費の補正の変更ですが、象潟中学校建替事業の変更でございます。補正前の事業費の割合を平成 18 年度分として 40%、19 年度分として 60%で計画しておりましたけれども、先ほど市長のほうからの報告もありましたように、国の内示等の関係で 18 年度分として 20%に変更いたしております。そして、19 年度事業分として 80%に変更したものでございます。総額の変更については入札により減額したものでございます。

続きまして、第 3 表の債務負担行為でございます。これにつきましては農業経営基盤強化資金等の利子助成補助金でございます。スーパー L 資金ということで 250 万円、2 件分の基準金利が 2%から 2.155%、県補助及び市補助として 0.135%分の平成 19 年から 24 年度までの債務負担でございます。事業の中身といたしましては、乾燥機並びに圃場整備ということで、乾燥機が 160 万円、圃場整備が 90 万円に対する債務負担でございます。

第 4 表、8 ページをお開きいただきたいと思っております。第 4 表の地方債の補正についてでございますけれども、事業費の精算や、主なものは象潟中学校建替事業の年度事業費の変更などにより、3 億 1,740 万円の減額でございます。減額補正となっております。

続きまして、11 ページをお開きいただきたいと思っております。市税でございますけれども、個人市民税についてでございます。個人市民税については、平成 17 年分の所得をベースに算定して予算計上しておりましたけれども、18 年度の特別徴収分が今回当初予算に対しまして 1,388 万 9,000 円ほど増加しております。これによりまして、個人市民税の現年課税分といたしましては、1.7%増の 8 億 3,421 万 2,000 円に増額補正するものでございます。

続きまして、法人市民税でございます。9 月補正の減額分については、あくまでも市内の大手電子部品メーカー 1 社分についての業績予想に基づいて計算したものでございます。その他の法人については、電子部品の関係法人の好景気を反映し、9 月以降の各社決算による確定分、予定申告分の納付額が当初予算比で約 2 倍の 1 億 3,000 万円が納付されてきております。また、これに 1 月から 3 月分までの納付額の増加も見込みまして、予算規模に対して 6,905 万 1,000 円ほど増額補正するものでございます。これにつきましては T D K の関連企業の各社の分の景気による増加分でございます。

次に、4 項の市のたばこ税でございます。たばこ税の 4 月から 12 月までの調定額が 1 億 2,248 万 1,000 円で、7 月からの増税の影響から、本数では旧 3 級品以外が、対前年同期に対比しまして 94%、旧 3 級品では 97%程度の減少率であります。これをもとにして 3 月までの見込み税額は、増税分の影響から、当初予算対比で 488 万 3,000 円増加の 1 億 6,082 万 6,000 円と増額補正するものでございます。

次に、10 款の地方交付税でございます。今回、景気回復に伴い税収が増加したために、2 月追加分として 1,884 万 2,000 円追加交付なされておりますが、補正 7 号で 500 万円ほど計上しており、今回 1,384 万 2,000 円補正するものでございます。なお、平成 18 年の普通交付税は 38 億 5,304 万 7,000 円でございます。平成 17 年度から対比しますと 3 億 4,566 万 3,000 円が減額になっております。比率にいたしまして 8.2%の減でございます。

続きまして、17 ページをお開きいただきたいと思っております。1 目の総務費の県補助金でございます。

生活バス路線維持費補助金、17路線のうち、県補助については14路線となっており、平均乗車密度は0.1人の路線から高い路線で4.6人となっており、路線バスの補助率については8分の1から8分の3の補助率で、400万7,000円が18年度の生活路線バスに対する県補助金でございます。

また、リハーサル大会の県補助金の減額ですが、精算によるものでございます。種目別に見ますと、サッカーでは368万3,000円の減額、空手では221万7,000円の減額でございます。

20ページをお開きください。財産収入の1目の財産貸付収入でございますけれども、仁賀保町内にあります八木電子が社員の駐車場を工場等と取りかえたことによって増資したことに伴い、社員の駐車場として34台分を7ヵ月分貸し付けております。その金額といたしまして1台分2,000円いただいておりますけれども、47万6,000円。また、羽陽ブロック跡地の一時貸付金ということで約7万5,000円、仁賀保土地改良区の裏の敷地貸付ということで17万9,000円、その他一時貸付ということで7件ほどで10万1,000円ほどの財産貸付収入でございます。

続きまして、16款の財産売払収入については、金浦字背長森56番外7筆を丸大機工に、宅地、山林、雑種地でございますけれども、1,391.7平米の土地売払収入として224万1,450円と、金浦字浜の田283番でございますけれども、これは法定外の公共物、水路でございます。17.05平米で、17万4,055円の売払収入でございます。

それから、17款寄附金1項寄附金でございますけれども、社会教育費寄附金については、TDKからの寄附金でフェライト子ども科学館の運営に対する寄附金であります。

また、保健体育費の寄附金も、先般、都市対抗野球で優秀したことによりまして、TDKが河北新聞社より贈呈された100万円を、市内の学童野球のため利用していただいたとの寄附のあったものでございます。

18款繰入金の特設会計繰入金につきましては、議案第23号で御説明申し上げたとおりで、基金の廃止を今回お願いしているものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思っております。繰入金、基金繰入金ですけれども、財政調整基金繰入金ですが、当初予算では4億円を繰り入れし財政運営をまいりましたが、今回3億1,304万5,000円を減額し、18年度末の財政調整基金の残高は8億7,391万8,000円と見込んでおります。

また、象潟中学校建設基金につきましては、9,815万4,000円を減額し、18年度末は2億8,385万4,000円の基金の残高見込みでございます。

象潟観光振興施設整備基金繰入金についても、工事費の精算に伴い、279万5,000円を減額いたしております。18年度末の基金残高につきましては、5,578万3,000円の見込みでございます。

続きまして、20款の諸収入の6目の雑入でございます。都市対抗野球応援ツアー参加費85万7,000円の減額は、参加者の確定による減額でございます。

次に、12月に毎日新聞社主催の毎日スポーツ人賞賞金100万円についてであります。TDKとにかほ市が一体となって都市対抗野球大会での活躍と応援が認められていただいたものでございます。今回TDKさんの御厚意により、にかほ市がいただいたものでございます。なお、歳出につきましては、今後末永くこの栄光をたたえ、市内の子供たちに夢と希望を与えるため、児童の野球大会に使用させていただきたく、新年度の予算に歳出を計上いたしております。

また、オータムジャンボ宝くじ市町村交付金として609万1,000円、これは秋田県の総交付額が2億1,575万3,594円に対すにかほ市の交付金が609万1,000円でございます。

県の市町村振興基金協会による助成金ということでサマージャンボでございますけれども、1,558万7,000円についても、秋田県全体の総交付額が5億円でございます。均等割、人口割ということで、にかほ市の人口2万8,969人を主にして算定されて今回助成いただいたものでございます。なお、これらの経費につきましては、国際交流事業や防火水槽の新設1件、防災無線の保守点検や地域イントラに充当いたしましたところでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。2目から5目までの起債の減額分は、事業費等の確定に伴い精算による減でございます。

また、6目の教育債については、先ほど継続費のほうで御説明申し上げたとおりでございます。

以上で総務部関係の歳入の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次、市民部に関することは市民部長。

市民部長（池田史郎君） 初めに、市民部関係の一般会計補正予算ですが、初めに、11ページをごらんいただきます。一番下の欄にあります12款1項1目の衛生費分担金53万9,000円の減額でございますが、これは由利本荘市との協定に基づく仁賀保最終処分場の管理費分担金と、斎場・青松苑の管理費分担金の精算によるものでございます。

次、12ページ、13款1項3目の衛生使用料210万5,000円の増額は、斎場使用料及び仁賀保望海霊園の墓地使用料の増額によるものでして、望海霊園の墓地使用料は永代使用料9件があったことなどから見込みより増額となっております。

次、13ページ、13款2項2目の1節環境衛生手数料、同じく2節の墓地管理手数料は、いずれも精算見込みによるものでございます。

18ページ、15款2項2目の3節の医療給付費補助金4,011万5,000円の減額は、福祉医療費が減少すると見込まれるため、県から2分の1の補助がある福祉医療費補助金4,000万円の減と、レセプト審査件数の減少見込みから事務費補助金11万5,000円を減額するものでございます。

次、23ページをごらんいただきます。20款4項6目雑入のうち、由利本荘市リサイクル施設の平成17年度負担金の精算金として345万9,000円増額となっております。同じく、交通災害事務取扱交付金として28万円、これは交付決定により増額でございます。それから、リサイクル缶については清掃センターで処理しておりますけれども、その売却収入310万円の増を見ております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 引き続き、産業部に関することは産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係について補足説明を行います。

最初に、12ページになります。12ページの一番上の12款1項2目農林水産業費分担金2節林業費分担金でありますけれども、松くい虫の被害木の伐倒処理分担金3万8,000円あります。9月以降、15人の方からの伐倒依頼がありまして、その実績額を補正計上しております。

18ページになります。18ページの15款2項4目農林水産業費県補助金の2節林業費補助金であります。松くい虫の防除対策事業費補助金2,359万円は実績見込みによる減額補正であります。



当初予算をもって市が実施を予定しておりました市有林の防除対策事業分を県が農林水産大臣命令の松くい虫被害先端地域特別対策事業によりまして、特別伐倒駆除と薬剤地上散布を実施したことにより、当初の事業予算額の変更に伴う国・県補助金の減額補正であります。

それから、3節の水産業費補助金の金浦地区の漁業集落環境整備事業費補助金は、18年度事業で側溝入れかえ工事、延長1,060メートルほどと、消火栓4基を行っておりますが、その工事費と測量業務委託費、事務費の総事業費が3,700万円となり、その60%に当たる国県補助金額の精算見込みにより180万円の減額補正であります。

22ページになります。20款3項4目商工費貸付金元利収入、2節開業開店起業化資金貸付金収入22万5,000円でありますけれども、今年度初めに2件の貸し付けをしておりますけれども、据え置き期間6ヵ月で返済が始まっておりますので、その2件分の9ヵ月分の歳入見込額を計上しております。

23ページになります。20款4項6目雑入の1節雑入中、雑入の説明欄の上から6行目になりますけれども、支障物件等補償費279万4,000円中、270万3,000円は、送電線支障木伐採補償費で、伊勢居地字一ノ坂地内で1,992本、それから象潟町横岡地内の23本分で東北電力からの歳入見込額を計上しております。なお、横岡地内分につきましては、分収契約によりましてその30%分を歳出の林業総務費へ計上しております。

また、下から3行目の緑資源機構造林費負担金309万9,000円の減額補正は、除伐約30ヘクタールを予定していたものでありますけれども、象潟町関字上切道等で14.8ヘクタール、川袋字小台地区で4.5ヘクタールの合わせて19.3ヘクタールの除伐実施による減額補正であります。

以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係の歳入について補足説明をいたします。

12ページをお開き願います。13款1項7目土木使用料ですが、7節の道路占用料233万5,000円の補正です。これは電柱・電話柱、構築物の道路占用に係る占用料でございます。現在、収入が1,239万9,000円となっております。

8節の河川占用料であります。これは河川敷を占用した場合ということで、電柱、これも電話柱、配水管などを占用した場合の占用料ということで7万3,000円補正してございます。

9節の行政財産使用料7万6,000円ですが、これは道路敷地ののり面緑地などの工事関係の仮設事務所に使用した場合の使用料ということで7万6,000円を計上してございます。

次の13ページ、2項手数料3目の土木手数料です。土木手数料18万9,000円の補正ですが、これは開発許可手数料ということで、優良宅地の造成認定の審査手数料です。1件19万円ですが、存置費として支援ありましたので、今回18万9,000円を計上してございます。

19ページをお開き願います。下のほうの6目土木費委託金です。1節の土木総務費委託金8,000円、これは17年度に県の代行として境界立ち会いした分、委託金として入ってきたものであります。

3節の都市計画総務費委託金です。これも18年度の権限移譲前の事務委託金が14万9,000円入ってきたものでございます。

建設部関係の歳入は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育関係に関することは教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正について御説明申し上げます。

ほとんど総務部長のほうから教育費の歳入の説明がございました。それで、では、20ページの15款3項7目の教育費委託金でございますが、1の社会教育費委託金と学校教育費委託金、この2件でございますが、これは県からの権限移譲の事務費分でございます。

それから、23ページ、20款4項5目学校給食費納付金230万円の増額補正してございますが、これは給食回数がふえたためでございます。

それから、次ページ、24ページ、20款4項雑入でございます。下から2つ目、白瀬南極探検隊記念館商品売上代525万2,000円を計上してございますが、これは白瀬記念館運営推進委員会からの売店売上金を引き継いだ金額でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防に関することは消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳入について御説明申し上げます。

13ページをお開きください。13款使用料及び手数料2項手数料4目1節消防手数料27万円の増となっておりますが、これは危険物施設の設置、変更、完成検査手数料でございます。

続いて、24ページをお開きください。21款市債1項5目1節消防債の減額であります。これは消防ポンプ自動車CD型、小型動力ポンプ付軽積載車、小型動力ポンプと40立方メートルの防火水槽の新設工事分の落札価格が下がったため起債額の減額となったものでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。一番下であります。14款1項1目1節の社会福祉費負担金451万4,000円の減額であります。その中の特別障害者手当等給付費負担金162万円につきましては、対象人数の変動によります減額であります。その下の身体障害者保護費負担金2,157万9,000円の減額、それから、障害者施設支援費負担金3,003万円の減額。14ページにいきまして、身体障害児援護費等負担金11万7,000円の増額につきましては、当初予算から9月分までの予算執行済額を差し引いた残額を減額、あるいは増額したものでありまして、10月からの身体障害者自立支援法の本格施行分を自立支援給付費負担金として一本化したものでありまして、自立支援給付費負担金4,586万3,000円の増額であります。この中の内訳は、居宅サービスが324万5,000円、施設サービスが4,207万9,000円、補装具給付費が29万7,000円、それから療養介護医療費、これが24万2,000円です。同じく自立支援医療給付費負担金、これが273万5,000円を増額しております。

それから、同じく3節でありますけれども、児童福祉費負担金1,662万3,000円の減額です。これは児童扶養手当給付費負担金61万8,000円の減額、これにつきましては対象人数の変動によるものであります。それから、その下の児童運営費負担金であります。これも保育所の入園児

童が当初と比較しまして人数に変動がありまして、1,600万5,000円の歳入の減額となったものがあります。

それから、5節から、15ページの9節まで、これは児童手当関係であります、支給対象人数の増減によりまして、それぞれ増額、あるいは減額いたしております。

同じく15ページの14款1項2目の衛生費国庫負担金1節の保健衛生費負担金194万4,000円の減額であります、これは老人保健事業が終了したことによりまして実績によりまして減額であります。

それから、同じく15ページの14款2項1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1,012万2,000円の減額であります、これは在宅福祉費補助金1,067万4,000円の減額は、自立支援給付費負担金に移行のための減額であります。

それから、知的障害者施設訓練等国庫補助金55万2,000円の増額は、水林通勤寮2名分の知的障害者通勤寮支援費の補助金であります。

それから、16ページをお開きください。16ページの15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金2,429万8,000円の増額であります、これは自立支援給付費負担金2,293万1,000円が主なものであります、内容は、居宅サービスが162万3,000円、施設サービスが2,103万9,000円、補装具費が14万8,000円、療養介護医療費が12万1,000円で、それぞれ事業費の4分の1であります。また、自立支援医療給付費負担金につきましても、事業費の4分の1の増額をお願いしているものであります。

それから、3節の児童福祉費負担金800万2,000円の減額であります、これは国庫負担金同様、園児の人数の変動であります。

それから、5節から8節までの児童手当関係につきましても、同じく支給対象人数の増減に伴うものであります。

それから、同じく17ページ、15款1項2目民生費県補助金の保健衛生費負担金194万4,000円の減額は、老人保健事業が終了したことによりまして実績による減額であります。

それから、15款2項2目の2節児童福祉費補助金13万8,000円の減額となっております、18ページ、対象児童の増加に伴います、すこやか子育て支援事業費690万円の増額のほかに、また17ページに戻りますけれども、それぞれの一時保育事業、それからひとり親家庭保育援助費、休日保育、乳児保育、子育て支援センター事業費等々については、基準単価の改正、あるいは対象児童などの変動によるものでそれぞれ減額したものであります。

それから、23ページをお開きください。20款4項6目1節の雑入であります。当部に関係あるものにつきましては、検診等手数料の減額379万6,000円は当初見込みより受診者が少なかったためのものであります。それから、生活保護費返還金52万2,000円は、生活保護法63条の規定に基づきまして保護費を返還させたものであります。また、広域市町村圏組合負担金1,214万7,000円の増額につきましては、介護保険事業にかかわる平成17年度事業確定による精算分であります。

主なものは以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、平成18年度一般会計予算中、歳出に関する補足説明。議会費に関する

ることは議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） うちのほうは9節の旅費と12節の役務費でございますが、精算に伴う減額でございます、改めて説明することはございません。

議長（竹内睦夫君） 次に、総務部に関することは総務部長。

総務部長（須田正彦君） 26ページをお開きください。一般管理費の3節の職員手当等については、本年度退職する14名分の退職手当の負担金でございます。

10節市長交際費につきましては、当初予算で250万円を予算計上しておりましたけれども、2月末で162件の支払いで131万1,000円ほどの支払いとなっております。こうしたことから今回100万円を減額するものでございます。

続きまして、3目の会計管理費でございます。18節の備品購入費の169万1,000円の減額につきましては、当初、会計課単独でOCR装置を導入する計画でございましたが、税務課の納税事務と一緒に導入したほうが効率的に利用できることから、今回減額したものでございます。

5目の上浜地区の財産運営費については、売上代の90%の分与金でございます。

4目の財産管理費の15節の工事請負費535万1,000円の減額につきましては、金浦庁舎の冷暖房機の整備に係る工事請負差額の減額でございます。

それから、9目の企画費の13節の委託料についても、入札による精算でございます。

13目の国体推進費の修繕料30万円は、芝刈り機のオーバーホールの修繕料でございます。

13節の委託料256万7,000円は、請負委託契約に伴う精算によるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳出、御説明申し上げます。

28ページでございます。2款3項1目14節50万円の減は、住基ネットシステムの再リースに伴う減額でございます。

次のページの2款7項住民対策費の3目防犯街灯等対策費の補正は、電気料の支出見込みによる80万円の増でございます。

次に、34ページでございます。3款4項2目12節の手数料50万円の減は、レセプト件数の減に伴う福祉医療費の審査支払手数料と福祉医療事務協力手数料の減に伴うものでございます。

20節の扶助費8,240万円の減は、歳入とも関連しますけれども、福祉医療費見込額の減少から、県2分の1補助対象分の福祉医療費8,000万円の減と、市単独2分の1補助の福祉医療入院時食事療養費240万円の減でございます。

28節の繰出金1,049万3,000円は、財政安定化支援事業の繰入基準額の確定に伴い一般会計から国保特別事業勘定の特別会計に繰り出す不足分を補正するものでございます。

3目の老人医療費13節委託料114万9,000円の減は、医療費通知作成委託料の減によるものでございます。

28節の老人保健特別会計繰出金947万3,000円の減額は、老人医療費の減少見込みから一般会計の繰出金を減額するものでございます。

次に、35 ページでございます。35 ページの 4 款 1 項 6 目 13 節の委託料 346 万 6,000 円の減額は、各種委託料の精算見込みによる減額でございます。

次のページでございます。4 款 2 項 1 目の清掃総務費 8 節報償費 69 万円の減額は、不法投棄監視員の委嘱人数及び巡回回数によるものでございます。

また、13 節の委託料 50 万円の減額は、精算見込みによる減額でございます。

19 節負担金 328 万 4,000 円の減額は、広域市町村圏組合し尿処理施設の負担金確定による精算でございます。

2 目清掃センター運営費の 13 節委託料 436 万円の減額は、ごみ・リサイクル缶・資源ごみそれぞれの収集委託契約の精算によるものでございます。

15 節 222 万円の減額は、清掃センターの屋根修繕工事と焼却炉補修工事の落札差額によるものでございます。

3 目 13 節委託料の 75 万 8,000 円の減額は、最終処分場の水処理施設の清掃業務委託料の精算が主なものでございます。

4 款 3 項水道整備費 32 万 5,000 円の減額は、簡易水道特別会計の事業費の確定によるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部関係の歳出についてであります。

30 ページをお開きください。30 ページの 3 款 1 項 2 目老人福祉費であります。これの 8 節報償費と、31 ページの委託料につきましては、それぞれの事業の確定、あるいは精算見込みの減額であります。

同じく 19 節の負担金補助及び交付金の 1,107 万 9,000 円の減額であります。これは本荘由利広域市町村圏組合負担金の減額であります。これは特別養護老人ホーム広洋苑建替工事に伴う負担金が本荘由利広域市町村圏組合の特別養護老人ホーム財政調整基金から繰り入れられたために市の負担がなくなったものであります。

それから、20 節扶助費 — 失礼しました。31 ページの 3 款 1 項 3 目の身体知的障害者福祉費の扶助費の 2,702 万 4,000 円の減額でありますけれども、32 ページにまたありますが、増額分から説明申し上げますと、31 ページの重度身体障害者日常生活用具給付費 125 万円の増額、それから身体障害者補装具給付費 80 万 7,000 円の増額は、車いすなどの修繕が主なものであります。また、更生医療給付費の 83 万 9,000 円の増額は人工透析、あるいは股関節の置換術の対象者がふえたものであります。進行性筋萎縮症者療養等給付費 90 万 6,000 円の増額は、委託料から扶助費に組み替えられたものであります。それから、減額のほうでございますが、31 ページ、身体障害者施設支援費 1,021 万 8,000 円の減額は、医療費が自己負担となったことによりまして、公費の負担分を減額するものであります。それから知的障害者施設支援費 1,102 万円の減額は、単価改定によりまして引き下げ、それから月払いから日割り計算となったこと、それから食事が自己負担となったことによりまして公費の負担分を減額するものであります。それから身体・地域障害者居宅支援費 166 万 7,000 円の減

額は、ショートステイ、デイサービス利用者の減に伴うものであります。それから日常生活用具給付費 24 万 7,000 円、それから療養介護給付費 253 万円、それから精神障害者への居宅支援費 24 万円は、いずれも利用者の減に伴う減額であります。それから地域生活支援事業給付費 208 万 3,000 円の減額は、日中一時支援事業、それから手話通訳者の派遣事業であります。また、共同生活援助費 53 万 7,000 円の減額は、食事の自己負担等の単価改正によるものであります。それから特別障害者手当給付費 206 万 2,000 円の減額、あるいはその下の障害児福祉手当給付費の 9 万 7,000 円の減額、それから特定疾病等受療者通院給付費 12 万 5,000 円の減額は、いずれも対象者の減によるものであります。

それから、3 款 1 項 5 目の介護保険事業費の 19 節負担金補助及び交付金の 1,324 万 3,000 円の減額は、介護保険の実績によります減額と、それから地域支援事業利用負担金 57 万 6,000 円の減額につきましては、配食サービスの利用者が少なかったためのものであります。

それから、同じく 32 ページの 3 款 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の 13 節委託料につきましては、保育システム変更の請負差額であります。

それから、33 ページの 20 節の扶助費 1,014 万 9,000 円の減額であります。児童扶養手当給付費、父子扶養手当給付費、乳児養育支援金給付費、これらが歳入の国県でも申し上げましたとおり、支給対象人数の増減に伴うものであります。

それから、2 目の児童運営費 19 節 3,225 万 3,000 円につきましても、民生費県補助金で説明したとおりであります。

それから、34 ページをお開きください。3 款 3 項 1 目生活保護総務費の 19 節負担金補助及び交付金の増額につきましては、県から派遣されております査察指導員のための県への負担金 71 万 4,000 円が主なものであります。

それから、35 ページ、4 款 1 項 2 目母子保健事業、その 13 節委託料 118 万 2,000 円の増額は、障害児に対する訪問歯科健診の対象者がいなかったことによります減額 3 万 7,000 円と、あとインフルエンザ委託料の人数がふえまして、それに伴う 121 万 9,000 円の増額であります。

それから、19 節の中の 11 万円の減額でありますけれども、これは妊婦に対する健診補助のうち里帰り受診の受診者が減ったための減額であります。

それから、3 目老人保健事業費の 8 節から 13 節でありますけれども、今年度の実績によりまして計数を整理したものであります。

それから、同じく 5 目の保健センター管理費でございますが、これは主に総合福祉センタースマイルの需用費の光熱水費の増額に伴うものであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係について補足説明をいたします。

37 ページになります。6 款 1 項 1 目農業委員会費でありますけれども、事務局長が出席をしておりませんので、かわって御説明申し上げます。1 節報酬の 205 万 2,000 円の減額補正でありますけれども、合併特例による委員の任期満了後に報酬改定を予定しておりましたけれども、改定になら

なかったことによる不用額であります。

その下の6款1項3目農業振興費、4目生産調整推進対策費、次のページの5目畜産業費は、各節とも事業終了による精算とか確定による減額補正が主なものでありますので省略いたします。

次に、38ページの6款1項6目農村整備総務費でありますけれども、28節繰出金の709万円の減額補正は、農業集落排水事業特別会計における精算見込みによるものであります。

次の6款1項7目、一番下になりますが、中山間地域振興費の19節負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金の60万円の減額補正は、当初予算で見込んでおりました象潟地区3協定の団地化の追加要望が1団地のみの追加となったことによるものであります。

39ページの中ほどにあります6款2項1目林業総務費と2目林業振興費、40ページになりますが、3目一般造林事業費は、各節とも事業見込みとか事業確定でありますので省略したいと思えます。

次、40ページの中段の6款2項4目松くい虫防除対策事業費におきましては、13節委託料の3,295万1,000円の減額補正は、歳入で御説明申し上げているとおりであります。

それから、次の6款2項5目緑資源機構造林事業費の12節役務費、手数料の314万6,000円の減額補正でありますけれども、歳入で御説明申し上げておりますとおりの実績によるものであります。

6款2項6目海岸林再生事業と、41ページの1目水産総務費につきましては省略いたします。

次に、41ページの同ページの中段にあります6款3項2目水産振興費では、19節負担金補助及び交付金ですが、漁港漁場機能高度化事業負担金の103万円の減額補正は、象潟大瀬の沖合いに造成いたしました岩ガキ増殖場造成の事業費確定によるものです。焼却施設維持管理負担金31万円は、象潟、金浦両漁港の焼却施設における灯油の値上がり分、それとか焼却量の増加に伴う負担金の精算によるものです。また、漁業共済事業費176万4,000円と、漁業信用基金協会債務保証料9万2,000円の減額補正は、共済事業費及び保証料の額の確定によるものです。

それから、6款3項4目漁業集落環境整備事業費の13節委託料93万7,000円の減額補正は、排水路改良工事に伴う設計委託料の確定によりまして、それぞれ減額補正をするものであります。

7款1項2目商工振興費であります。19節負担金補助及び交付金として、合わせまして2,312万4,000円を計上しておりますが、その内容につきましては、中小企業振興資金に係る保証料の補給が385件で1,091万7,000円、中小企業振興資金利子補給金が964万円であります。また、秋田県経営安定資金に係る融資保証料の補給としまして、新規6件分に対応するために256万7,000円を計上しておりますけれども、このことにより今年度における保証料の実績は35件分で682万5,000円になります。

次、42ページになります。7款2項1目観光総務費を省略しまして、7款2項2目観光施設費では、15節の工事請負費ですが、ねむの丘エレベーターの改修工事や温泉保養センターのエアコン取りかえ工事の請負差額による281万6,000円の減額補正であります。

また、25節積立金ですが、温泉保養センターはまなす施設整備基金へ同基金の利息27万9,000円の積立金と、象潟観光振興施設整備基金へ同基金の利息とねむの丘からの寄附金、合わせて1,008万円の積立金であります。

7款3項2目公園管理費では、各施設とも精算とか精算見込み、請負差額による減額補正であり

ますけれども、7 節賃金では、賃金単価の見直しによる差額分や、臨時職員の休暇等による不用額で 120 万円の減額補正であります。

また、13 節委託料の公園施設維持管理委託料では、公園内の草刈り作業などを委託方式から実日数の日額賃金に変更したことによる委託料の不用額、また、公園の各種施設維持管理に係る請負差額による 119 万 8,000 円の減額補正であります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係の歳出について補足説明をいたします。

43 ページの下のほうをごらんください。8 款 1 項 1 目土木総務費です。8,000 円の財源振替ありますけれども、県にかわって境界確認した分が県から入ってきたために振り替えをするものであります。

次の 44 ページであります。2 項道路橋梁費 1 目の道路橋梁総務費です。13 節の委託料、道路台帳整備委託料の 23 万 4,000 円は、請負差額というふうになります。

3 目の道路橋梁新設改良費 22 節補償金 572 万 7,000 円の減額は、釜ヶ台 10 号線の改良工事で、当初、路床置きかえを計画していましたが、農業集落排水事業で復旧している部分でありまして、強固に施行しているため、路盤からの入れかえに変更にしたものであります。このため水道管の移転が不要となり、補正減額するものであります。

4 項 1 目都市計画総務費です。17 節の公有財産購入費は、仁賀保運動公園の駐車場内国有地、道路、水路の払い下げの予算計上であります。面積が 244 平米、367 万円を計上してございます。

28 節の繰出金であります。公共下水道の特別会計の繰出金 3,301 万 7,000 円の減額は、受益者負担金と使用料の増によってと、特別会計の歳出の減ということで 3,301 万 7,000 円減額するものであります。

建設部関係は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防費に関することは消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳出について御説明を申し上げます。

44 ページをお開きください。9 款消防費 1 項 2 目非常備消防費 1 節報酬の減額は、消防団員 44 名の欠員分でございます。

3 目消防施設費 15 節工事請負費 75 万 5,000 円と、18 節備品購入費 226 万 5,000 円の減額は、歳入でも御説明申し上げましたが、入札差額によるものでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育費に関することは教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正について補足説明いたします。

ほとんどが経費節減や請負差額等によります精算見込みの減額補正でございます。

45 ページ、10 款 1 項 3 目教育助成費の中の委託料、社会科副読本製作委託料、これは小学校 3 年、4 年生の副読本の製作でございますが、145 万円の減額になっておりますが、これは原稿や版下をすべて職員が行ったために安くできたというものでございます。



次に、46 ページ、10 款 1 項同じく 20 節の扶助費でございます。100 万円の要保護・準要保護児童生徒への援助費の減額でございますが、これは対象児童数が減ったためでございます。

次に、25 節の積立金でございます。4 件の積立金がございます。仁賀保中学校建設基金積立金 3,026 万 9,000 円でございます。あとの 3 件につきましては、基金条例による利息の積立金でございます。

次に、49 ページでございますが、10 款 3 項 4 目象潟中学校建替事業費でございます。13 節の委託料 422 万 1,000 円の減額、それから 15 節の 3 億 8,743 万 3,000 円の減額補正でございますが、これは継続費でも御説明申し上げましたが、工事出来高の変更による減額でございます。これは 19 年度予算に反映しております。

それから、53 ページ、10 款 5 項保健体育費の中の 6 目の象潟給食センター費、需用費の中の賄材料費が 215 万円ほど増額補正してございますが、これは歳入でも御説明申し上げましたとおり、生徒等の給食回数がふえたためでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計に関する議案第 40 号、41 号に対する説明を市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第 40 号にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定の補正予算について説明申し上げます。

6 ページでございます。4 款 1 項 1 目 1 節の 4,620 万 3,000 円の減は、一般被保険者療養給付費の見込額による定率国庫負担分 34%に当たります、その分の減額でございます。

2 目 1 節の 303 万 8,000 円の減は、高額療養費共同事業負担金の確定に伴う減額でございます。

4 款 2 項 1 目 1 節の財政調整交付金 4,385 万 3,000 円は、国から交付される 9%の交付金の見込額の増によるものでございます。

5 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節の 9,748 万 8,000 円の減額は、支払基金から退職分として交付される見込額の減によるものでございます。

6 款 1 項 1 目 1 節の高額療養費共同事業負担金 303 万 8,000 円の減は、高額医療費の共同事業拠出金の確定に伴い、国庫負担金と同額の県負担金の減額でございます。

次、7 ページでございます。6 款 2 項 2 目 1 節の財政調整交付金 3,360 万 9,000 円は、県から交付されます 7%の財政調整交付金の見込額の増によるものでございます。

7 款 1 項 1 目 1 節の 1,766 万 3,000 円の減は、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴う国保連合会からの交付金の減額でございます。

同じく 2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金 1 億 474 万円は、昨年 10 月にスタートしました保険財政共同安定化事業に伴う交付金でございます。9 月補正の段階では歳出のみを予算化して、歳入については存置項目としておりました。これまでの交付実績等から、今回拠出金の 8 割弱の歳入を見込んでおります。

次に、8 ページでございます。9 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金は、一般会計でも御説明申し上げましたが、財政安定化支援事業繰入金の確定による補正でございます。

次に、9 ページの歳出でございます。2 款 1 項 1 目 19 節の 1,500 万円は、退職被保険者等療養給

付費の見込額が、これまでの実績から見て象潟分が不足すると見込まれるための補正でございます。

次、10ページです。2款2項1目19節900万円の減は、一般被保険者高額療養費の見込額をこれまでの実績から見て減額するものでございます。

2目19節の600万円は、退職被保険者等高額療養費の見込額が仁賀保、象潟分が不足すると見込まれるため、今回補正をお願いするものでございます。

5款1項1目19節1,215万3,000円の減額は、高額医療共同事業医療費拠出金の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

続いて、議案第41号にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定の補正予算でございます。

6ページの歳入から御説明いたします。今回は最終補正ということで、計数整理的意味合いのものですが、歳入では、1款1項3目老人保健診療報酬が948万1,000円の大きく減額となっております。これは事業勘定特別会計、あるいはこの後の老保特別会計とも関連しますが、平成14年10月に老保の加入対象者が70歳から75歳に引き上げられたため、ことしの平成19年の10月までは被保険者数が自然減となっていることと、それから、診療方針を長期処方に切りかえたことによるものと分析してございます。

7ページ、歳出では、暖冬による風邪やインフルエンザの流行が例年より少ないと見られること、また、歳入と関連しますが、老保の被保険者数の自然減などを見越して医薬材料費を減額しております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第42号老人福祉に関することは市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、18年度の老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

6ページの歳入から御説明いたします。1款1項1目1節の6,472万4,000円の減は、老人医療費の見込額の減に伴う診療報酬支払基金からの現年度分の交付金の減額でございます。老人保健対象者は、月平均4,390人で、前年度よりも240人減少しております。

2目1節の152万9,000円の減額は、レセプト手数料見込額の減によるものでございます。

2款1項1目1節の3,789万1,000円の減は、老人医療費の見込額の減に伴う国庫負担の現年度分の医療費負担金の減によるものでございます。

3款1項1目1節の947万3,000円の減は、県負担の現年度分医療費負担金の減によるものでございます。

次に、7ページの歳出でございます。1款1項1目19節の1億2,250万6,000円の減は、これまでの実績から、老人医療費が減少すると見込まれるため減額するものでございます。

2目19節の94万5,000円は、これまでの実績から見た現金支給分見込額の増に伴う医療費支給費の補正でございます。

3目12節152万9,000円の減は、これまでの実績から見た審査支払手数料見込額の減によるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 引き続き、議案第 43 号。市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第 43 号簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。7 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目の負担金 55 万 7,000 円の減は、大須郷・川袋地区からの水質検査の負担金の減額でございます。

4 款 1 項 1 目は、簡易水道事業の確定に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

6 款 2 項 1 目の雑入は、洗釜地区の水道管入れかえ工事確定に伴う補償金 123 万 4,000 円の減額でございます。

7 款 1 項 1 目 1 節の簡易水道事業債 30 万円の減額は、洗釜地区の水道管入れかえに伴う工事費並びに補償金が確定したことによる減額でございます。

次のページ、歳出についてです。いずれも事業費確定による精算に伴う補正でございます。

1 款 1 項 1 目 13 節の委託料、これは 48 万 1,000 円の減ですが、これは各種委託料の確定による減額でございます。

15 節の工事請負費 160 万円の減は、洗釜・砂山地区の水道管入れかえ工事、及び大滝のバルブ設置工事費の確定による減額でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 44 号に関する事項は建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第 44 号について御説明をいたします。

4 ページ、5 ページをお開き願います。4 ページの第 2 表、繰越明許費です。公共下水道事業として 1 億 2,900 万円を繰越明許費とするものであります。理由としては、中継ポンプ場の芹田、黒川、久根添の 3 ヲ所について、当初想定していない転石などによって遅延が生じて不測の日数を要し、年度内完成が見込めないことから繰越明許費とするものであります。期間は 4 ヲ月で、平成 19 年 7 月 31 日までです。

続いて、地方債の補正です。2,300 万円減額して、限度額を 7 億 2,770 万円とするものであります。

8 ページをお開き願います。2 の歳入、1 項負担金の 1 目受益者負担金ですが、現年度分は一括納付件数の増により 610 万円を補正するものです。

使用料、下水道使用料です。現年度分 860 万 2,000 円は、これは接続件数の増と、1 件当たりの使用料の増によるものであります。

続いて、一般会計の繰入金です。3,301 万 7,000 円の減額は、受益者負担金と使用料の歳入増と支出総額の減などから減額するものであります。

雑入です。これは消費税の確定と図面等のコピー代を計上したものです。

下水道事業債です。これは受益者負担金を充当したために減額するものであります。

10 ページをお開き願います。3 の歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費、2 目の管渠得管理費、3 目の笹森クリーンセンター費は、各項目とも郵便料の取り扱い件数の減や業務委託の請負差、または助成

金などの取り扱い件数の減や確定に伴い減額するものであります。

2 款の事業費 1 目の公共下水道事業費 13 節の施設整備委託料は、鈴中継ポンプ場建築で、下水道事業団に委託しているものであります。

15 節工事請負費 500 万円の減額は、請負差額です。

22 節補償金 1,650 万円の減額は、面整備に係る補償金の減であります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 45 号から第 46 号についての補足説明、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 45 号の説明を申し上げます。

7 ページになります。2 款 1 項 1 目使用料 3 節施設使用料滞納繰越分 51 万円は、仁賀保地区分で、延べ 36 人、51 件分であります。

次の 3 款 1 項 1 目 1 節農業集落排水事業費県補助金の 5,050 万円は、上浜中央地区の管路工や水道施設工など事業費の確定や国からの償還金助成費の確定、そして、院内処理場機能強化事業における劣化診断費用の確定による減額補正であります。

8 ページになります。下の 8 款 1 項 1 目市債 1 節下水道事業債の 5,490 万円は、事業の確定に伴い下水道事業債と簡易水道事業債の精算により、それぞれ減額補正をするものであります。

その下のページの歳出であります。1 款 1 項 1 目一般管理費の 11 節需用費では、消耗品で処理場の薬剤費の精算による 95 万円の減額、光熱水費 290 万円は、上浜中央地区処理場においては、工事の進捗状況に比例し加入者もふえ、受け入れ汚水量が増加したことによる電気料金がふえたものであります。また、修繕料 30 万円は、汚泥引き抜きポンプの修繕であります。

13 節委託料 342 万 7,000 円の減額補正は、各種管理、清掃、点検等の業務委託料の精算による不用額であります。

2 款 1 項 1 目下水道事業費、各節とも事業費の精算確定でありますけれども、13 節委託料 215 万円と 15 節工事請負費の 1 億 320 万円の減額補正は、上浜中央地区の管路と水道施設の実施設計委託料及び工事費の精算によるものでありまして、22 節補償金 110 万円の減額補正は、水道管等移転補償費の精算によるものです。

以上で農集排の特会の説明を終わります。

次に、議案第 46 号観光施設整備特別会計の補足説明をいたします。

今定例会の議案第 22 号、議案第 23 号に関連しております補正予算であります。

6 ページの歳入になります。1 款 1 項 1 目利子及び配当金 1 節の利子及び配当金 1 万 5,000 円ではありますが、国民保養センター施設整備基金の預金利子であります。

その下の 2 款 2 項 1 目基金繰入金 1 節基金繰入金 1,054 万 9,000 円は、国民保養センター施設整備基金条例の廃止に伴い、国民保養センター施設整備基金から積立金の全額を繰り入れするものであります。

次に、下の 7 ページの歳出であります。1 款 1 項 1 目国民保養センター管理費 28 節繰出金の 1,057 万 3,000 円は、特別会計条例の一部改正により、銚立地区観光施設整備特別会計を廃止するために、特別会計予算額のすべてを一般会計に繰り出すものであります。

以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 47 号から 48 号に対する補足説明。ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 47 号にかほ市ガス事業会計の補正予算でございます。

4 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。ガス売上 2,900 万円の減額となっておりますけれども、御存じのとおり大変な暖冬でございまして、ガスの売上が非常に思わしくなく、この分の減額をするものでございます。

営業雑収益、器具販売収益でございますけれども、これはガスコンロ等、思ったより器具が売れたことによります 2,000 万円の増額でございます。

それから、支出のほうですが、採取製造費、固定資産除却費、これは象潟にございますガス井戸、ガスの井戸ですが、これは熱量変更等に伴いまして、もう必要なくなりましたので、廃坑するということになりましたので、これらに伴い固定資産を除却を行うものでございます。

需要開発費ですけれども、3,453 万 6,000 円の増額となっておりますが、これは経済産業省のほうの指導がございまして、一番下のほうに開発費償却とありますけれども、これをこちらのほうに組み替えしたというものでございます。開発費償却でもよろしいんですけれども、経済産業省のほうでこういうふうにしたほうがよいよというふうな指導がございましたので、こちらのほうに移動したものでございます。

固定資産除却でございますが、これは象潟地区のそのほかのガスのホルダー、これらも不要になった部分を廃止するため除却するものでございます。

減価償却費、これは額の確定見込みに伴う増額でございます。

開発費は先ほど述べたとおりでございます。

資本的収入及び支出でございますが、これらはすべて熱量変更等事業の完了及び完了見込額による減でございまして、特段説明はございません。

次に、議案第 48 号水道事業会計でございます。こちら事業の確定、あるいは精算見込みによる補正でございます。

4 ページをお願いいたします。19 目の委託料 250 万円の減額でございますけれども、これは水質検査を委託したことによる工事契約額による減少でございます。

それから、減価償却費、これは額が確定してきましたので、これらの 481 万 5,000 円を増額するものでございます。

営業外費用の雑支出、これは消費税納入額の額、見込額でございます。

それから、資本的収入及び支出、これにつきましては工事の確定、あるいは精算見込みということで、それによる減額でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 所用のため 3 時 55 分まで休憩します。

午後 3 時 44 分 休 憩

午後 3 時 55 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算中、総務部に関することの説明は総務部長。最初、歳入について。

総務部長（須田正彦君） 当初予算の歳入の総務部関係の御説明を申し上げます。

13 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目施設の個人市民税の現年課税分は、三位一体の改革や税源移譲や定率減税などの廃止によりまして、対前年度対比しますと 34.4%増の 10 億 9,971 万 5,000 円を予算計上いたしております。内訳といたしましては、特別徴収分が 7 億 4,486 万円、普通徴収分が 3 億 5,285 万 5,000 円、退職分が 200 万円というふうに見込んで算定いたしております。増収分の主な要因といたしましては、税源移譲の税率改正分が 2 億 2,300 万円、定率減税の廃止分が約 4,800 万円でございます。

2 目の 1 節の法人市民税では、1 号法人分の法人税割として同社の 19 年の 3 月期における単独業績見通しで、前年同期より 13.4%増の経常利益を予想いたしております。それに基づきまして 2 億 8,700 万円、1 号法人以外の法人については、17 年度、18 年度の納付実績を勘案いたしまして 8,739 万 6,000 円を見込んでおります。均等割につきましては 444 社で 5,282 万円を見込んでおります。合わせて 4 億 2,721 万 6,000 円を計上いたしております。

また、2 項 1 目 1 節の固定資産税でございますけれども、現年課税分といたしまして 15 億 1,919 万 2,000 円の内訳について御説明をいたします。土地については、13.1%増の 3 億 7,308 万円を見込んでおります。家屋については、前年度対比 1.2%減の 6 億 3,751 万 8,000 円を見込んでおります。償却資産につきましては、昨年度中に積極的な設備投資が行われたことに伴いまして、前年度対比 7.1%増の 5 億 859 万 4,000 円を見込んでおります。

続きまして、17 ページをお開きいただきたいと思っております。地方特例交付金は、児童手当特例分ということで 18 年度の実績に基づき 800 万円を計上いたしております。なお、昨年までは納付額が 1 億 4,500 万円に対して県税補てん分が 1 億 3,600 万円ということで、調整分も含めてそうした差額分を引かれまして、今回は 800 万円という形に予算を計上いたしております。なお、減税補てん特例分については、定率減税を廃止したことに伴った減額でありまして、昨年に対比しますと 7,800 万円の減額でございます。

2 項 1 目 1 節特別交付金 3,000 万円は、減税補てん特例交付金が廃止されることに伴い、法人市民税分として経過措置として 3 年間にわたり交付されるものでございます。

続きまして、10 款の 1 項 1 目 1 節の地方交付税でございます。地方交付税の普通交付税は、地方財政計画では、18 年度対比で地財計画でマイナスの 4.5%減の計画でございます。これに基づき、平成 18 年度の確定額 38 億 5,304 万 7,000 円の 95%と新型交付税の影響額を考慮いたしまして、18 年度の普通交付税と比較しますと、マイナスの 2 億 304 万 7,000 円減の 36 億 5,000 万円を予算計上いたしたところでございます。特別交付税は、18 年度交付見込額 5 億円ほど予算計上いたしており

ますけれども、合併包括分の2億1,000万円を控除した額の95%と見込んだ額に平成19年度の合併包括分1億4,000万円を見込んで、約4億円を予算計上いたしております。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。16款1項1目1節の土地建物貸付収入の現年分といたしまして2,908万2,000円の内訳でございますけれども、土地の貸付収入として129件分、そして建物貸付収入といたしまして9件でございます。建物の貸付収入は、スマイル、むらすぎ荘、サン・ねむの木などでございます。

34ページをお開きください。基金運用収入286万1,000円は、基金でこれは購入した土地貸付による主なものでございます。貸付先は、TDK、NTT東日本、北都銀行仁賀保支店等でございます。内訳といたしましては、土地の貸付収入として3件で239万9,000円、駐車場の貸付収入7件で46万2,000円でございます。

次に、18款2項1目1節財政調整基金繰入金については、18年度末残高見込額が8億7,391万8,000円から今回5億円を繰り入れするものでございます。基金現在高は3億7,391万9,000円の4月1日の見込みでございます。

36ページをお開きください。2目1節象潟中学校の建設基金繰入金は、18年度末の残高見込額が2億8,385万4,000円から2億7,450万4,000円を繰り入れするものであり、残高は935万円ほどの残高見込みでございます。

さらに、3目の仁賀保中学校の建設基金の繰入金は160万円、4目の白瀬南極探検隊記念館施設整備基金繰入金2,200万円、5目の減債基金繰入金は4,000万円によって今回財政運用を図るものでございます。なお、4月1日現在高になりますと、仁賀保中学校の建設基金につきましては2億2,872万円、白瀬記念館の整備基金につきましては1億9,835万1,000円、減債基金につきましては2,008万1,000円の基金残高という見込みで立てております。

19款1項1目1節の18年度の繰越金として8,000万円を計上いたしております。なお、平成17年度から18年度の繰越金につきましては、2億9,692万5,000円ほど繰越金がございますので、今回8,000万円の繰越金を予算計上いたしております。

42ページをお開きください。21款総務債でございます。2億8,500万円は18年度から23年度までの6年間で総額18億円の合併市町村の振興基金を造成するための合併特例債でございます。

21款市債でございます。1目総務債については、地域振興資金の3億円の95%の2億8,500万円、3目の農林水産業債につきましては、漁港漁場機能高度化事業について、象潟漁港の防波堤の新設や改良、そして泊地しゅんせつの負担金に対する市債でございます。地域水産物の供給基盤整備事業につきましては、金浦・平沢漁港、赤石漁場でございます。金浦漁港は沖防波堤など、平沢漁港は東防波堤のケーソンの据えつけが15メートルほどでございます。また、赤石の漁場の増殖場NKリーフは、433個等の事業に対する起債でございます。

4目土木債でございますけれども、これは臨時地方道整備事業でございます。仁賀保役場1・2号線の道路改良分として8,370万円、仁賀保幹線道路といたしまして12.7キロメートルの測量に対する起債分として今回1,890万円を予算見込んでおります。

6目の教育債でございますけれども、象潟中学校校舎建てかえに伴う公立学校整備債では、校舎

において補助裏分として2億7,250万円、非補助分として事業費の75%の5億8,030万円、また、外構工事やグラウンド、緑地、駐車場などで1億5,090万円の起債対象を見込んで予算計上したところでございます。

なお、8目の歳入不足を補う臨時財政対策債は、地方財政計画に基づき、18年度確定額4億8,780万円の約90%の4億4,090万円ほどを見込んで予算計上いたしております。

総務部関係の歳入は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、国体関係については助役のほうから。助役。

助役（横山昭君） 28ページをお開きください。28ページの一番下のほうに、県補助金、国体開催費補助金6,600万円がございます。これはサッカー競技に対する補助額が3,900万円、空手に対する補助額が2,700万円となっております。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳入について御説明申し上げます。

18ページをお開きください。12款1項1目の衛生費分担金2,262万3,000円は、由利本荘市と締結しております仁賀保最終処分場と、同じく仁賀保の青松苑斎場施設の利用の協定に基づく分担金でございます。

次、22ページでございます。13款2項1目1節の総務手数料1,058万1,000円は、3庁舎窓口での戸籍住民関係の手数料でございます。

13款2項2目の衛生手数料969万5,000円は、最終処分場における廃棄物処理手数料224万4,000円、それから清掃センターへ直接搬入される事業系の一般廃棄物焼却処理の手数料540万円が主なものとなっております。

24ページの一番下でございます。14款1項1目11節保険基盤安定負担金1,115万8,000円は、国から保険者支援分として2分の1交付されるものでございます。

次、26ページです。14款2項1目4節の老人福祉費補助金130万円は、医療費適正化推進事業費補助金129万9,000円と、存置の後期高齢者医療制度準備補助金ですが、存置の項目に対しましては、この後の補正で新しい医療制度導入のためのシステム改修などに対する補助金が計上される予定になっております。

次の27ページの国民年金事務費、14款3項2目2節ですが、476万6,000円は18年度の交付決定額と同額を見込んでおります。

次のページ、28ページでございます。15款1項1目9節の保険基盤安定負担金8,374万8,000円ですが、県から保険税の軽減分として4分の3、保険者支援分として4分の1が交付されるものでございます。

次に、29ページ、15款2項2目3節の医療給付費補助金1億962万1,000円は、福祉医療費の2分の1が福祉医療費補助金として、それから福祉医療費審査支払手数料及びレセプト印刷代の2分の1が福祉医療費支給事務費補助金として県から補助されるものでございます。

次、飛びまして、41ページでございます。20款4項6目の雑入のうち、由利本荘市リサイクル施



設負担金の過年度分精算として100万円計上しております。同じくリサイクル缶売却収入は、清掃センターで処理しておりますスチール缶、アルミ缶の売却代971万円を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 19年度当初予算の産業部関係の主な歳入について御説明申し上げます。

最初に、20ページからお願いいたします。6目商工使用料の1節商工使用料では、鶴泉荘や鉾立山荘、仁賀保高原キャンプ場、ねむの丘直売施設などの施設使用料で3,010万1,000円を計上しております。

2節の公園使用料では、薫風苑やパオ、栗山池公園のテニスコートなど、各施設使用料金136万7,000円を見込んでおります。

なお、6目の商工使用料における予算額の前年度比較で8,517万2,000円の減額でありますけれども、この要因は、前回の12月定例市議会の報告第5号で報告しておりますけれども、第15期事業計画で御説明申し上げておりますとおり、新年度からは象潟ねむの丘と同じように、市とにかほ市観光開発株式会社において、利用料金の納入や委託料の支払いはしないことにしていることからの前年度比約8,500万円の減額であります。

29ページまで飛びます。一番下になりますけれども、15款2項4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金ですが、各種事業や認定農業者への貸付に関する利子補給などの国・県からの補助金であります。数量調整円滑化推進事業費補助金210万円は、転作確認事務補助金であります。

30ページになります。上から5行目の中山間地域振興等支払交付金事業費補助金では、市内30協定、協定面積にして704ヘクタール分の国・県合わせて9,814万8,000円を計上しております。新年度から始まる農地・水・環境保全向上活動支援の指導事務費として県からの推進交付金30万円であります。

次に、2節の林業費補助金であります。森林整備地域活動支援交付金は、森林を適正に管理するためということで、森林所有者に対して1ヘクタール当たり5,000円を交付するものでありまして、補助率は国が50%、県が25%、合わせて831万6,000円の交付金であります。松くい虫防除対策事業費補助金の1,009万2,000円は、国・県補助金で、松の伐倒破砕を行う特別伐倒駆除に787万9,000円、薬剤地上散布委託料に179万9,000円、また、新規に松林の機能回復を図る保全松林緊急保護整備事業費補助金41万4,000円を見込んでおります。

3節の水産業費補助金ですが、漁業経営構造改善事業費補助金500万円は、赤石川地先に整備いたします築磯工事に対する補助金であります。

次の15款2項5目商工費県補助金の1節観光費補助金であります。観光情報センター補助金3,771万2,000円は、ねむの丘建設費償還金に係る県からの45%の補助分であります。

飛びまして、38ページになります。下の20款3項2目労働費貸付金元利収入1節勤労者福祉資金預託金収入1,000万2,000円は、勤労者に対する融資資金として東北労働金庫本荘支店へ預託をしているものであります。

次に、3目の農林水産業費貸付金元利収入の1節漁業経営安定資金預託金9,501万円は、漁業者の経営安定のために融資原資として県漁協へ預託をして年度末に返済されるものであります。

次に、40ページ、20款4項6目雑入でありますけれども、1節雑入中、41ページの中ほどにあります緑資源機構構造林負担金の1,013万2,000円は、歳出における緑資源機構構造林事業費の象潟町西中野沢や大沢川の造林保育事業に関する歳出額全額に当たる歳入額であります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係の歳入の主なものについて御説明をいたします。

20ページをお開き願います。7目の土木使用料です。公営住宅使用料現年度分です。7,364万3,000円は、市営住宅14団地あります。354戸ありますけれども、入居戸数324戸で予算計上してございます。

3節の駐車場使用料現年度分です。これも、さくら団地、はまなす団地、ひまわり団地であります。101区画分の歳入ということで205万2,000円を計上してございます。

次のページの21ページですが、上のほう、5節の浄化槽管理使用料現年度分です。これも、はまなす団地、ひまわり団地、松ヶ丘団地と鳥屋森町内にあります4カ所の浄化槽管理使用料ということで460万円計上してございます。

26ページをお開き願います。真ん中付近の3目土木費国庫補助金です。地方道路整備臨時交付金事業ということで、中野前川線の実施設計等、それから舗装維持工事に係る公金ということで、対象事業費の55%を計上してございます。

30ページをお開き願います。6目の土木費県補助金です。電源立地地域対策交付金、これは経済産業省からの交付金ということで、前年度も900万円でありましたけれども、ことしは舗装工事、転落防止さく工事などに使用したいということでおりました。

32ページをお願いします。6目の土木費委託金でございます。49万6,000円、建築確認事務委託金ということで、これは給与事務の委託金ということで、18年度取扱実績に係る委託金ということで県のほうから49万6,000円入ってきます。

道路除雪委託金につきましては、通常、降雪量があれば予算計上するんですが、暖冬というふうな不確定要素があるために存置項目としております。

建設部関係、以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育に関することは教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の当初予算歳入について補足説明いたします。

初めに、26ページをお開き願います。14款2項4目3節史跡等購入費補助金とあります。これは象潟の島3島分、1,706平米購入に対する補助金でございます。

それから、4節の天然記念物緊急調査補助金でございますが、これは獅子が鼻湿原の保全管理計画を立てるための緊急環境調査費のための補助金でございます。

それから、31ページ、15款県支出金2項県補助金4節児童生徒学校生活サポート事業補助金とご

ざいます。これは障害児支援のためのサポート員 10 名ですが、その県の補助金でございます。

それから、ちょっと飛びますけれども、39 ページの 20 款 4 項 5 目学校給食費納付金 5,455 万 2,000 円を計上してございますが、これは象潟地区児童生徒の給食代でございます。

中学校建てかえに関する歳入につきましては、総務部長説明のとおりでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防に関することは消防長。

消防長（高橋誠君） 消防関係の歳入について御説明いたします。

23 ページをお開きください。13 款使用料及び手数料 2 項手数料 4 目消防手数料 40 万円ですが、これは危険物施設の設置変更完成検査手数料でございます。

42 ページをお開きください。20 款諸収入 4 項 6 目雑入 8 万円は、財団法人秋田県消防協会からの各種消防団事業に対する研修助成金でございます。

43 ページをお開きください。21 款市債 1 項市債 5 目消防債 970 万円でございますが、消防団への小型動力ポンプ付積載車 2 台と小型動力ポンプ 2 台の購入費に対する地方債分でございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部関係の歳入について御説明申し上げます。

18 ページです。12 款 2 項 1 目の 1 節社会福祉費負担金現年度分ですが、624 万円、これは養護老人ホーム寿荘及び松峰苑の入所者と扶養義務者からの負担金であります。

19 ページ、3 節の児童福祉費負担金現年度分 1 億 2,515 万円は、市内の保育園入園者の保護者からの保育料であります。

同じく 13 款 1 項 2 目の社会福祉使用料 612 万円は、老人憩いの家、午ノ浜温泉とスマイルの使用料等であります。

23 ページをお開きください。23 ページ、14 款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金 1 億 2,246 万円ありますけれども、これは特別障害者手当等の給付費の負担金 903 万 4,000 円と、自立支援法施行に伴いまして自立支援給付費負担金 1 億 1,222 万 1,000 円が主なものであります。

24 ページをお開きください。3 節の児童福祉費負担金 2 億 9,292 万 2,000 円ですが、これは保育所運営にかかわる国の負担分 2 分の 1 相当額 2 億 6,484 万 5,000 円と、児童扶養手当給付費負担金 3 分の 1 相当額 2,807 万 7,000 円を見込んでおります。

それから、5 節の被用者児童手当負担金から 9 節の非被用者小学校修了前特例給付負担金までは、児童手当関係に合わせて 9,496 万円を見込んでおります。

10 節生活保護費負担金 1 億 9,926 万 5,000 円は、歳出の生活保護費、20 節の扶助費の 2 億 6,568 万 7,000 円の 4 分の 3 を見込んだものであります。

25 ページ、2 目衛生費国庫負担金 1 節の保健衛生費負担金 397 万 3,000 円は、基本検診等の老人保健事業費に対する国庫負担分であります。

同じく 25 ページ、14 款 2 項 1 目の 1 節社会福祉費補助金 505 万 7,000 円は、自立支援事業費等補助金 500 万 1,000 円が主なものであります。

それから、27 ページ、15 款 1 項 1 目 1 節の社会福祉費負担金は、自立支援給付費負担金 5,611 万円が主なものであります。

それから、3 節の児童福祉費負担金の 1 億 3,242 万 2,000 円は、保育所運営にかかわる県の負担分の 4 分の 1 相当額であります。

5 節から、28 ページ、8 節までは国庫負担同様、児童手当にかかわる予算であります。

それから、29 ページの 15 款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金 1 億 1,102 万 2,000 円の主なものは、次世代の育成支援対策として 2,581 万 4,000 円、すこやか子育て支援事業補助金 7,220 万円、以下ごらんのとおりであります。

それから、4 節の社会福祉費補助金 169 万 7,000 円は、自立支援事業等に対する補助金であります。

同じページの 3 目の 1 節保健衛生費補助金 323 万 9,000 円ございますけれども、この中には 19 年度から市の新しい事業として、保育園児を対象に実施します虫歯予防のためのお口ブクブク大作戦の補助金、あるいは、またこれも 19 年度から新たに取り組みます自殺予防モデル事業に対する補助金 84 万 1,000 円を計上いたしました。

それから、41 ページ、20 款 4 項 6 目雑入の中で当部関係の大きいものにつきましては、地域支援事業委託料 4,462 万 1,000 円がございます。これは介護保険事業計画に定めました介護給付費の 2.3%、それと地域支援事業利用料と合わせた額のうち、事業の種類によって異なりますけれども、87.5%、あるいは 79.75%の割合で入ってくるもので、歳入として見込めますので計上いたしました。それから、予防給付ケアマネジメント介護報酬 463 万 2,000 円ですが、これは国保連合会から入ってくるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで議案第 49 号に対する歳入の説明を終わりましたけれども、皆さんにあらかじめ申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

引き続き、次に、歳出について補足説明を求めます。最初に、議会費に関することは議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 私のほうから議会費のことについて説明申し上げます。

44 ページになりますが、1 節の報酬になりますけれども、これは議長 27 万 4,000 円、副議長 23 万 4,000 円、議員が 22 万円の 1 年分の議員報酬でございます。

それから、3 節の議員期末手当でございますが、これは全議員の 6 月が 1.6、12 月が 1.75、合計 3.35 の議員の期末手当の分でございます。

それから、旅費関係につきまして、費用弁償、これは定例会、臨時会、各委員会等の費用弁償でございます。普通旅費は、私ども職員の本荘、秋田あたりに行ったときの職員の旅費でございます。

それから、11 節になりますが、需用費の中の印刷製本費になりますけれども、これは議会だよりの印刷製本費でございます。

12 節になりますけれども、この中に筆耕翻訳料とありますが、これは議事録の反訳をお願いしております。1 時間当たり 1 万 2,000 円の 110 時間ということで見ております。

あとは19節の負担金であります。これは秋田県市議会議長会議の負担金、あるいは東北市議会議長会負担金、全国市議会議長会の負担金、もろもろの負担金でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、総務部に関することは総務部長。

総務部長（須田正彦君） 46ページをお開きください。2款1項1目の一般管理費の8節の報償費についてでございます。まちづくりの方向性や市民参加のあり方、市民、議会、行政の責務などを規定する自治基本条例を推進するために、策定委員15人や指導助言者の報償として37万円を予算計上いたしております。また、今後の本市の生活バス路線等を含めた公共交通のあり方を検討するため、地域公共交通検討委員会委員15名分といたしまして報償費18万円を予算計上いたしております。

9節の特別旅費につきましては、秋田県市町村振興協会主催の海外研修に対する職員の旅費として1名分の旅費でございます。

10節につきましては、交際費でございますけれども、昨年は250万円ほど予算計上しておりましたけれども、今年度は200万円の予算といたしております。

13節の委託料のJRの委託料につきましては、仁賀保駅が400万円、金浦駅が180万円、上浜駅が108万円、象潟駅も同額の108万円の委託料でございます。

続きまして、48ページをお開きいただきたいと思っております。19節の負担金補助及び交付金のうち、本荘由利広域市町村圏組合の負担金が2,373万円ほどでございますけれども、組合運営費の分担金として1,806万7,000円、広域交流センター分担金138万6,000円、行政センター分担金88万5,000円、産学共同研究センター分担金339万2,000円というふうになっております。補助金では、集会施設整備費補助金、交付要綱に基づきまして今年度は200万円ほど予算を計上いたしております。

続きまして、ページ変わります。13節の委託料でございますけれども、庁内備品の管理の一元化を図るためのシステム導入の委託料として今回80万円を予算計上いたしております。

また、15節の工事請負費500万円は、象潟庁舎の漏水修繕や車庫のシャッター改修工事ということで500万円予算を計上いたしております。

23節の償還金5,249万7,000円は、象潟中学校用地の取得分、また、金浦保健センター、金浦小学校の用地の取得の造成分、また、仁賀保駅の駅港湾の土地区画整理事業の用地取得分、下山特定公共賃貸住宅用地の取得造成分、特別養護老人ホームの用地取得造成分を今回償還金として5,249万7,000円ほどを予算計上させていただいております。

続きまして、54ページをお開きいただきたいと思っております。12目の情報化の推進費でございます。11節の需用費、修繕料100万円については、3庁舎間のネットワークを結ぶ機器が雷の影響を受け、L3スイッチ、プリンタ、端末機の修繕料でございます。

それから、18節の備品購入費150万円につきましては、職員用のパソコン15台を更新するものでございます。

続きまして、57ページをお開きいただきたいと思っております。3目の地籍調査事業費の13節でございますけれども、委託料の過年度数値情報化事業業務委託料200万円は、金浦地区の地籍データをデ

デジタル化して、土地情報システムの効率的な活用を図るためのものがございます。

続きまして、60 ページをお開きいただきたいと思います。選管が参っておりませんので、かわって御説明申し上げます。

2 款の総務費の 4 項の選挙費でございますけれども、これは 4 月 8 日に行われます秋田県議会議員の選挙費の事務等に携わる、手続等に携わる費用でございます。また、参議院議員の通常選挙費について 2,487 万 8,000 円は、7 月 22 日に行われます参議院議員の選挙の費用に伴う予算計上でございます。

続きまして、133 ページをお開きいただきたいと思います。9 款 1 項 5 目の災害対策費でございますけれども、報酬は、法律に基づく防災会議を設置して、地域防災計画を策定するための委員の報酬でございます。

また、19 節の補助金では、自主防災を推進するため、自主防災組織事業費の補助金については 175 万 3,000 円ほどでございます。現在にかほ市では 87 組織がございます。また、消防機器の資材等の補助金につきましては、交付要綱に基づき、対象経費の 3 分の 2 を補助するものでございます。さらに、3 地区の自治防災組織の連絡協議会の補助金といたしまして 26 万 4,000 円を計上いたしております。

175 ページをお開きいただきたいと思います。12 款の 1 項の公債費でございます。元金につきましては 425 件の借入れ件数で、18 億 9,904 万 6,000 円でございます。また、19 年度末の市債の残高見込みでございますけれども、200 億 2,891 万 5,000 円の予定でございます。

2 目の 23 節の償還金利子は 100 万円の一時借入分を見込んでおります。3 億 9,189 万 9,000 円ということで、利子分の件数は 18 年度末で 514 件分でございます。

以上で総務部関係の歳出を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、国体関係についての補足説明、助役。

助役（横山昭君） 55 ページをお開きください。13 目の国体推進費でございます。需用費の 60 万円は水道料金でございます。芝の関係もありまして、水道料金がかかるということであります。

13 節の委託料 1,200 万円は、仁賀保のサッカーグラウンドの芝の維持管理のための委託料でございます。

19 節ですが、国体の実行委員会のほうへ 1 億 3,200 万円ほど補助金として交付することにしております。

それから、国体サッカー会場維持管理費補助金というのを 400 万円計上しておりますが、これは TDK のサッカーグラウンドを芝生にしたときから、仁賀保町、金浦町で維持管理のためにそれぞれ 200 万円ずつを補助しておったということを踏まえて、今、19 年度に国体がありますので、それを継続して合わせて 400 万円を助成するというものであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳出の御説明を申し上げます。

58 ページの 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、通常の経費の計上ですので、説明を割愛させて

いただきます。

次、65 ページをお開き願います。2 款 7 項 1 目住民対策総務費でございますが、19 節負担金補助及び交付金の中で、特に例年と変わったところとしては、「社会を明るくする運動」の公開ケース研究会がにかほ市で開催されることによる補助金 10 万円が計上されております。

それから、11 節需用費のうち修繕料 118 万 4,000 円は、カーブミラーや赤色回転灯などの交通安全施設の修繕料でございます。

14 節使用料及び賃借料 43 万 2,000 円は、交通指導車 1 台を新規更新するためのリース料でございます。

15 節工事請負費 84 万円は、カーブミラーの新設工事でございます。

19 節負担金補助及び交付金は、交通安全協会の補助金 160 万円が主なものでございます。

同じく 66 ページ、防犯街灯等対策費でございます。11 節需用費の光熱水費 2,000 万円は、契約灯数、市内 4,382 灯分の街灯の電気料でございます。修繕料 750 万円は、防犯街灯の修繕に要する経費でございます。

15 節工事請負費 69 万 3,000 円は、防犯街灯 12 基の新設工事の分として計上してございます。

次に、86 ページの 3 款 4 項 1 目の国民年金事務費については、特に説明ございません。

次に、87 ページの保健医療費でございます。12 節役務費の手数料 306 万 8,000 円は、国保連合会に支払う福祉医療費審査支払手数料でございます。

20 節の扶助費 2 億 6,385 万 3,000 円は、福祉医療費の県補助分 2 億 1,743 万 9,000 円と、単独補助分 4,032 万円の合計 2 億 5,775 万 9,000 円、それに福祉医療入院時食事療養費の 609 万 4,000 円が中身となっております。

28 節の繰出金 1 億 8,519 万 7,000 円は、国保の事業勘定の特別会計への繰出金でございます。保険基盤安定繰入分、それから財政安定化支援事業繰入分、福祉医療高額分、出産育児一時金分、国保のヘルスアップ事業分などが含まれております。

次に、88 ページの 3 目の老人医療費でございます。13 節の委託料 640 万 7,000 円は、国保連合会への電算処理委託料、それから毎月のレセプト点検委託料、それから同じく国保連合会への医療費の通知作成委託料が内容となっております。

19 節の後期高齢者医療広域連合負担金 616 万 4,000 円は、概算当初の負担金総額 2 億 3,000 万円を、均等割 10%、人口割 50%、後期高齢者の人口割 40%で、25 市町村が負担するものでございます。

28 節の繰出金 2 億 4,356 万 6,000 円は、一般会計からの繰り出し分として、市は医療費公費負担分の 12 分の 1 を老人保健特別会計に繰り出しするものでございます。

3 款 5 項 1 目の災害救助費は、通常経費の計上ですので、説明を割愛させていただきます。

93 ページ、4 款 1 項 6 目環境衛生費でございます。13 節の委託料は斎場の管理火葬業務の委託料として 1,672 万 8,000 円、斎場設備の保守管理として 207 万 6,000 円、河川湖沼の水質検査委託料として 100 万円を計上しております。

次、95 ページ、4 款 2 項 1 目清掃総務費の 13 節委託料は、不法投棄廃棄物処理業務委託料として

76万5,000円、それから死亡動物処理業務委託料として51万7,000円、BDF製造業務委託料28万4,000円となっております。BDFにつきましては、廃食用油を市民の協力を得ながら回収し、バイオディーゼル燃料として一部公用車に使用し、循環型社会形成の輪を広げていきたいと考えております。

19節負担金補助及び交付金7,686万6,000円は、由利本荘市のリサイクル施設の負担金981万2,000円と、広域市町村圏組合への負担金として埋立処分施設の分担金250万円、し尿処理施設の分担金6,375万4,000円となっております。また、ゴミステーション整備費補助金として10基分80万円を計上しております。

次、96ページの清掃センター運営費でございます。11節需用費中、消耗品費1,297万5,000円の主なものは、ごみ焼却灰を固める処理で使用されます薬品、キレートという薬品がございますが、それから活性炭、機械消耗部品代でございます。燃料費180万円は、精製によって硫黄分を少なくした特A重油などが主なものでございます。光熱水費2,250万円は、プラント等の電気代2,022万円と、残りが水道代でございます。修繕料300万円は、機器の修繕のためのものでございます。

13節委託料1億1,262万4,000円は、ごみ収集、缶リサイクル、資源ごみ収集の委託料のほか、ばい煙やごみ質、それから焼却灰の分析委託料、それから電気保安業務、防火設備点検業務などの例年の委託のほか、新規の予算計上として、にかほ市の一般廃棄物処理基本計画作成のための業務委託費用150万円を含んでおります。

それから、15節工事請負費8,000万円は、ごみ焼却炉、破砕機、電気集じん機等の維持補修のための工事費となっております。

19節負担金補助及び交付金117万3,000円の中には、新規予算として由利本荘市との施設統合検討のための循環型社会形成地域計画の作成負担分として59万1,000円、それから廃棄物処理施設技術管理者講習会に1名を派遣するという事で、その負担金として6万3,000円が含まれております。

98ページ、4款2項3目最終処分場管理費の13節委託料は、最終処分場の管理委託料として1,424万円、地下水及び放流水等の水質分析調査委託料500万円でございます。

それから、同じく98ページ4款3項1目水道整備費の28節繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金として1,016万6,000円、それから上水道会計への繰出金として645万9,000円を計上しております。

以上が市民部関係の主なものでございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する事は健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 続きまして、健康福祉部関係の歳出について御説明申し上げます。

73ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の19節が74ページにございます。3,180万7,000円ですが、これは民生児童委員の活動費に対する補助金475万9,000円と、社会福祉協議会への運営費補助金として2,700万円を主なものとして計上しております。

同じく74ページの3款1項2目老人福祉費の8節報償費には、長寿祝金として639万円計上いたしておりますが、長寿祝金条例の改正案を今定例会に上程しておりますとおり、それぞれの祝金の



額を改正予定であります。

また、13 節委託料でございますが、介護認定されていない比較的元気なお年寄りを対象にいたしまして、転倒防止と認知症予防のための集落サロン事業、それから外出支援サービス事業を展開しまして、引きこもりの防止や生きがい活動に努めてまいりたいと考えております。このほか、配食サービス見守りネットワーク事業、軽度生活援助事業等に委託料として1,157 万円をお願いしているところであります。

それから、75 ページの19 節負担金補助及び交付金の5,430 万9,000 円でありますが、その内容は、老人福祉施設の措置費負担金2,549 万円でございますが、これは養護老人ホーム寿荘入所者12 名、それから松峰苑入所者2 名分のものであります。それから、その下の本荘由利広域市町村圏組合に負担する1,941 万5,000 円でありますが、これは特別養護老人ホーム分担金430 万9,000 円、それから養護老人ホーム分担金1,510 万6,000 円でございます。補助金についてでありますけれども、社会福祉施設整備費補助金として358 万1,000 円を計上しておりますが、その内訳は、社会福祉医療事業団の借入利子補助金258 万1,000 円、それから民間福祉施設整備資金償還補助金100 万円です。また、毎月第2・第4 木曜日に70 歳以上の方を対象にして、無料といたしまして入浴していただいております、ほかほか入浴事業につきまして、45 万円ほどの予算を措置しております。

それから、20 節の扶助費であります。65 歳以上の方に年6 回を限度といたしまして、1 回1,000 円を補助します針・灸・マッサージ施術費助成として200 万円、それから家族介護援助金990 万円、おむつ代助成費として345 万円を主なものとして計上してあります。

それから、75 ページの3 款1 項3 目、これは障害者福祉費とありますけれども、18 年度の予算では身体知的障害者福祉費となっておりますので、目の名称を変更してございます。これには、76 ページになりますが、13 節委託料といたしまして542 万7,000 円計上しておりますが、その中に手話通訳者の設置事業に240 万円、これは手話通訳士の資格を持っている方を招聘いたしまして、ボランティアの方々への資格取得のための、資格を取るための研修、あるいは入院時の際の医師との、お医者さんとの意思の疎通等に活動してもらう予定であります。

それから、20 節の扶助費でございます。2 億4,925 万6,000 円の主なものは、知的障害者施設給付費につきましては、施設入所者42 名分、1 億2,223 万1,000 円です。それから、身体障害者施設給付費8,495 万8,000 円は、26 名分でございます。以下、ごらんの給付費を計上しているところでございます。

それから、同じく77 ページの4 目地域支援事業について申し上げますが、この地域支援事業は、要支援、あるいは要介護に至る前のお年寄りに対しまして介護予防事業を提供することによりまして、住みなれた地域で生活を続けてもらおうと、さまざまなサービスが介護保険制度に昨年からは新たに位置づけられた事業であります。

78 ページの13 節委託料2,343 万円、以下説明のとおり、これらの事業を展開してまいります。

それから、78 ページの3 款1 項5 目の介護保険事業費でございますが、79 ページにまたがりまして、19 節負担金補助及び交付金2 億6,929 万9,000 円でございますが、そのうち本荘由利広域市町村圏組合への負担金として2 億6,855 万9,000 円を計上しておりますが、介護サービスの給付費、トータル

で 19 億 3,857 万円の 12.5%が市の負担となりますので、介護給付費分として 2 億 4,232 万 1,000 円、それから事務費につきましては、平等割 15%分、296 万 2,000 円、それから人口割分 85%分、1,494 万 5,000 円と、それから特定分というのがございまして 7 万 6,000 円、合計 1,798 万 3,000 円、それから地域支援事業分として 812 万 5,000 円、それから低所得者対策費として 13 万円の合計 2 億 6,855 万 9,000 円を計上しているところであります。

それから、79 ページの 3 款 1 項 6 目の地域包括支援センター事業費 3,768 万 2,000 円でございますが、この事業は今後ますます増加する高齢期の方々の生活を支えようということで行う事業であります。センターが行う新予防給付のケアマネジメントの委託料が主なもので、13 節に 500 万円、これは要支援 1・2 の方の対象となりますが、500 万円を計上しております。

それから、同じく 80 ページでございます。3 款 1 項 7 目の福祉施設管理費 2,160 万円でございますが、これはすべて午ノ浜温泉を初めといたしまして、市内の老人憩いの家の管理費が主なものであります。

それから、同じく 80 ページの 3 款 2 項 1 目の児童福祉費、児童福祉総務費の 81 ページ、8 節報償費 419 万円、これはすこやか子だから祝金が主なものであります。すこやか子だから祝金には 399 万円を計上しております。それから、額は少額でございますが、児童の虐待をいち早くキャッチしまして情報を共有しようということで、昨年 11 月に要保護児童対策地域協議会を設置しました。これらの方の委員の報酬も計上いたしております。

それから、13 節委託料、放課後児童健全育成事業の委託料、いわゆる学童保育でありますけれども、これにつきましては 1,077 万 8,000 円を計上しております。

それから、19 節負担金補助及び交付金の 2,670 万 6,000 円ですが、82 ページにまたがります。社会福祉法人への施設整備に伴う償還金に対する補助金 1,780 万 8,000 円、あとチャイルドシート購入に要する費用 120 万円等を計上してございます。

あと扶助費につきましては、児童扶養手当以下、ごらんとおりの児童手当に関係する経費でございます。

それから、82 ページの 2 目の児童運営費、83 ページの 19 節になりますが、9 億 556 万 7,000 円、これは市内 10 ヶ所の保育園に対する運営費の負担金、8 億 4,159 万円と、あと延長保育、一時保育等の事業といたしまして 6,397 万 7,000 円を計上しております。

それから、85 ページをお開きください。3 款 3 項 2 目の扶助費 2 億 6,568 万 7,000 円ですが、これは生活保護のごらんとおりの扶助費の額でございます。医療費の扶助費が 1 億 5,997 万 2,000 円と突出しているところであります。

それから、90 ページの 19 節をお開きください。これは 968 万 9,000 円ほど計上しておりますが、本荘由利広域市町村圏組合の負担金として 665 万 1,000 円。その内訳は、在宅当番医制の当番医事業 173 万 2,000 円、病院群輪番制事業 483 万 9,000 円等ですが、この中に、一番下のところに地域医療支援補助金 200 万円というのが新しく計上させてもらっております。これは由利組合総合病院の小児科、産婦人科の緊急対応病床の確保ということで、医師定着のための支援として、地域医療支援補助金として 200 万円を計上しているところであります。

それから、91 ページ、4 款 1 項 3 目老人保健事業費 8 節 290 万 1,000 円ではありますが、これにつきましては、中身は、健康推進員をお願いしているところでありますので、その方たちへの報酬 150 万 8,000 円が主なものであります。

それから、92 ページ、4 款 1 項 4 目精神保健事業費につきましては、8 節の報償費といたしまして 97 万 8,000 円ほど計上しておりますが、これは子供の心支援対策等の講師への謝礼、そして 19 年度には県の補助事業でもあります自殺予防対策モデル事業を実施することになっております。これは平成 21 年度まで実施予定でございます。

それから、92 ページの 5 目保健センター管理費の 3,374 万 3,000 円につきましては、各施設の需用費が主なものであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 所用のため 15 分まで休憩します。

午後 5 時 07 分 休 憩

午後 5 時 15 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業部に関する説明を産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の主な歳出について説明をいたします。

102 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費であります。8 節報償費の集落営農推進事業報償費の 52 万 6,000 円ではありますが、集落営農設立後、経理関係研修のための講師謝礼とか先進地視察等の経費であります。また、地域食材活用推進事業関連報償費に 5 万円を計上しておりますが、伝統野菜のかなかぶの加工、商品化に向けた取り組みの費用であります。

下の 19 節負担金補助及び交付金ではありますが、説明欄最初の土づくり強化推進対策事業補助金 878 万 7,000 円ではありますが、土づくり肥料「大地の息吹」の散布による補助で、水稻作付面積 10 アール当たり 500 円以内として計上しております。

次の、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金 14 万 8,000 円は、認定農業者が取り組む鳥海リンドウの栽培に係る助成であります。なお、助成割は、県が 12 分の 4、市が 10 分の 1 でありますけれども、集落営農組織の場合には、さらに市の協調助成分として 12 分の 1 をかさ上げ助成するものであります。

下から 3 つ目の集落営農組織肥料等共同購入事業補助金 100 万 5,000 円は、既設の集落営農組織の経営基盤を強化するために、肥料や農薬を 100 万円以上共同購入した集落営農組織に対し、面積 10 アール当たり 3 年間に限り 500 円以内の助成単価として計上をしております。

次の集落営農組織特産農産物栽培推進事業補助金は、既設の集落営農組織を対象に、市の特産物となり得る特徴ある品目の確立を図るため、特産物となり得る作物を模索検証するための実証圃場に対し助成するもので、限度額として露地栽培で 20 万円以内、施設栽培で 30 万円以内としており

ますが、当初予算では存置の1,000円を計上しております。

次、104ページになります。中ほどの19節負担金補助及び交付金ですが、集落営農組織転作重点作物種子等導入事業補助金、存置の1,000円ですが、既設の集落営農組織に3年間、複合経営による体質の強い農業経営発展性の高い農業構造の確立を図っていただくために、JAの指定の重点・準重点作物で、かつ水田農業推進協議会の水田農業ビジョンに掲げる作物の作付に要する種子等に対し、原則導入事業費の4分の1以内で助成するものであります。

下から2番目の転作田排水整備事業補助金42万5,000円ですが、これまでの農地排水施設整備助成金を暗渠排水のみの助成から明渠排水も含めることとし、明渠排水は、10アール当たり100メートル以内として、1メートル当たり助成単価を150円、暗渠排水では10アール当たり100メートル以内とし、メートル当たり助成単価を400円とするものであります。

次の転作物産地形成推進事業補助金1,000円ですが、10アール当たり5,000円を基準として転作確認作業後の実績に合わせ補正計上をする予定であります。

106ページになります。6款1項6目の農村整備総務費ですが、19節の負担金補助及び交付金の説明欄の上から6番目の農村環境の向上というようなことで、農地・水・環境保全向上活動支援負担金、1ヘクタール当たりの市の負担金を1万1,000円で算出してありまして、予算額1,854万9,000円を措置しておりますが、平成19年度から23年度までの5年間の事業で、市内27団体と協定を行うもので、協定総面積は1万6,862ヘクタールになります。

次に、107ページになります。6款1項7目中山間地域振興費であります。協定に基づきまして、後期対策が17年度から21年度までの5カ年度実施されます。その3年度目に当たり、国・県の補助金額に基づき予算措置をしております。

19節負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金1億3,359万6,000円ですが、仁賀保地域4協定、金浦地域2協定、象潟地域24協定、合わせて30協定であります。延べ農業者数は621人です。

次に、108ページ、中ほどになりますが、6款2項2目林業総務費です。下の109ページになりますが、19節負担金補助及び交付金の説明欄の下から2行目に、民有林を対象とした国県補助事業に10%の市のかさ上げ補助として森林環境保全整備事業費補助金511万9,000円を措置しております。これにつきましては、大砂川地区の下刈りとか、大砂川、川袋、小滝、横岡、小国の各地区の間伐事業分です。

次の110ページになります。6款2項4目松くい虫防除対策事業費であります。13節委託料、今年度もこの予算書へ記載したとおり実施してまいりたいと考えております。

その下の111ページになりますが、12節役務費、手数料に918万1,000円を計上しております。象潟町西中野沢の焼山の除伐約44ヘクタールと、大砂川で間伐切り捨て、約32.5ヘクタールの予定であります。

それから、6款2項6目海岸林再生事業費でありますけれども、TDKからの寄附金を原資に、それぞれの節に5月12日の土曜日に記念碑序幕、それと植樹祭を予定しておりますけれども、その関係費用を計上しております。

12 節役務費には 638 万 8,000 円を計上し、18 年度で植栽した松林の下刈りを施行し、また、13 節委託料では、国体開催前までに枯れ松伐倒処理費用約 1,200 立方メートル分の 1,010 万 9,000 円を措置しております。

15 節には記念碑の基礎工事費 28 万円を計上しております。なお、セレモニーと植樹祭等についても、TDK と由利本荘市の三者で協議を重ね、TDK と日程調整を図って決定をしておりますけれども、碑文の部分の石碑と台座の作製は新年度になってからの発注では植樹祭に間に合わない見込みから、由利本荘市とも協議を重ねて、18 年度予算で発注をしております。

次に、113 ページになります。19 節負担金補助及び交付金であります。説明欄の最初の漁港漁場機能高度化事業負担金 840 万円は、象潟漁港小瀬分港で防波堤を 9.5 メートル新設し、合わせて波返し護岸 90 メートルの改良と、分港内のしゅんせつ 2,500 立方メートルが予定されております。また、横の瀬においては、18 年度に引き続き防波堤 90 メートルを 60 センチほどかさ上げる工事も予定されております。

次の、地域水産物供給基盤整備事業負担金 3,434 万円は、平沢漁港については東防波堤先端にケーソン 1 函を据えつけし、金浦漁港においては防波堤ケーソン 1 函 20 メートルを製作据えつけ、また、高潮・高波対策として臨港道路の改良、それから止水壁の設置が予定されております。また、金浦地区の赤石地先には、アワビの増殖場、2.04 ヘクタールを予定しております。説明欄の一番下の種苗放流事業補助金では、アワビの種苗 54 万 9,200 個を上浜、象潟、金浦、平沢に放流するための補助金として 540 万円を計上しております。

6 款 3 項 3 目漁港費 14 節使用料及び賃借料では、小砂川三森漁港のしゅんせつのための重機借上料 130 万円を計上しております。

114 ページになります。6 款 3 項 4 目 15 節工事請負費では、金浦地区赤石地先へ自然石 1,100 立方メートルを投石し、アワビの増殖場を整備するため 980 万円を計上しております。

次、115 ページの 7 款 1 項 2 目商工振興費 19 節負担金補助及び交付金の秋田県経営安定資金融資保証料補助金は、県の融資制度を受けた中小企業者に対し、県信用保証協会の保証料を補助するもので、496 万 3,000 円を計上しております。

一番下の展示商談会参加促進助成金では、新産業への参入や技術力、販売拡大など企業力の増進につながる展示商談会への参加を促進するため、出展費用の一部を助成するもので、25 万円を計上しております。なお、今年度から新卒者雇用促進助成金は廃止しております。

116 ページになります。7 款 2 項 1 目観光総務費、中ほどの 8 節報償費では、18 年度の観光検討委員会の提案をもとに、今後の観光振興アクションプランを策定する委員会の委員報酬 12 万円を計上しております。また、絵画コンテストを開催し、その作品を PR 用としても活用するもので、審査委員の謝礼や賞金、副賞など報償費として 85 万 5,000 円を計上しております。

9 節旅費でありますけれども、首都圏の観光エージェントから来ていただきまして、観光スポットを案内し、各エージェントの企画商品に、にかほ市の自然等観光施設を組み入れていただくため、1 回当たり 15 人で、季節によって 2 回ほどの開催分として 126 万 9,000 円の旅費を計上しているものが主なものであります。

117 ページですけれども、19 節負担金補助及び交付金では、中段にあります鳥海山頂トイレ再整備事業負担金 55 万 3,000 円ですが、遊佐町が事業主体でありますけれども、鳥海山頂に設置している公衆トイレの改築を 2 ヶ年度事業で実施するもので、隣接の行政等で事業費の一部を負担し合うというようなことで、今年度分の負担金であります。

7 款 2 項 2 目観光施設費では、7 節賃金に、仁賀保高原、それから鉾立山荘、鉾立ビジターセンター、鉾立地区水道管維持補修、鶴泉荘などの各種観光施設の臨時雇用賃金として 1,770 万 1,000 円を措置しております。

118 ページになります。15 節工事請負費の 160 万円は、サン・ねむの木の新館の外壁クラック修理やサッシ回りのコーキング等の修繕であります。

119 ページになりますが、7 款 3 項 2 目公園管理費では、市内の 44 公園に関するもので、7 節賃金の臨時雇用賃金では、仁賀保地区の各公園や薫風苑パオの管理人賃金として 1,598 万 2,000 円、また、諸作業賃金として、勢至公園や南極広場、蛸満寺園地などの草刈りやトイレ清掃などの賃金として 377 万 8,000 円を計上しております。

121 ページの 18 節備品購入費 25 万円につきましては、中島台レクリエーションの森の管理棟へ衛星電話を設置するものであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係の歳出について御説明いたします。

121 ページの 8 款 1 項 1 目の土木総務費からです。121 ページ、122 ページは経常経費ですので、特段説明することはありませんので、割愛させていただきます。

123 ページをごらんになってください。2 項の道路橋梁費、道路橋梁総務費 13 節の委託料ですが、下のほうです。市道認定路線番号変更等業務委託料 270 万円ですが、これは旧町単位の認定路線全線の見直し業務ということで、これは路線番号を新しい番号に整理すると。旧町単位の起点、終点をにかほ市全体として見直しすると。それから路線、種類の見直しをするものということで 270 万円計上してございます。

続いて、道路橋梁維持費でございます。124 ページをお開き願います。15 節の工事請負費 4,700 万円のうち市道維持補修工事の 4,200 万円は、地方道路交付金及び電源立地地域対策交付金を財源として、本年度は舗装工事を主として行うこととし、一般財源では区画線維持工事を 500 万円を実施することで計上してございます。

18 節の備品購入費は、舗装用乳剤散布機の購入でございます。27 万円です。

3 目の道路橋梁新設改良費です。125 ページの上のほう、委託料になりますけれども、3,600 万円は測量設計業務委託料ということで、中野前川線実施設計 1,500 万円、それから仁賀保幹線測量設計委託ということで、仁賀保地区から農免道を通り、象潟までの道路の新設改良に係る整備計画等に係るものということで 2,100 万円、合わせて 3,600 万円です。これは 12.7 キロということで、新設分は小出金浦線の交差点、また、消防署、前川ということで 1,200 メートルというふうになっております。

4 目の排水路維持改良費でございます。自動車借上料 150 万円は、排水路清掃用高圧洗浄車バキューム車の借上料 150 万円でございます。

それから、工事請負費 200 万円は、前川地内排水路整備工事 150 万円と、金浦地区排水路整備工事 50 万円を計上してございます。

5 目の除雪費です。これは前年より 4,352 万 2,000 円減少しておりますけれども、18 年度は備品購入費として除雪機械 2 台、4,419 万 3,000 円を計上していたためであります。310 万円の予算は 9 月前に執行予定の重機等の車検等に係る費用が主なものでございます。直接作業の除雪費については 9 月にお願いをしないと、このように思います。

次の 126 ページです。3 項の河川費 1 目河川維持改良費でございます。15 節の工事請負費 50 万円ですが、これは鳥森川転落防止柵設置工事ということで、通学路になっているガードレール等の設置を予定しております。

続いて、4 項都市計画費 1 目都市計画総務費です。127 ページをごらんください。11 節の需用費の修繕料 245 万 7,000 円は、仁賀保駅前街路灯の修繕、それから仁賀保駅前の車どめ等の修繕でございます。

13 節の委託料 890 万 4,000 円のうち、都市計画図作製業務委託料 850 万円は、市内全域の航空写真を撮影するものであります。

次のページをお開き願います。説明の上のほうの上から 3 行目になりますけれども、日沿道秋田県・山形県境建設促進期成同盟会設立準費負担金として 7 万 5,000 円を計上しております。

28 節の繰出金です。公共下水道特別会計への繰出金です。5 億 4,805 万 6,000 円です。

それから、2 目のまちづくり交付金事業費 13 節の委託料 600 万円は、交付金申請支援業務委託料ということで、この委託金は、都市再生整備計画予備調査に基づきまして、金浦地区において予定しております文化会館建設などの計画について、まちづくり交付金対象による事業化を図るもので、実施事業の概算事業費の積算、事前評価や都市再生整備計画書の策定、そして本申請のための積算業務など交付申請に必要な業務を委託するものであります。

5 項住宅費 1 目住宅管理費です。13 節の委託料の松ヶ丘建設実施設計委託料は、平成 20 年度に予定しています市営住宅 1 棟、2 階建て 12 戸の設計委託料でございます。

それから、建石団地大規模改善工事調査委託料 30 万円は、昭和 53 年から 60 年度に建築した住宅 8 棟 90 戸あります。その修繕箇所を事前に大規模修繕するための事前調査するための委託料でございます。

15 節の工事請負費 260 万円は、建石団地排水マンホール修繕工事は、団地内にある汚水マンホールに雨水などを入らなくするための工事 180 万円です。それから、さくら団地火災警報器設置工事 80 万円は、消防法が改正され、住宅火災警報器の設置が義務化されているため、年次計画で設置するものでございます。

続いて、174 ページをお開き願います。11 款災害復旧費 1 目公共土木施設災害復旧費です。これは災害が起きた場合の応急対応としての予算措置であります。

以上で建設部関係の歳出の説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防費に関することは消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防に関する歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

130 ページをお開きください。9 款 1 項 1 目常備消防費 18 節備品購入費 83 万 3,000 円ですが、これは軽量の空気ボンベ 2 本を補充するものであります。また、65 ミリ消防ホースの補充と携帯無線機バッテリーの更新などでございます。

131 ページ、19 節負担金補助及び交付金、消防学校等入校負担金は、この 4 月から新規に採用されます 1 名分の初任教育課程への入校負担金、また、各専科教育などで、秋田県消防学校への入校負担金でございます。研修会負担金 270 万 2,000 円の主なものとして、救急救命士を養成するため、救急救命東京研修所第 32 期研修生として 1 名入校する者の負担金、また、救急救命士を対象に行われます救急救命九州研修所薬剤投与追加講習に係る経費 1 名分を計上しております。

132 ページをお開きください。2 目非常備消防費 11 節需用費中、修繕料 266 万円は、消防団の消防ポンプ自動車、積載車 24 台分の車検に係る経費、また、緊急性の伴う消防施設等の修理費であります。

18 節備品購入費 135 万 4,000 円は、分団旗 7 本、部旗 21 本と 65 ミリ消防ホース、防火水槽標識購入分を計上いたしております。

それから、19 節負担金補助及び交付金は、この 3 月で 2 名の副団長が退団するため、新任の副団長 2 名分の消防大学校団長科入校経費を計上しております。また、団員が死亡した場合には弔慰金、事故等で一定の障害を受けた場合は障害見舞金等を支払うための消防団員福祉共済負担金などがございます。

133 ページ、3 目消防施設費の 15 節工事請負費 322 万円は、消火栓新設更新工事と小滝地内の防火水槽、旧第 1 分団第 3 部町民体育館わきのポンプ車庫、樋ノ口地内の火の見やぐらの解体工事費であります。

18 節備品購入費 1,080 万円は、歳入でも御説明いたしましたが、消防団の小型動力ポンプ付積載車 2 台と小型動力ポンプ 2 台を更新するものでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育費に関することは教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、19 年度当初予算教育委員会所管分の主な予算について御説明申し上げます。

ページは 135 ページになります。10 款 1 項 2 目事務局費でございます。報酬が 858 万 1,000 円計上してございますが、これは各市内学校医・歯科医報酬 31 名分、694 万 4,000 円が主なものでございます。

続きまして、138 ページでございます。10 款 1 項 3 目になります。13 節に委託料 573 万 2,000 円が計上してございますが、これは A L T とは別に象潟小学校で行われております国際理解教育委託料、これ、360 万円、これが主なものでございます。

続きまして、139 ページでございます。19 節の負担金補助及び交付金の中に、下から 8 行目にありますけれども、児童生徒通学費補助金 1,822 万 3,000 円を計上してございます。これは遠距離通



学児童生徒に対する通学費の補助金でございます。

続きまして、141 ページになります。10 款 2 項 1 目学校管理費、小学校の学校管理費でございますが、11 節需用費に修繕料 688 万 9,000 円を計上してございますが、この主なものとしては、象潟小学校の玄関ホールの床修繕、それから象潟小の体育館内の内部補修、それから平沢小のプール等小学校 7 校分の修繕料を計上してございます。

次に、142 ページになります。同じく 10 款 2 項の 1 目の 15 節工事請負費について御説明申し上げます。1,962 万 6,000 円を計上してございますが、まずは小学校教職員のエアコン設置工事でございます。これは象潟小、上浜小、上郷小 3 校分のエアコンの設置工事でございます。それから、象潟小学校のエレベーターの改修工事も 1,000 万円ほど計上してございますが、これはエレベーターが老朽化したことと、それから車いすの児童生徒が利用できるように改修する工事でございます。それから、一番下の平沢小学校南側フェンスの改修工事 145 万円を計上しています。これは約 80 メートルになりますけれども、フェンスがさびておりますので、その工事を予定しているものでございます。

それから、備品購入費 772 万 9,000 円を計上してございますが、これは平沢、象潟、上浜各小学校の F F ストープ、それから図書館の閲覧用いす、児童机、いす、非常用放送設備等の備品等の更新でございます。

それから、次のページでございます。10 款 2 項の 2 目教育振興費でございます。13 節の委託料に各種学力検査委託料 308 万 4,000 円を計上してございますが、これは今までの各学校が行ってきまして学力検査に加えまして、子供の友人関係や学級の人間関係を調べることで、いじめや不登校などの問題が起こる可能性を明らかにする学校診断尺度調査というものを新たにこれをつけ加えて行うものでございまして、19 年度は平沢、金浦、象潟各 3 小学校を予定してございます。

次に、144 ページ、10 款 2 項 18 節の備品購入費 117 万 5,000 円を計上してございますが、これは平沢小学校の食器消毒保管庫が主なものでございます。

それから、146 ページでございます。18 節中学校の備品購入費でございますが、234 万 4,000 円ですが、これは仁賀保中の生徒用机、いす、それからグラウンド朝礼台、金浦中学校の暗幕、そういうものの更新でございます。

次、147 ページ、10 款 3 項中学校費の 18 節の備品購入費でございます。これにつきましては教材備品が主なものでございます。

続きまして、148 ページ、10 款 3 項 4 目象潟中学校建替事業費であります。12 節の工事完了検査手数料が 19 万円、それから 13 節の設計監理・工事監理の委託料 1,135 万 1,000 円、15 節の校舎建設工事費 12 億 1,674 万 7,000 円でございますが、この合計が 12 億 2,828 万 8,000 円となります。これが継続費で説明いたしましたが、19 年度で施行する額であります。したがって、継続費補正後の 19 年度の額とこれは一致しております。

また、13 節の橋梁設計委託料 180 万円でございます。これは三本堰の横断通路工事の設計委託料でございます。

15 節象潟中学校グラウンド他外構工事 1 億 9,950 万円でございます。これはグラウンド、テニス

コートの整備工事、建物の外構工事、駐車場の造成工事、橋梁を含む通路工事などでございます。

次に、5目仁賀保中学校建替事業費でございます。13節の委託料400万円、これは体育館の耐力度調査委託と中学校の西側の山林の建築地造成工事の測量設計の委託料でございます。

続きまして、10款4項社会教育費に移ります。10款4項1目社会教育費の印刷製本費、150ページですけれども、152万3,000円計上してございます。これは文化祭とか文化セミナーのパンフレット、ポスター等の印刷製本を予定しております。

続きまして、152ページ、10款4項2目仁賀保公民館費でございます。その15節工事請負費でございます。これは公民館の2階トイレの改修工事、それから18節の備品購入費129万円を計上してございます。これらはエントランスホールの応接セット、それから応接室のいす、この工事請負費、備品購入費とも国体開催に伴う施設の整備でございます。

続きまして、155ページ、10款4項図書館費でございます。図書館費の18節備品購入費365万円計上してございます。これは備品、図書備品、それからDVD、CD、VHS等、昨年より165万円ほどの増額で予算計上をしてございます。

それから、ちょっと戻ります。154ページの同じく図書館の7節賃金でございますが、448万5,000円を計上してございますが、19年度におきましては、司書資格を持つ臨時職員1名の増員をする予定で予算計上をしてございます。

それから、ページが157ページ、10款4項7目仁賀保勤労青少年ホーム管理費でございますが、この15節に工事請負費400万円、これは屋根の防水改修工事を予定しております。

続きまして、161ページに飛びますけれども、10款4項9目のフェライト子ども科学館の管理費でございます。委託料として1,129万5,000円を計上してございますが、特別展委託料、これが150万円、これは「おもちゃの科学展」というのを予定してございます。それから、米村サイエンスプロダクションへの委託料でございますが、これは4回ほどの開催を計画してございます。

続きまして、163ページ、10款4項白瀬記念館の管理費でございます。15節工事請負費でございます。1,990万円ほど計上してございますが、これは管内の空調、冷温水器取りかえ等のボイラー工事、それから外構のサッシ回り、人工池の漏水の防水工事、そういうものを予定してございます。

それから、164ページ、10款4項11目文化財保護管理費になります。13節に委託料を計上してございます。史跡等整備委託料262万4,000円、これは古文書、あるいは郷土史等を整備するための委託料が主なものでございます。それから、金額は45万円少額でございますが、指定文化財の看板等の設置でございますが、9カ所を予定してございます。

それから、165ページ、郷土資料館の管理費の中の13節委託料でございますが、企画展の委託料130万円ほど計上してございますが、19年度は鳥海山の歴史、それから池田修三版画展という2つの企画展を予定してございます。

それから、166ページ、13目の天然記念物の象潟買上事業でございますけれども、歳入のほうでも説明いたしましたが、17節の公有財産の購入費187万7,000円、これは島3島の購入費でございます。

続きまして、168ページ、10款5項保健体育費の1目保健体育総務費でございます。その中の18

節備品購入費でございます。45万円、少額でございますが、これは総務部長の説明にもありましてとおり、TDKからいただいた100万円をもとに、児童生徒を対象とした野球大会を開催することといたしております、その優勝旗 — 持ち回りとなる優勝旗を購入する予定でございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金の中にもありますように、都市対抗野球TDK優勝記念学童野球大会に対する補助金を38万6,000円ですが、計上してございます。

それから、10款5項3目、169ページ、修繕料102万2,000円ほど計上してございますが、これは野外運動施設、これは仁賀保地区にあるプールとか武道場、テニスコートの予算でございますけれども、テニスコートのフェンスの支柱交換とか、藤棚の改修、そういうものを予定しております。

それから、飛びますが172ページ、10款5項保健体育費の6目象潟給食センター費でございます。委託料1,119万4,000円を計上しておりますが、そのうちの衛生管理委託料でございます。108万1,000円ほどでございますが、これは食缶の消毒とか、ネズミの駆除、ごみ処理、そういうものの清掃委託料でございます。

以上が教育委員会所管の当初予算の主なものでございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第50号から53号まで、それぞれ特別会計に対する補足説明、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 議案第50号19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計の事業勘定について補足説明いたします。

196ページの歳入から御説明申し上げます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。1節の医療給付費分現年度課税分5億3,306万円でございますが、昨年の税率改正等もあって、地区別では前年度当初比にばらつきもございますが、収納率については、これまでの実績や努力目標を考慮し、93%と設定し、前年度当初比で13.9%減を見込んでおります。

2節の介護納付金分現年度課税分5,176万1,000円は、同様に収納率をこれまでの実績や努力目標等を考慮し、91%と設定、前年度当初比2.3%減と見込んでおります。

3節の医療給付費滞納繰越分、それから、4節の介護納付金分滞納繰越分、これらはいずれも8%の収納率を見込んでおります。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税であります。1節の医療給付費分現年度課税分2億5,696万5,000円でございますが、前年度当初比で0.8%増、収納率97%で算定しております。

2節の介護納付金分現年度課税額2,302万3,000円ですが、前年度当初比で1.4%増、これも同じく収納率は97%で算定しております。

3節の医療給付費滞納繰越分、4節の介護納付金分滞納繰越分は、いずれも8%の収納率を見込んでおります。

次に、197ページでございます。4款1項1目療養給付費等負担金1節の現年度分5億4,366万5,000円は、三位一体の改革に伴い34%を、国の国庫負担金として34%を見込んで算定しております。

2目1節の高額医療費共同事業負担金1,394万9,000円、これは高額共同事業医療費拠出金の4分の1の国庫負担金でございます。

次に、198 ページ、4 款 2 項 1 目 1 節の財政調整交付金 1 億 6,622 万 5,000 円は、国から交付されます普通調整交付金 1 億 5,543 万円と、国保ヘルスアップ事業に係る特別財政調整交付金 1,079 万 5,000 円を見込んでおります。

次に、5 款 1 項 1 目 1 節の 6 億 9,471 万 9,000 円は、診療報酬支払基金から退職分として交付されるもので、療養給付費分 5 億 7,613 万 2,000 円と、老人保健費交付金 1 億 1,858 万 7,000 円の内訳となっております。

次に、6 款 1 項 1 目 1 節の高額医療費共同事業負担金 1,394 万 9,000 円は、高額共同事業医療費拠出金の 4 分の 1 の県負担金を見込んでおります。

次に、6 款 2 項 1 目 1 節の福祉医療高額療養費補助金 430 万円は、福祉医療の高額療養費支出金の 4 分の 1 の県補助金を見込んでおります。

2 目 1 節の財政調整交付金 8,540 万円は、三位一体の改革により新たに設けられた県補助金でございます。7%を見込んで算定しております。

次に、199 ページでございます。7 款 1 項 1 目 1 節の高額医療費共同事業交付金 4,463 万 8,000 円は、80 万円を超える高額医療費に対する共同事業分として、国保連合会から交付される見込額でございます。

2 目 1 節の保険財政共同安定化事業交付金 2 億 1,485 万 6,000 円は、昨年 10 月から新たに設けられました制度で、80 万円以下の 30 万円を超える医療費を対象とするもので、国保連合会から交付されるものでございます。

次に、9 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金 1 億 8,519 万 7,000 円は、先ほど一般会計で説明したとおりでございます。

次に、202 ページからの歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、13 節委託料 1,014 万 1,000 円の内訳はごらんのとおりでございます。電算委託料は国保連合会に委託するものでございます。

次に、203 ページです。2 款の保険給付費でございます。1 項 1 目 19 節の 9 億 6,797 万 9,000 円、2 目 19 節の 7 億 5,894 万 6,000 円を見込んでおります。3 目と 4 目は一般と退職の療養費で、舗装具等の現物給付に要する費用でございます。

次に、204 ページでございます。2 款 2 項 1 目 19 節の 1 億 2,200 万円、同じく 2 目 19 節の 5,700 万 2,000 円、これらは一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費負担金の見込額でございます。

4 項 1 目 19 節の出産育児一時金、これは 35 万円の 35 件分を見込んでおります。

同じく次のページ 205 ページですが、5 項 1 目の葬祭費、葬祭給付費としては 1 件当たり 5 万円の 293 件を見ております。

次に、3 款 1 項老人保健拠出金では、1 目 2 目合わせて 4 億 6,202 万 2,000 円を見込んでおります。

4 款 1 項 1 目 19 節の負担金 1 億 7,831 万 4,000 円は、介護納付金の見込額でございます。

5 款 1 項 1 目 19 節の高額医療費共同事業医療費拠出金 5,579 万 8,000 円は、80 万円を超える高額療養共同事業拠出金として国保連合会へ納めるものでございます。

次に、206 ページでございます。4 目 19 節保険財政共同安定化事業拠出金 2 億 6,857 万 1,000 円

は、昨年10月に新たに設けられました制度で、80万円以下の30万円を超える医療費を対象とする共同安定化事業拠出金の見込額でございます。

2目の疾病予防費は、19節を除いた分が国保ヘルスアップ事業の予算でございます。平成19年度は国保ヘルスアップ事業の対象者を60名増の160名として見ております。総事業費は1,138万3,000円ですが、そのうちの13節684万4,000円の主な委託内容としては、対象者通知の各種仕分け作業、個別健康支援、それから血液検査、生活習慣病予防教室、ダイレクトメール、医師講話、あるいは栄養教室、また運動教室などの体力増進事業、あるいは事業報告書等の作成費などの内容がこの委託料の中に含まれております。

19節の人間ドック助成金300万円は、被保険者がドックを受けた場合の助成金として、人間ドックに対して5,000円、脳ドックに対して1万円を補助するものでございます。

以上でございます。

それでは、続きまして、議案第51号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定の補足説明をいたします。

216ページの歳入から御説明いたします。1款1項1目から5目までの各診療報酬収入は、18年度実績に基づいて措置したものでございますが、3目の老人保健診療報酬収入の対前年度と比較しての減額は、国保事業勘定や老保特別会計とも関連がございまして、いわゆる被保険者の自然減を見込んだ計上となっております。

1款2項1目諸検査等収入の対前年度比432万3,000円の減は、18年度から老人健康診査がスマイルにおける集団検診方式に変更になったことによるものでございます。

4款1項1目基金繰入金2,400万円は歳出に計上されておりますが、新年度においてレセプトシステム及びカルテシステムを導入して、今後の国の施策で計画されております診療機関の電子レセプト化に対応するものの費用として主に充てるものでございます。このことによりまして、施設勘定の財政調整基金の額は1億515万5,000円となる見込みでございます。

次に、219ページからの歳出でございます。1款1項1目一般管理費、金額は少ないのですが、8節報償費に健康教室講師謝礼を計上しております。これは、今年度は1月20日にうつ病対策をテーマとした講演会を健康推進課とタイアップして実施したところですが、新年度においては認知症をテーマとした教室を計画しております。

220ページ、13節委託料では、歳入でも触れましたが、新年度において電子カルテ及びレセプトシステムを導入する費用2,116万8,000円を計上しております。これは小出診療所と院内診療所をオンライン化して両システムを構築するもので、事務の効率化を図るとともに、平成21年度から23年度にかけて実施されることになっておりますレセプトのオンライン化に対応するものでございます。また、医師派遣委託料36万円は、ことしの1月から始めておりますが、引き続き新年度も毎月1回由利組合総合病院から医師を派遣していただきまして、連携を密にしながら平成20年度からの研修医受け入れにつなげたいとするものでございます。

次、221ページ、2款1項1目医療用機械器具費13節の委託料で73万円ですが、これはレントゲン装置や超音波断層装置の保守に係るものでございます。

14 節の使用料 133 万 7,000 円は、ホルター心電計と在宅酸素の濃縮機のリース料でございます。以上でございます。

続きまして、議案第 52 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計予算についての補足説明を申し上げます。

初めに申し上げますが、老人保健特別会計は、75 歳以上の高齢者の医療費について、各保険者が拠出する支払基金交付金と国庫負担金、県負担金、一般会計負担金で賄う制度でございます。平成 14 年 10 月から公費負担割合が段階的に引き上げられ、平成 18 年 10 月から公費負担割合が 50% になっております。

234 ページの歳入から御説明いたします。1 款 1 項 1 目 1 節の医療費交付金の現年度分 15 億 4,214 万 4,000 円は、診療報酬支払基金からの交付金でございます。公費負担割合の段階的に引き上げが終了したことから、支払基金の負担割合を 12 分の 6 として算定しております。

2 目 1 節の審査支払手数料交付金 1,280 万 4,000 円でございますが、これも支払基金から交付される手数料の額でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節の医療費負担金 9 億 7,425 万 9,000 円、これは国の負担割合 12 分の 4 として算定しております。

3 款 1 目 1 節の医療費負担金 2 億 4,356 万 4,000 円は、県の負担割合を 12 分の 1 として算定しております。

4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金 2 億 4,356 万 6,000 円でございますが、市の負担割合を県と同じ 12 分の 1 で算定しております。また、県負担金との 2,000 円の違いは端数処理によるものでございます。

次に、236 ページの歳出でございます。1 款 1 項 1 目 19 節の負担金補助及び交付金 29 億 6,711 万 2,000 円は、医療給付費の見込額でございますが、平成 17 年度実績と平成 18 年度の推計から、平均被保険者数は 4,161 人と 229 人減少することから、平均医療費の伸び率をマイナスの 1.015% と見て算定しております。

2 目 19 節の負担金 3,642 万 1,000 円は、医療費支給費の見込額でございます。これまでの推計から前年度見込みと同じく見て計算しております。

3 目 12 節の役務費 1,280 万 4,000 円は、レセプト審査支払手数料の見込額でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 53 号平成 19 年度簡易水道の特別会計予算について補足説明いたします。

初めに、歳入でございます。245 ページ、1 款 1 項 1 目 1 節の水道使用料 2,649 万 5,000 円は、市内 11 カ所でございます簡易水道の使用料でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節の水道等施設整備費国庫補助金 1,199 万 5,000 円は、洗釜砂山地区への送水管布設と配水池築造工事に伴う国庫補助金でございます。

次のページです。4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金 1,016 万 6,000 円は、一般会計のところで御説明したとおりでございます。

次のページの 7 款 1 項 1 目 1 節の簡易水道事業債 3,680 万円は、国庫補助金と同じく洗釜砂山地

区の施設整備工事に伴う起債借入額でございます。

続いて、248 ページの歳出でございます。1 款 1 項 1 目 11 節の光熱水費 300 万円は、各水道施設の電気料でございます。

13 節の委託料 2,379 万 6,000 円の内訳については、ごらんのとおりでございます。

15 節の工事請負費 4,166 万 5,000 円は、洗釜砂山地区の延長 1,200 メートルの送水管布設及び配水池築造の工事費でございます。

2 款 1 項 1 目は 406 万 2,000 円が地方債の元金償還分、2 目の 415 万 3,000 円が利子償還分でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 54 号に対する補足説明、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第 54 号について補足説明をいたします。

265 ページをお開き願います。歳入です。1 目の受益者負担金、これは現年度分は平成 15 年から 18 年度分の分割分と、19 年度告示の一括納入分並びに分割納入の第 1 回目合わせて 1,240 万円を計上しております。

1 目の下水道使用料です。これは 18 年度の収入見込額を 1 億 8,600 万円と、こう見込んでおりますので、18 年度の見込額 1 億 8,600 万円を計上しております。

国庫補助金であります。5 億 2,420 万円ですが、これは汚水処理場の直接処理施設整備の補助率は 55%、ほかの中継ポンプ場幹線管渠面整備などの補助率は 50%ということで計上してございます。

一般会計からの繰入金は 5 億 4,805 万 6,000 円ということです。

次のページをお開き願います。繰越金は 18 年度事業会計より 1,500 万円の繰越額を見込んでおります。

下のほうの下水道事業債であります。これは補助事業分、単独事業分合わせまして 5 億 6,140 万円を計上しております。

歳出です。1 目の一般管理費 8 節の報償費は、負担金の前納奨励金の 85 万 7,000 円は、前納分の 10%、1 万 450 円の 82 戸分を計上しております。

13 節の委託料、下水道台帳作成委託料は、18 年度事業実施の渦見町中学校付近の 5.7 ヘクタールと管路延長 2,093 メートルの図面台帳の作成委託料です。水道データ作成業務委託料は、水道の使用料のデータをもとに下水道料金を算定するための委託料であります。

次のページをお願いします。2 目の管渠管理費です。これはマンホールポンプ、市内にありますマンホールポンプ 56 ヲ所、それから金浦中継ポンプ場、整備済みの管渠延長 113 キロありますけれども、これの維持管理費でございます。

それから、3 目笹森クリーンセンター費であります。これの 13 節の委託料 3,944 万 7,000 円ですが、これは処理場の維持管理委託、脱水汚泥の運搬委託、それから水質分析業務、電気保安協会、消防設備点検などでございます。

2 款の事業費 1 目公共下水道事業費です。次のページをお願いします。13 節の委託料 9 億 8,525

万5,000円の施設整備委託料は、日本下水道事業団への委託で、処理場の建設委託、それから中継ポンプ場の建設委託、また詳細設計というふうなこと、それから仁賀保地区の館ヶ森付近の面整備4.1ヘクタール、それから象潟の管路、722メートルの設計委託、それから事業認可の変更業務の委託などがあります。ほかに、秋田県建設技術センターの積算システムの保守管理委託料の管理委託などがあります。

15節の工事請負費は、工事請負費8,350万円は、象潟地区の矢妻の幹線管渠714メートル、それから仁賀保地区の面整備4.1ヘクタール、それから、ほか舗装復旧費などでございます。

それから、3款の公債費は、元金の償還については平成4年度から13年度まで、利子償還金については平成4年度から18年度までの償還金であります。

予備費としまして、前年同様400万円を計上しております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第55号に対する補足説明を産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第55号に関する補足説明をいたします。

最初に、286ページの歳入から御説明いたします。1款1項1目1節の農業集落排水事業費分担金464万円は上浜中央地区の分担金で、19年度は1戸当たり8,000円の580戸分を計上しています。

2款1項1目1節施設使用料は、農集排水事業に加入する1,930戸分の使用料として8,469万2,000円を見込んでおります。

287ページになります。3款1項1目1節農集排水事業費県補助金1億817万5,000円は、上浜中央地区の工事施工等に係る9,050万円と、院内処理場機能強化事業に対する県補助金1,767万5,000円であります。

次に、289ページの歳出であります。1款1項1目11節の需用費の光熱水費2,677万5,000円の主なものは、処理場の水道料金、それから処理場やポンプの電気料金であります。修繕料250万円は、処理場、ポンプ場のフロアや脱水機、水中ポンプ等の修繕料であります。

12節の役務費では、手数料、各処理場の汚泥処分手数料、放流水検査料、農集排水使用料口座振替手数料等で1,093万2,000円を計上しております。

次、290ページになります。13節委託料では、処理場・ポンプ場保守点検委託料で1,390万円を計上しておりますが、各処理場やポンプ場の保守管理、点検等の委託料であります。

15節の工事請負費480万円は、マンホールのふたの高さの調整のための舗装修繕工事で、市内10カ所分の工事を予定しております。

次に、15節の工事請負費の1億4,360万円ではありますが、上浜中央地区管路、水道施設等工事の9,750万円は、大道下地区の国道の両側に管路1,200メートルを水道施設工事とあわせて施行し、中継ポンプ3カ所の設置を予定しております。院内処理場機能強化工事では、汚泥濃縮槽のコンクリート防食工事と脱臭装置設置等の工事で3,000万円を見込んでおります。仁賀保地区処理場等監視装置設置工事の1,610万円は、当市釜ヶ台を除く処理場6カ所と中継ポンプ14カ所をN T T専用回線で監視をしておりますが、経費の掛かり増し等の状況から、そのシステムの改修整備を行うとともに、杉山処理場の通信装置が故障しておりますので、その工事もあわせて施行いたします。



以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 56 号から議案第 57 号に対しての補足説明をガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 56 号平成 19 年度ガス事業会計について補足いたします。

4 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出になります。収入の部ですが、ガス売上 3 億 3,363 万 3,000 円の予算を計上しております。これは前年度の実績ということでそれをベースにしておりますけれども、対前年度比の前年度予算に比較しまして 349 万 7,000 円の減額ということになっております。対象戸数の 6,163 戸でありまして、対前年度比 140 戸の減少ということになっております。

営業外収益といたしまして、雑収入 2,438 万 1,000 円計上してございますけれども、これは熱量変更事業、当市は終わったわけですがけれども、まだ 22 年まで続いております。これに伴いまして、当市からも共同化要員といたしまして 6 名を派遣しております。八戸、能代、あるいは弘前等に本年度も派遣する予定でございますので、これらに伴います補助金ということで、天然ガス導入センター、あるいは派遣者等からの雑収入として 2,400 万円ほど入ってくるものでございます。前年度まではこの熱量変更ということで 3 条予算のほうに計上されておりましたけれども、本年度熱変が終わったことによりまして、こちらの収益的収入ということで上がってきましたので、ガスの売上が減ったにもかかわらず、ガス事業収益といたしまして、前年度よりも 1,500 万円ほど余計な歳入というふうになっております。

支出のほうでございます。主なものといたしましては、1 目の原料費 1 億 1,402 万 6,000 円、これは原料の LNG の購入代金等でございます。

それから、委託作業費、5 ページのほうの 23 目になります。これらは電気保安協会に対する委託、あるいは製造所の設備の点検業務の委託等でございます。

続きまして、供給販売費でございます。6 ページになります。委託作業費、下のほうにございます 23 目。これは先ほど申し上げました熱量変更作業要員ということで、うちのほうで 3 人ほど民間から借りておりますので、これらに対する委託作業代として支払うものでございます。また、検満メーター等の交換作業の委託というものも含まれております。

それから、その下 24 の賃借料でございますけれども、これらにつきましても派遣要員 6 名の現地での宿舍のアパート等の借り上げ等、そういうものが含まれてございます。

7 ページ、26 目需要開発費 1 億 3,306 万 9,000 円、これが開発費償却ということで熱量変更にかかった開発費の償却分でございます。これから今後 5 年間この額が償却になるというふうなことでございます。

それから、その上の、戻りますけれども、25 目の負担金 139 万 6,000 円ですが、これが熱量変更の共同化に伴いまして当市の負担金分として出ていくものでございます。

それから、8 ページをお願いいたします。一般管理費のほうの委託作業費ですがけれども、これは 164 万 5,000 円は、会計システム等の保守点検でございます。

25 目の負担金につきましては、ガス協会の会費等でございます。

それから、資本的収入及び支出になります。9 ページ、収入の部ですが、工事負担金になりますが、これは下水道工事に伴う工事、あるいは役場 2 号線等の改良に伴う工事ということで同じく工事負担金でございます。補償費ということでございます。

支出のほうです。10 ページ、23 節の委託作業費につきましては、設計業務の委託ということでございます。

工事請負費につきましては、公共下水道関連の工事、役場 2 号線等の工事、それから経年管の入れかえ工事というものを計画しております。

それから、業務設備費の委託作業費 58 万 8,000 円でございますけれども、本年度、新年度に料金改定というものを計画しておりますので、これらに伴う料金システムの改定というものの変更業務というものも見込んでおります。

33 節のメーター費ですが、これは 1,103 万 7,000 円、これは検満メーターの作業に伴う購入代金というふうなものでございます。

続きまして、57 号の水道事業会計になります。

23 ページのほうをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますけれども、給水収益 9,973 戸を想定しております、これは前年度比に対して 49 戸ほどふえてはおりますけれども、給水収益といたしましては、逆に前年度に比較しまして 327 万 9,000 円ほどの減額ということで計上しております。これは前年度の実績をもとにして算定したもので、4 億 5,286 万円を計上しております。

それから、その他営業収益といたしまして雑収益があります。515 万 8,000 円、これはひばり荘専用水道の管理委託、あるいは簡易水道業務の委託料ということで入ってきているものでございます。

営業外収益の補助金、一般会計補助金として 338 万 4,000 円でございます。これは簡易水道統合整備事業を行ってきたものに対する企業債償還の利息分として一般会計から繰り入れされているものでございまして、仁賀保地区の桂坂横森地区簡易水道分、それから象潟地区の横岡簡易水道分の統合分のこの 2 件についての利息分として繰り入れされているものでございます。

雑収益、その他雑収益につきましては、公共下水道等の料金算入に伴うデータ利用料ということで 119 万円ほど計上しております。

続きまして、支出のほうでございます。25 ページをお願いいたします。19 節の委託料、これは主に水質検査、原水に伴う水質検査等の委託料でございます。

それから、24 節の動力費、これは浄水場等の動力ポンプ、あるいは水源のポンプ、これらの電気代でございます。

薬品費は、次亜塩素酸ソーダ、あるいはポリ塩化アルミニウム、これは P A C、それから苛性ソーダ等浄水場等で使う薬品代でございます。

それから、26 ページをお願いいたします。19 節の委託料、これは上水の水質検査ということで、先ほどは原水でございましたけれども、これは上水のほうの水質検査の手数料、あるいは検満メーターの交換作業というものでございます。

それから、27 ページをお願いいたします。業務費の中の 19 節委託料ですけれども、これは検針

業務の委託ということで計上してあります。

それから、総掛費のほうの報酬でございますけれども、これにつきましては、先ほど出ました水道水源保護条例審査委員会等のそういうものの報酬等もこの中に含んでおります。

それから、30 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、負担金は、これにつきましては公共下水道、あるいは役場 2 号線等に伴う補償金ということで計上してあります。

補助金につきましては、石綿管の入れかえ工事等に伴う国庫補助金でございます。

それから、出資金として、負担区分に基づかない出資金ということで 307 万 4,000 円でございますけれども、これは先ほど出てきましたけれども、簡易水道事業の統合整備に伴います企業債償還分の元金の分でございます。これはまだ象潟の横岡地区のみしか元金の償還しておりませんので、この分 1 カ所地区として 307 万 4,000 円を計上しております。

それから、支出のほうでございます。31 ページ、19 節委託料につきましては、設計委託料でございます。工事請負費 1 億 4,977 万 7,000 円でございますけれども、公共下水道に伴う管路の工事、あるいは役場 2 号線の工事、石綿管の、石綿セメント管の入れかえ工事、鳥屋森配水場の増設工事というものを想定しております。

土地購入費でございますけれども、石綿管入れかえ工事に伴いまして、金浦地区について水源までの間の入れかえにおいて、今まで土地を無断ということではないんですけれども、無料で使用していたわけでございますけれども、新しく管を入れかえるに当たって、水源の整備も含めて、管理用道路も含めまして、この地域を新たに購入しようというものでございます。大竹牧野組合と協議をしているところでございます。

それから、業務設備費、量水器費、これは検満等のメーターの購入代金でございます。

以上でございます。

最後のほう、ちょっと言い違いがあったようでございますので、訂正させていただきます。水道のほうの土地の購入費 70 万円でございますけれども、所有者が大竹の牧野組合ですので、こちらのほうと協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これでは各議案の提案説明、それから補足説明が終わりました。

次に、議案第 2 号人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 2 号の質疑を終わります。

これから議案第 2 号の討論、採決を行います。議案第 2 号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本件は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。推薦者を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 2 号人権擁護委員候補者の推せんにつ

いては、推薦者を適任者と認めることに決定しました。

次に、議案第3号人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

これから議案第3号の討論、採決を行います。議案第3号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本件は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。推薦者を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第3号人権擁護委員候補者の推せんについては、推薦者を適任者と認めることに決定しました。

次に、議案第4号人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を行います。議案第4号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終わります。

これから議案第4号の討論、採決を行います。議案第4号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本件は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。推薦者を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第4号人権擁護委員候補者の推せんについては、推薦者を適任者と認めることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後6時44分 散 会